

第百三十一回国
参議院厚生委員会會議録第六号

平成六年十一月一日(火曜日)
午前十時三分開会

委員の異動

十月三十一日
竹村 泰子君 補欠選任 糸久八重子君
十一月一日
清水 澄子君 補欠選任 今井 澄君

出席者は左のとおり。

委員長 種田 誠君
理事 清水嘉与子君
宮崎 秀樹君
菅野 壽君
横尾 和伸君

委員

石井 道子君
尾辻 秀久君
大島 慶久君
大浜 方栄君
佐々木 満君
前島英三郎君
糸久八重子君
今井 澄君
旦下部權代子君
堀 利和君
勝木 健司君
萩野 浩基君
高桑 栄松君
西山登紀子君

衆議院議員

修正案提出者 戸井田三郎君

國務大臣

厚生大臣 井出 正一君

政府委員

防衛施設庁事務局長 浦田作次郎君
沖繩開発庁総務局長 渡辺 明君
厚生大臣官房長 山口 剛彦君
厚生大臣官房総務審議官 太田 義武君
厚生省保健医療局長 谷 修一君
厚生省社会・援護局長 佐野 利昭君
厚生省年金局長 近藤純五郎君
社会保険庁運営部長 横田 吉男君
兼内閣審議官 水野 国利君
常任委員会専門員 丹呉 泰健君
大蔵省主計局主計官 淡路 均君
運輸省運輸政策局長 均君
労働省職業安定局長 太田 俊明君
対策部企画課長 村上 清君
年金評論家 河川 博行君
日本労働組合総連合会副事務局長 庭田 範秋君
慶應義塾大学名誉教授 草島 和幸君
労働運動総合研究所理事

説明員

参考人

大蔵省主計局主計官 丹呉 泰健君
運輸省運輸政策局長 淡路 均君
労働省職業安定局長 太田 俊明君
対策部企画課長 村上 清君
年金評論家 河川 博行君
日本労働組合総連合会副事務局長 庭田 範秋君
慶應義塾大学名誉教授 草島 和幸君
労働運動総合研究所理事

本日の會議に付した案件
○国民年金法等の一部を改正する法律案(第百三十九回国会内閣提出、第百三十一回国会衆議院送付)

○委員長(種田誠君) ただいまから厚生委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
昨日、竹村泰子君が委員を辞任され、その補欠として糸久八重子君が選任されました。
また、本日、清水澄子君が委員を辞任され、その補欠として今井澄君が選任されました。

○委員長(種田誠君) 国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
本法律案の審査のため、本日、参考人として、お手元に配付の名簿の方々に御出席いただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。
本日は、御多忙のところ本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。
委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。参考人の方々から忌憚のない御意見を賜りまして、法案審査の参考にいたしたいと存じます。

次に、議事の進め方について申し上げます。
まず、参考人の方々からお一人十五分程度御意見を述べさせていただきます。その後委員からの質疑にお答えいただきます。その後委員からの質疑にお答えいただきます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は、その都度委員長の許可を得ることとなっております。また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いいたします。
それでは、まず村上参考人からお願いいたします。

○参考人(村上清君) おはようございます。村上でございます。
きょうは、三つの点について意見を申し上げます。まず、第一は給付の面でございます。

今回、特に六十五歳問題が論議の焦点になりました。ちょうどここに一年前の雑誌の記事がございます。読んでみますと、当時のプロジェクトチームが「六十歳から六十五歳までの対応策のパターン八通り(年金評論家 村上清氏の私案)」を参考にして検討したと書いてございます。年金評論家村上清というのは私のことのようにでございます。どうも大変光栄でございますし、当時のプロジェクトチームの方にはありがとうございます。申し上げます。

出てきた案を見ますと、私の書いた八通りの中に入っております。別に優先順位はつけておりませんからなんでもございすけれども、しかし私が書いたものの中に出てくる以上だめだと言わなければならないので、結構でございます。賛成でございます。と給付の面については申し上げます。ただ、若干のコメントをしたいと思っております。

今回の改正では、六十から六十五歳の間は定額部分はなくなる、ただし六十五歳からの年金を繰り上げて六十からもらうこともできる。減額率は今は五八%ですが、将来は合理的な率に見直すというふうに言われておりました。その合理的な率というのは私の計算では七〇%でございますし、国際的にもこれがまあ妥当な水準だとされております。

仮に定額と比例部分を五対五といたします。そこで、定額部分を六十歳から繰り上げてもらいますと、六十からの年金は一〇〇が八五になる。つまり一五%のダウンになるわけですね。従来から

厚生省の説明では、年金の水準は男子の月給の六九％と言われておりました。現役にはいろんな諸控除があります。社会保険料だけでも一二％ぐらゐが引かれておられます。税金を五％といたしますと手取りは八三％でございます。一方、年金はほぼ手取りでございます。現役にはほかにボーナスがありますが、これは住宅ローンとか教育費に消えてしまうものだと思います。

そこで、ネットの収入、つまり手取りで比較いたしますと、現役とそれから年金は八三対六九。これはわかりにくい数字ですので、同じことを別の率で言いますと一〇〇対八三、あるいは年金を一〇〇にすると現役は一二〇、または五五対四五という率に直しても同じことだと思います。

以前の世の中は家族内扶養でございまして、仮に私が五十万円の月給を稼いでいた、そのうち二十万円をおやじとおふくろに仕送りをしていただき、私の家族は三十万円で暮らしたとすると、多分あいつは親孝行だと言ってくれると思うんです。これは六〇対四〇でございます。今の率は五五対四五なんです。どっちがきついでしょ。若い人がそれだけ身を削っていることになる。若人じゃないでしょうか。今度、六十からもらった場合一五％ダウンだと申し上げました。一五％ダウンにしますと大体三対二ぐらいになるんです。つまり、親孝行の数字になるわけなんです。これが妥当な水準じゃないでしょうか。

日本は自由社会でございます。老後の準備を全部国に頼るというのはおかしい話でございます。これは連合さんがおつくりになった資料でも、一階、二階、三階、つまり国の年金、退職金、個人貯蓄、この三つを積み上げるんだと書いてあるわけでございます。基礎的な部分を保障するわけでございます。とすると、今度の改正は、六十五歳にしたというよりも給付の水準を社会保障としてあるべき妥当な姿にした、そう考えた方がわかりやすいんじゃないかと思うんです。そうすると、確かに国の年金だけで豊かな暮らし

しというのができるわけはございませんから多少の努力をするのは当たり前でございます。けれども、それをするならば六十歳で引退ができる。六十歳から六十五歳はそれぞれの人が自分の選択で働きたい人は働いていただく。あるいはもつと別の、収入はなくても社会のために役立つことをしたい人もいます。あるいは自分のやりた趣味、たった一度の人生でたった一人の自分でございます。それから、やりたいことをやって、そして自分は幸せだったなと思えるそういう生涯を送ることができるようになっていくんじゃないだろうか。

厚生省の案ですと、六十から六十五の間は就労プラス年金となっております。それ以前は就労で、六十五以後は年金と。私は、政府が国民の生活をパターン化するというのには好きじゃないんです。つまり、選択とか自由とか独立というのがあるのが自由社会の原則だと思います。これは今、世界共通の傾向です。大体、リタイアの年齢は六十あるはもうちょっと上ぐらいのあたりで一人一人が自由な選択をする、それが当然の姿でございます。アメリカを例にとれば、定年制は違法なんです。自分から自分が選ぶよりしょうがないわけでございます。そういう意味では、給付の面につきまして私なりの解釈も加えて、今回の改正は大変結構なことだと思っております。

それから、二番目は負担の側面でございます。物事は両面がございます。給付と負担の両方を議論しなきゃ意味がないわけでございます。ただ私、これをしゃべろうと思っております。先生が述べられた内容が載っております。これを見ましたら、私が言いたいことと全く同じことを既にしゃべられておりますので、重複することは時間とむだでございます。きょうは時間が限られておりますからごく簡単にいたします。ポイントだけ申し上げますと、厚生年金の財政計画では原則として五年に一回二・五％ずつ引き上げる。それを、五年に一度二・五％ずつ引き上

げるのにかえまして、その五分の一ずつ、〇・五％でいいわけですね、そのかわり毎年、そういうふうにする方がいんじゃないかなというふうに思います。その方が負担もしやすい。現に国民年金の引き上げは毎年やっているわけでございます。それから、できないことはないだろうと思うんです。

それから、年金制度というのはもう膨大なお金が動くわけですね。GNPの何割にも相当するお金にかかわる問題でございます。したがって、その運営あるいはその財政というものは国民経済に大きな影響を及ぼすものでございます。経済にとってプラスかマイナスか、結局のところ年金制度を支えるのは経済でございます。経済が豊かになればどんな財政をとろうという年金が払えるし、それから経済が落ち込んでしまつたら、財政計画がどうであろうと要するに年金も給料も粗末になつてしまつと、そういうことでございます。

これは、各国でもやはり国民経済と年金というものは大変大きな関係がございますので、例えば、それが貯蓄なりあるいは消費に及ぼす効果はどうかというふうなことで考えたと議論していただけるとよろしいんじゃないか。今回も二・五％ではなくてとりあえず二％、積み残しはまた二年後ということでございまして、若干の配慮がされていることは評価したいと思っております。将来はできればもっときめ細かな配慮もあつてよろしいんじゃないかというふうに思うわけでございます。

それから、三番目が国庫負担の問題でございます。新聞で見ましたところでは、衆議院の段階で国庫負担のことで何かもめてしまつて徹夜したとか、一日延びたとかそんな話を聞いております。でも、どうもその国庫負担の議論が私たちにびんとこないんです。私は基本的には国庫負担というのは好きではございません。例えば、アメリカは国庫負担ゼロでございます。労使が折半負担の社会保障税だけで、給

付もそれから事務費も全部賄っておりまして。彼らの言葉で言うとセルフサポートと言っているんです。自分の足で立つ、財政的に独立していく、そういうことによつて内容が透明になり、そして過剰な給付も制度の合理化もあるいは事務の効率化も厳しくやれるわけでございます。ただし、アメリカの場合には対象は働き手でございます。日本のような皆年金ではないわけですね。適用の範囲を働き手以外に拡大する、つまり日本のような皆年金にしてしまつと国庫負担なしでは済まないよというのは、これは外国の専門家に聞いてもみんな言うところでございます。日本も基礎年金というものをつくりまして、これは皆年金、だれにでも出さなければならないとしたわけですね。

諸外国の基礎年金はどうなっているか。約十カ国でやっておりますけれども、概して税方式でございます。保険料の支払いもございまして、三号の届け出のようなものもございせん。要件は居住、例えばその国に四十年住んでいるということだけを条件にいたしまして、六十五歳になつたら五万円を支給するとかというふうになつてくれる。国際的な用語ではユニバーサルペンションとかユニバーサルベネフィット、日本語にすればもう本当の意味の皆年金なんです。この基礎年金は大部分が税方式でございます。一般税収の場合もございまして、一部目的税の場合もございまして、要するに税金を払う。それで条件は居住、つまりその国にいたということだけなんです。そのかわり税率は高いです。御案内のように間接税はみんな二けたでございます。それだけの税金を取らなきゃ払えないのは当然でございます。

それから、例外的にイギリスとオランダは社会保険方式でございますが、掛金は所得基準です。そして、その費用は所得税にプラスして税務署が徴収しておりますから、取られる方から見れば税金が少し余計に取られるというふうな感じだと思っております。消費税を引き上げる問題、これは批判が大変多

うございます。一つは逆進的だということなんです。これはもう世界共通の理屈でございますからそのとおりなんでしょう。お金持ちも貧乏人もみんなから定額の一万円を取り上げるという国民年金は逆進的じゃないんですか。税の言葉で言えば人頭税です。最悪の税だと言われております。税も社会保障料も取られる方からすればもう同じなんです。公租公課の一部なのでございませう。私の知っている限りでは、定額掛金で失敗した例はございませう。かつてのイギリスです。成功した例はございませう。

難点が三つあります。一つは、日本の国民年金の場合は掛金が定額ですから、負担能力に一切関係ないということです。これじゃついでにいけない人がふえるのは当たり前でございます。

それから二番目は、強制徴収できない。強制徴収できない社会保険というのは成り立たないんです。どの国でも強制的だということになっていくんです。アメリカの例がございました。クリントンが大統領になったときに司法長官になりかけた人が、メイトさんの社会保障税を払わなかったために首になったというのがございませう。そのぐらい厳しいものでございませう。

それから三番目に、管理のために大変多額の人手と経費がかかっております。つまり、もうテレビの受信料のように一軒一軒訪ねていって、払ってください、おばあちゃん、と言ってやっているわけです。それじゃ手間暇かかるのは当たり前なんです。

私の考えでは、将来の姿はやっぱり税方式じゃないんじゃないか。こうすれば皆年金になるわけです。日本では基礎年金にしたいという理念を持っていますから、そうしなければ必要な金は決まっています。例えば、お年寄りの数掛けの五万円なら五万円というその総額を何かの形で現役が負担しなきゃならない。その負担の方法を直接税、まあクロヨンがございませうけれども、直接税でやるのかあるいは間接税、消費税でやるのか、これも益税なんてあつては困るわけでございますけれども、それとも人頭税式の定額でやるのか。それから、できることならば管理費を少なくしたい。つまり管理費は消えてしまう金なんですから、それを少なくすればそれだけ国民の負担は少なくて済むわけでございます。そういう内容、金の流れ、効果、そういうことを全部透明にして見せたら結論というのはおのずから出るんじゃないでしょうか。

今回の国庫負担の問題につきましては二分の一にしようとかいうふうな話も聞いておりますけれども、それにしても大した影響はないです。今の状態はそう変わらないです。要するに、ピークの掛金がやや低くなるというだけのことでございます。まして、今はまだ五合目なんです。五合目でも数百万人脱落しているんです。外国の人から、なぜそういうことになるんだという疑問の手紙がたくさん参ります。

ただ実際には、先生方苦労していらっしゃるうちに、消費税の引き上げというのは容易じゃないです。もうあれをやったら選挙でみんな落っこっちゃうかもしれない、そういう話でございませう。ですから、やっぱり時間をかけてやらなきゃならない。でも、先生方とそれから役所とマスコミが全部して大きな声で言えば、そんなのは国民にわかるんです。

そのわからせる第一弾といたしまして、国庫負担という言葉はやめていただきたいんです。税負担という言葉にしませんか。同じことでしょう。国庫負担という、何か大きな蔵があつて、先生方が行って頑張つてそこから分捕つてこられるという感じなんです。だから、税負担をする覚悟がなきゃ年金は払えないですよ。覚悟してもらうんです。そのかわり、税金を払う対価として年金、特に基礎年金ですね、これは必ずだれにも出るんだ、無年金者は一人も起らないんだと。本当にお年寄りを見ていると、年金があるのとなないんじゃないかと地の違いでございませう。

今の日本の基礎年金は、国際的に見て異常な姿でございます。国民年金が発足したあのときに苦勞なされた小山進次郎さんという方の本を見ましても、定額の保険料ではいざ行詰まる、だから負担能力に応じたものに将来は改めるべきだ、もうつくった御本人が書いていらっしゃるんです。あれから三十年以上たちました。もうこの時点で抜本的に議論して、基礎年金は将来どうあるべきか、それをひとつ、今回は間に合いませんけれども、その次にぜひ御議論いただきたいと思つてございませう。

どうもありがとうございました。

○委員長(種田誠君) ありがとうございます。次に、河川参考人をお願いいたします。

○参考人(河川博行君) 労働組合連合の河川でございます。きょうはお招きいただきましてありがとうございます。

きょうお配りいただきました改正する法律案の参考資料を拝見させていただきました。最初に書いてあります「年金制度改正に至る背景と経緯」、非常に感慨深く読ませていただきました。簡潔にして意を徹した名文だと思つて。前回の八九年年金改正に当たりまして、八七年十一月に連合が発足して年金審議会に対応しましたが、そのときの改正案に対しては、「背景と経緯」に書いてありますように、連合は定年引退と六十五歳支給の連結がないということで当時政府の審議会について労働委員を退席、俗に言えばボイコットいたしました。八九年の年金改正にも反対を行いました。異例な行動をとったわけでございますが、結果、ここに書いてあるとおり、前回の改正では衆議院で与野党一致で今回の改正に先送りされて今日に至っているわけでありませう。

さらにさかのばれば、八五年の改正以来十年ぶりの結論、決着を出さなきゃならない場面、さらにこれから三十年先を見込んでおるわけですから、ある意味では日本の進路にかかわる重要な一つのテーマだと思つて臨んでおります。その意味で、この臨時国会で与野党一致、さらに国民も納得した内容でもって決着をつけることが肝要と、このように考えて臨んでまいりました。

そこで、改革の視点について三つほど、私どもが感じておりますことを申し上げておきたいと思つております。

今回の年金改正の場合は、日本の今日までの雇用制度と社会保障制度をリストラクチャリングしていく中身であるというふうな受けとめております。いわば人生六十年、労働力過剰を背景にしてつくり上げられた雇用制度を、労働力不足時代に対応して、しかも現実には人生八十年になつておるわけでございませうから、人生八十年に対応したシステムにリストラクチャリングしていくという中身であるというふうな受けとめております。しかしながら、現実には人生六十年を前提にした雇用制度になつておりますから、そこになかなか難しいところがあります。今からおおむね二十年ぐらひかけてそういうふうに移行をしていかなきゃならないスタートに当たっているというふうな考えでおります。

二番目に、国民全体をとつてもそうであります。とりわけサラリーマンにとりまして年金改正は、実感で申せば五年に一度の生涯所得の配分のルールを改定するときでありますから、あえて言えば最も重要なテーマであると思つております。ピーク時に向けて、二〇二五年に向けての基本論議でございませうが、同時に、きょうあすの問題であります。ある面ではサラリーマンにとって生涯の問題でもあるし、家族の問題を含んだ問題として取り組んでおります。特に今回の改正の場合、いわば来月の給料袋からサラリーマンにとって一割のチェックオフ、会社の一割の負担増と、こういうことになっていくわけでございますから、極めて現実的な問題であると同時に、二〇二五年、三十年先まで見通して、しかも法律で方向を決めていくわけでございますから、極めて重大な課題として考えております。

三番目のスタンスといひますか、気持ちで、特にこの点は申し上げたくてきょう資料も持参した

わけでございますが、政府は鳥の目のように上から改革の視点を見るわけでございますが、私どもサラリーマンの立場で申し上げれば、地についておりまして虫の目で全体を見るわけでございますから、上から見たプログラムと下から見た声とがインターフェースしたときに改革が円滑に進む、このように考えておりますが、少し資料を使つて、下からのサラリーマンの声ということでお聞き取りいただければと思います。

資料を使わせてもらいますが、二つ資料を持っています。いずれも連合の作成した資料であります。

資料一ページのところ、これは大変恐縮でございますが、現役の高齢化社会に向けての意識でございます。現役の特に中高年は、率直に申し上げれば、高齢化社会に対してOBよりもはるかに暗い見方をしております。将来に対しての不安が非常に強い。同時に、高齢者の生活水準の格差が広がるというふうに見えているんです。これが現役の見方です。

それから、政府の資料にもついてありますが、有識者調査で、六十代あるいは七十代も大いに働きたいという意識が載っております。一般的に意識調査をいたしても、同様な結果が出ています。私どもがやっても出ます。しかしながら、実態の意識と建前の意識は違ふというふうに御承知いただきたいわけがあります。

ここでいったら資料二ページのところに詳細は載せておりますが、実態で申し上げれば、年金が減額されない範囲であれば働くという人と、もう六十で結構、疲れたというのが四割ということ、その二つで大部分であります。フルタイムで働いてもいいという方は現在でいえば二七％程度しかおられません。潜在的な意識のある方を加えても三〇％程度であります。したがって、建前という失礼ですが、こうありたいという気持ちと実態の意識には相当の乖離があるという上り立って進めなかならない、このように考えております。あと、資料をつけてありますが、老後

格差がかなり実態としてある、また将来も広がるというような面も持っているということであります。

それから、資料の二として二つの資料がございますが、連合として、特にサラリーマンとしては負担を、もちろん今回は年金改正でありますから年金のことを最も重視して考えておりますが、年金だけではなく税として年金あるいはその他の社会保険等を含めたトータル負担、あえて言えば国民負担率ということになります。おおよそ負担率五〇％を目標にしながら、税金及びその他の保険をどのように負担していくかについて納得していくかということの視点で取り組んでおります。

ちなみに、年金改正と消費税が今回論議されておりますが、政府原案どおり上がっていくということになります。この資料に載せておりますように、年収五百万の方であれば九四年度レベルで消費税一・七、それから所得税・住民税三・一、社会保険料九・〇ということ、一三・八、九三年で一四・二ですが、減税が先行いたしますからことしと来年は下がりますが、消費税が上がる九七年、あるいは年金で申せば、保険料が一七・三五になる年は五百万の人で一五・七、九八年は一六・一と。さらに、社会保障制度審議会が提案されているような介護保険などというものが出来ればこの上に加算をするという数字になっていくというように、トータルな負担率として見ております。

あと、七百万、八百万と一千万の事例を挙げております。また数字の根拠も資料に載せておりますが、このように相当の負担増が来月から上がっていく、この五年間でも相当上がっていく。さらに三十年先、ピーク時に向けて保険料は三〇％というように上がっていくということでございます。から、そういうことを決意して臨んでいっているということでございます。

特に、前回の改正以来、連合としましては年金審議会に、この現在の保険料一四・五％をおおむ

ね三〇％、倍にしていこうということについて、厳しい負担であるが承知をして臨んでいく、同時に、賞与についてもチェックオフされることについて決意を固めて臨んでまいりましたが、特にこの国会の前の段階では、いわゆる六十五歳への移行のプロセスと、そして先ほど村参考人から御指摘の基礎年金につきましては、連合は当初三分の二というふうな申し上げておりましたが、この国会の段階では二分の一ということ強く求めました。

なぜ強く求めたかにつきましては、基礎年金の持つ意味も御承知のとおりでございますが、あえて申し上げれば、高い負担を来月から三十年先までくつきり上げていくことを抱えてやっけていくわけでございまして、企業サイドもそれを当然負担していく。したがって、政府としてどのように腹を固められますかという気持ちもございいます。

同時に、OBの方につきましてもネットスライドになったということ先ほど詳細に村上参考人からお話のように、OBも一定の我慢をしておるということでございます。政府の決意と目標というものが明示されて、また将来への格差是正の展望も方向づけていくことが極めて重要と、このように考えております。

その面で、現役とOBとそして政府の三者の合意といえます。決意があつてこれだけの負担を乗り切っていくものと思っております。とりわけ政府及び議院が国民に決意のほどを明示いただきたいということがこの改正に臨んでの最も重要な点の一つであります。

もう一つは、移行のプロセスに当たってより円滑にするためにということで、既に衆議院で修正をされた諸点についてお願いを申し上げます。

最後に一点、残つておると言えば失礼でございますが、働きたくても働けない人を法律の上であらいたくはまた議会の意思として何らかの形で明示いただきたいと思っております。現在の実感を申し上げれば、法にかない、理にかない、情にかないということではなければならないと思ひますが、いざいざにしても、サラリーマンなり国民の立場から見れば、六十歳支給が六十五に変わるという、現実にはそうありますから、そこへ法律としての情が必要であると思っております。

とりわけ、最近私どものところに資料が集まつてまいりますのは介護にかかわる点でございます。特に今、介護休業もかなり普及をしております。その中で出てくる一つの事例を紹介いたします。奥さんが交通事故でけがをされて寝込まれた状態で、しかも完全な介護を要する状況になったとき、今公務員は三カ月、民間で協定されたのは一年の休業が出来ますが、無給ですが、その中で結局収入が閉ざされるために職場に帰ってくるという状況になっております。したがって、六十代の前半層で、障害者あるいは四十五年の保険を掛けた方だけではなく、そういった方がいろいろな形で社会の変化の中から出てくるというふうな思っております。

そういった面で、いわば厚生大臣が認められる内容のものについては六十歳から部分年金を支給するなどというようなことをできれば法律の中に盛り込んでいただきたいと思っておりますが、できなくとも国会として意思をそこに明確に出していただきたいと思っております。

総理も人に優しいということを所信の第一としておられますだけに、そのところを法律の中に法と理とそして情というものを最後に入れていただいて、高い負担と国民の相互扶助に向かつてもらいたい。また、労使の間におきましてもこれを機会に、六十代の前半層はもちろんでございますが、高齢者が積極的に就業していくように労働協約を変え、設備を変え、システムを変えていくことに全力を挙げていくということも申し添えて、この国会で国民が納得する内容で決着をつけたいと思ひます。以上です。

いいことというのは、既にもう我々は先取りいたしております。日本国民が全国民的な規模で長寿化し、そして長生きをして、その割に結構健康という点でも痛めつけられることなく生活をいたしております。ですから、長寿化といういいことを我々は既に先取りをいたしまして、その金銭

しかしながら、そのことを是認すると同時に、どうしても私たちは認めなければならないことがございます。それは結局、年金改正を緩和するあるいは先送りするということは、要するに後代に負担を回すということでありまして、借金をせがれに残す、孫に残すということとほとんど事情は同

万になりそうだと、こういう点も六十五歳問題の痛みをある程度は緩和するのではないかと思います。

そのほかいろいろございまして、何にも増して我々が忘れてはならないのは、六十五歳問題が最終保険料率に対して大体五％ほどの引き下げ効果

なお、厚生年金の保険料率の引き上げ、これも具体的に言いますと大変痛い話でございます。何のことはない、給料が減るのと同じようなことになるのではないかと思います。しかしながら、この上げ率が大幅きつくなつたということの原因の一つは、年金改正をその都度先送りしながら今日に來たからである、こういうことが言えます。したがって、年金改正を優柔不斷のままあるいはなまぬるいままで先送りいたしますと、この二・五％という保険料率の引き上げがさらに後代に大きな数字となつてのしかかる、こういうことでございます。過去の経緯は將來への警告を意味してゐる、こう考えてよろしいのではないかと思

います。

そのほか、年金改正にはいろいろの問題がござい
ますが、一つは可処分所得、別名ネット所得あ
るいは実質的な賃金スライド、こういうことにな
っております。恐らく、学術的には可処分所得
スライドというのが一番正しいのではないと思
います。これは当面はさしたる効果は上げない
かもしれませんが、将来に向けて相当大きな財政
的效果を生むと思います。同時に、これは年金受
給者にも現役世代と少しは痛みの分け合いをす
る、こういうような意味合いもありますのでこれ
も妥当な措置ではないか、こう思うわけでござい
ます。

また、雇用保険の失業給付と年金給付の併給調
整というような問題も出ております。これはほと
んど反対する方がなかったように私は記憶いた
しておりますが、どうしてかといいますと、やは
り一つの筋が通っているからではないか。失業給
付をもらいながら年金給付をもらうというのは、
一方において定年退職して働かないから年金をま
らう、片一方には働こうと思うんだけれどもその
機会がなければ年金給付というわけで、論理
の使い分けがなされているのではないかと。こうい
うふうに考えますと、この雇用保険の失業給付と
年金給付の併給調整においてはやはり筋を通され
ておるといふ意味におきまして私は賛成でござい
ます。

それから、ポータス保険料の導入、こういうわ
けでございしますが、これもどちらかというとやは
り痛いことは痛いですが、たとえ何でも保険料を取
られるんですから、サラリーマンにはやはり痛み
を伴う措置だろう、こう思います。しかしなが
ら、もしこのポータスの問題を横に置いておきま
すと、どちらかというと好景気の会社あるいは大
企業あるいは時流に乗った産業というところはこ
れからポータスに相当逃げるんじゃないだろうか、
そして年金掛金は取られないで済む、こういうこ
とになるんじゃないだろうか。同時に、賃金と年金
の調整をするときに、給料を少なくしておけば年

金がたくさん来るという意味でそこでもうまいこ
とをする、そういう表現が果たしていいかどうか
わかりませんが、わかりやすく言えばそういうよ
うなことがはやるんじゃないか。こう考えます
と、どうもポータスにも少し制約といえますが、
制約を加えるというように意味でポータス保険料
の導入というのは公平、公正の原理に合うのでは
なからうか。

と同時に、これから国際化の時代が参ります。
そうしますと、雇用問題、雇用条件というよう
なものもだんだん国際化しなければなりません。国
際的には余りポータスといったようなことは
やっております。こういうことを考えますと、
やはり給料というものを置いてサラリーマ
ンは生きていくという国際慣行に近づくいいチャ
ンスではなからうか。同時に、総報酬制とか年俸
給制などという新しい動きにも対応する条件を整
備していく、そういったようなことも言えるので
はなからうかと考えるわけであります。

また、先ほどから村上先生を初め国庫負担の問
題ということが出ております。私聞いております
と、それぞれまことに妥当でなかなか反発のしよ
うもないような気がいたしますけれども、ただ、
私は国庫負担の問題ということでは少し時間をかけ
なければいけないんじゃないだろうか、どうしても
そう思います。

まず、何はさておき財源の問題を考えなければ
なりません。そして、この財源の問題を考えると
きには、税負担の不正というところもあるかもしれ
ません。それから、税金を取るとか年金を出す
とかということ、ミーンズテストとかインカム
テストとかいうことを、どうしてもこれは国庫
負担を導入し税方式になるには許容をしなければ
ならないのでありますが、こういうことに対しま
してなかなか社会には抵抗が強いわけでありま
す。この抵抗を取り除かないと、何のことはない
サラリーマンが税金の相当部分を負うように、ま
た一段ときつくなってしまうんじゃないかと思
います。

なおまた、それでは消費税ということでもござい
ますが、今軽々に消費税率をこまで上げると、
恐らく五、六％上げないと三分の一から二分の一
にならないんじゃないかと思えますけれども、そ
のようなことを、ようやく少し景気が上向いてき
たときに公言することが、政府が率先してそうい
う方針を打ち出すことがどういうものだろうか。
年金は、一方においては国民生産性、国家の成長
力を無視してはあり得ないと同時に、やはりそれ
ほど社会環境に影響されるのであれば、せつなく
よくなりつつあるのに悪い形の景気刺激を生みそ
うな税金問題を余り軽率にいじくるのはどうい
うものだろうか、こういうことを思うわけであり
ます。

一番最後に、やはり一元化といったような問題
が出てくるかと思えます。一元化なくしては、
結局日本の公的年金全般の安定と維持、永続とい
うことはなかなか期待したいと思えます。一つ
の年金団体、小さな年金団体が倒産でもいたしま
すと、もうその影響は一遍に広がります。それで
なくても若者の中には年金不信感というようのも
もあるわけでございしますから、まして、どの年
金団体であれ倒産とか崩壊とかいうことになれ
ば年金不信は一挙に広がるんじゃないかと思
います。そのような中で高齢化に対応するほどの
年金が果たしてうまく組み上げられるであろうか
という、なかなかきついなと思えます。したが
って、一元化というの公的年金の永続、安定
のためにはどうしても必要なんじゃないだろうか、
こう考えるわけであります。

そのためにも、まず前提条件として年金改正が
行われていなければ、とても年金の一元化など
いうことは合理的になし得るといふ見込みはござ
いしません。年金改正の成功がなくては年金の一元
化はないのであります。年金の一元化なくして
年金の国家的安定、永続はないのであります。
そして、年金の国家的安定、永続なくして豊かで
安心のできる高齢化社会というものは生み出せな
いのではないかと。

こう考えますと、一元化の問題をにらんでも、
なおかつ年金改正はある程度の痛みはどうにもや
むを得ない。もともと長寿化といういい点がある
わけなんですから、その代償としての痛みと、
このようにお考えをいただきました。ぜひ年金改
正を成功させていただき、そして長期永続的な年
金の安定を図り、我々一般国民の老後というもの
をひとつ確保していただきたい、このように願
います。

○委員長(種田誠君) ありがとうございます。
次に、草島参考人をお願いいたします。

○参考人(草島和幸君) 労働総研の草島と申し
ます。

一言お断りさせていただきますが、労働総研と
いうのは全労連と密接な関係がありますので、年
金問題について全労連の主張や見解を踏まえて私
の意見を申し述べさせていただきますということに
させていただきます。

私は、今回の年金法案に反対するという立場で
意見を申し述べたいと思えます。

最初の問題点は、やはり支給開始年齢にかかわ
る問題です。

六十歳から六十五歳にするということにつ
いて、政府や関係審議会は今後の法案を準備する過
程で、六十歳引退社会から六十五歳現役社会にす
るんだとか、あるいはまた、現行の年金制度は雇
用阻害的な制度だから雇用促進的なものにする
ということを挙げておられたようです。私はこの考
え方について、実は内容上極めて問題の多い見解
じゃないかと思う。つまりそれは、現実の日本の労
働者の労働と生活の実態を余りにも無視した考
え方じゃないかというふうに理解しているところ
でございします。

今、民間企業の大部分は六十歳が定年というこ
とになっております。私、この定年制という問題
について考えるに当たって、要するに六十までは
雇用が保障されるという側面と、そのコインの裏
側として六十になったら雇用は強制的に打ち切ら
れる、その両方があるというふうに定年制につ

て理解をするんですけども、実態としては六十までの雇用保障という側面が最近では相当空洞化しているんじゃないか。そして、もう一つのコインの裏側である六十歳の強制退職ということについては、これだけは現実には生き残って合法的な解雇の制度と仕組みとして行われているというのが実態じゃないかというふうな考えです。

六十歳定年ということになるとするならば、六十を過ぎたら無収入状態ということになるのは当然の話です。仕事から離れるわけですから。無収入状態というのは、いわばサラリーマン、労働者にとつては地獄の入り口に立つという事態だといふふうにとらえるわけですけども、このときからの暮らしを支えるのは何かといったら、今まで、これからはしばらく続くようですけども、公的年金が六十から支給されるということと地獄の入り口から救われるという状態だったわけですが、今回の法案ではそれが半分になる、報酬比例部分だけになるといふことにされようとしております。

半分出るから地獄の入り口から救われるかというふうな考えたら、これはとてもそんなものではないと思います。労働者と家族の暮らしというのはやはり一定の額が絶対的に必要だ、絶対的な要件としての金額というものが必要だといふふうになるわけですから、半分でいいというその状態は到底理解できないというふうな考えです。

そういう点から見ていきますと、引退社会から現役社会へというのとらえ方というのは、六十から先、半額になった年金では生活できないからどんな労働条件であろうと高齢者が次の仕事につかなきゃいけない、えさを減らしておいて働けというのをたたく以外に考えられないというふうにとらえていかざるを得ないと思います。これは現実の事態として本当にひどい事態だといふふうに思います。

まして今度の法案によれば、六十歳からの後退が二〇〇一年から二〇一三年にかけて完成をするといふことになっておりますが、このときに六十

歳から六十五歳にかかる世代というのはまさに戦後生まれ世代、第一次ベビーブームと言われるのが一九四七年から三年間だと言われておりますが、この世代の人たちは年間二百七十万人生まれたといふことですから、三年間で八百万人の大集団が世代としてあるわけですが、この世代が西暦二〇〇〇年の初めに一挙に六十から六十五に入っていく、まさに強制退職の時期ということと年金の支給開始をおくらせるという時期に重なってくるといふふうになってくるわけです。

言うまでもなく、戦後世代が六〇年代以降の日本の経済成長を支える労働力の主役であったわけですから。今日の日本の経済発展の労働力供給の主役だった、主人公だった方々です。この人たちが四十年も働いて六十になる、さらには六十五になるというときに、年金は半分ですというのでは余りにも過酷な事態ではなからうかというふうな言わざるを得ないと思います。

私はこういう点で、六十五歳問題というのはぜひもう一度考え直していただきたい。日本の労働者の労働と生活の実態からしたら、これは余りにも過酷だ。まして、戦後世代のあの人たちがその一番最初に直面する世代に当たっているといふことについては、ぜひとも御考慮をいただきたいといふふうに考えているところでです。

もう一つ、定年制についての空洞化、現実には空洞化しているという問題について、ぜひとも御理解いただきたいと思ひます。定年までが、六十歳までが完全な雇用保障の状態ではないという点についても御理解いただきたいというふうに思ひます。

九二十年十月に労務行政研究所というところが企業の調査を行った結果を発表しております。定年前の定期昇給はどういうふうになっているかというところで企業からの回答を集計した結果によると、一般と同じだというのが二八・四％です。それ以外のところは、定期昇給を減らすとかあるいはストップをするとか、ひどい企業になると、マイナス定昇といつて今ある賃金を逆に減ら

していくという企業もある。これは三・六％と極めて少ないですけども、そういう状態になっている。それから、定期昇給以外の賃上げではどうかというところ、マイナスベアになるということも現に行われるわけですけども、三三・七％が何らかの形で賃上げもストップをする、逆に賃金を減らすといふことをやっているという回答が寄せられております。

六十までまともな状態で年功序列のつべんまで行けるなんという状態はもう既になくなっております。政府が五十五歳定年を六十歳に引き上げるといふふうには強く働きかけたのは八〇年代です。八〇年代に企業の大部分が五十五歳定年を六十歳にしました。そのときにこういう事態が企業の中で起こっているという点は大変重要な問題、意味を持つのではなからうかというふうに思ひます。六十歳から六十五歳というところを考えた際に、高齢労働者の賃金、労働条件についても同様な事態が起こり得るというふうに思ひております。

ましてや、最近ではリストラ合理化といつて、出向、配転、事実上の退職である移籍あるいは強引な退職勧奨といふことが行われている現状です。労働省が行った雇用管理調査では、これは九二年の六月ですか発表されたところによると、六十歳定年制を持つていて一人でも六十歳定年でやめた労働者がいる企業はどれくらいかというのを発表しております。たった四八％しかない。六十歳定年はあっても六十前に半分以上がやめさせられていて、企業としてやめさせているという結果も出ておるといふところから見ると、この六十歳の支給開始を六十五歳におくらせるということの持つ意味というのは大変大きな問題点があるといふふうには指摘しなければいけないと考えます。

同時に、私はこの点について、高齢者の雇用をめぐる現状あるいはこれからの見通しという点についてぜひ御考慮いただきたいというふうに思ひます。先ほど来、部分年金が出る、就労すれば賃金が

上積みされる、雇用保険からの奨励金が出るという話がありました。問題は、高齢者が働く場があるかどうかというところでの上積み効果が発揮されてくるわけです。在職高齢年金も同様です。雇用の場が確保されなければ上積み効果はなしということになってしまふわけですので、高齢者の雇用が本当に確保できるかどうか、これについてやはりぜひとも御考慮いただきたいと思ひます。

西暦二〇〇〇年の初め、先ほど申しましたように戦後世代が、第一次ベビーブームの世代が約八百万人、三年間かけてどつと高齢者の段階を迎えるわけです。これが労働市場に無職の労働者としてはいき出されてくるというときに、高齢者をめぐる労働市場の状態が民間の企業の努力だけで十分に吸収していくことができるのかどうかという点については甚だ疑問です。

ということであるとするならば、六十五歳現役社会と政府がおっしゃるのでしたら、六十五歳現役になるような高齢者の雇用について政府はどのような責任をとらうとするのか、その点をはつきりすべきでなからうかと思ひます。今のところ何も示されていないといふのであるならば、これにかかわつての年金問題についてぜひとも六十歳からの支給というのを確保しておかなければ、高齢労働者はそれこそ大量のホームレスにならざるを得ないんじゃないかというふうな考えるところです。

二つ目の問題点として、保険料率の問題について意見を申し上げます。

現在、現役の労働者については実質賃金が二年連続で低下する、前年を下回るといふ状態がほぼはつきりしております。この八月に国税庁が民間労働者の給与実態というのを発表したところによると、名目賃金でもダウンするのじゃないかというふうなことも言われております。大変深刻な事態だといふふうに思ひます。したがって、政府も所得減税を行つていく、来年も三兆五千億規模の所得減税を行うといふことになっているようにで

すけれども、一体この保険料の引き上げ、十月からやるといいますけれどもおくれそうですけれども、この引き上げというのがこういう状態の中でどういう意味を持つのかというのをぜひ御考慮いただきたいと思います。

労働者と事業主の負担分を合わせると、年金の保険料引き上げでトータルで約三兆円が政府の方に戻ってくるというふうに言われています。所得減税三兆五千億円ですから、減税の効果というのは保険料の引き上げによってほとんど帳消しになるという事態になってきます。ましてや、労働者は目に見えて一%の保険料を余分に負担するということになるわけですから、標準報酬の平均は約三十万円ですけれども、これに置きかえてみますと、毎月約三千万円、一年間で三万六千万円、ボーナスを含めたら、労働折半で一%の半分で約五千万円とするならば約七千五百万円が引かれるわけですから、こういうことになったら個人としての労働者の減税効果はまるでゼロ、余分に持ち出しになるという事態になると思います。

こういう時期に労働者あるいは中小企業の負担も大変だというふうに思いますが、こういう保険料の引き上げはやるべきではない。むしろ、消費を高め景気を刺激してもっと豊かな状態になってから財政のあり方をどうするかということを経営的に考えるべきじゃないか、根本的に考えるべきじゃないかというふうに思います。三つ目の問題としては、そういう年金財政を含めて全体の問題にも関連するわけですから、国庫負担の問題について一言申し上げたいと思います。

基礎年金への国庫負担については、大変奇妙な事態が今の国会に起こっているというふうに私は思わざるを得ないと思います。旧連立政権のときに野党であった自民党と社会党は、衆議院段階ですけれども、基礎年金への国庫負担を二分の一に引き上げるという修正の御意見を出されていたようです。ところが、これが政権与党になった。今度は旧連立が野党になったということになると、

旧連立、現に今野党の側が衆議院段階の審議では二分の一の国庫負担率引き上げということを御主張なさった。

結果的にはちょっと先延ばし、先送りするということで結論が出ないまま今日に至っているという状況なんです。この事態をトータルで見たらどうかといったら、国会を構成する政党のほとんどが基礎年金への国庫負担率を二分の一に引き上げるといふことを御主張なさっているという状態だと思えます。であるにもかかわらず結論が出せないというのは、国民にとってはなかなか理解できないというふうに言わざるを得ないと思います。

当面、基礎年金への国庫負担率の引き上げというのには、先ほど村土先生がおっしゃったように、負担に耐えられない層が国民年金被保険者の中でどんどん膨らんでいるという事態も含めて大変緊急を要するというふうに思います。まして、基礎年金について二分の一の国庫負担から計画的にこれを全額国庫負担へ持っていくような、いわゆる税方式の年金にしていこうとすることであるならばやはり無年金者の解消ということに直結するでしょうし、我々の公的年金に対するもっと充実した負担と給付の側面における改革が可能になるのではなかろうかというふうに思います。

この問題についての財源としての消費税ということはこの場で言うこともありませんので、私はあえて消費税を使わなくてもやるべきじゃないかというふうなところだけを申し上げておきたいと思えます。

次の点は、可処分所得スライドに関する問題です。可処分所得スライドが現役労働者とのバランス上必要だという御意見が多いようですが、現実の年金生活者についての実態からぜひ御考慮を願いたいと思うんですが、老齢年金の受給者については、現実には所得課税の対象として老齢年金から税金を持っていかれるという状態になっておりま

そういう実態を踏まえて、さらにまた健康保険の負担も強いられるということから見て、年金生活者にも可処分所得という、そういう概念があるかどうかかわかりませんが、そういう事態があるということを考えていただければ、均衡論というのはいくらも少しトータルの立場で考えただけだということにふたに考える次第です。

雇用保険等について若干意見を申し上げたい点もありましたが、時間ですので省略させていただきます。

最後に、年金問題が国政上のトータルの問題としてぜひとも慎重な御審議を、国政全般にかかわる立場からの御審議をお願いしたいということを申し上げて、私の意見を終わらせていただきます。

○委員長(種田誠君) ありがとうございます。以上で参考人の方々の御意見の陳述は終わりました。

それでは、これより参考人の方々に對する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○前島英三郎君 参考人の先生方、大変きょうはお忙しい中ありがとうございます。私は、自由民主党の前島と申します。

若干の御質問をさせていただきながら、一日も早くこの年金法が成立することに私たちも努力をしてみたいと思っております。

村上、河口、庭田各先生はおおむね、いろいろ問題はありますが、ぜひひとつともいいたいと同時にある程度の評価をいただいております。草島参考人はかなりよくその言われましたけれども、私は私としてわからぬところもないわけではありませんが、またいろいろお話を伺いたいと思っております。

そこで、まず村上先生に伺いたいですけれども、外国の基礎年金の国際比較の表をいただきました。日本はどの国に比べてというところは現時点ではないにいたしましても、あるいは将来はどうい

う方式がいいのかという方向は、やっぱり国際社会の中でもないところは学ばべき点も多々あるのではないかと思います。

ここにオーストラリアからイギリスまでの各国の税方式があったり、あるいは日本と同じような社会保険方式があったりするわけでありまして、大体どの国が将来としてはふさわしい年金制度であるのか、年金制度もいわば国の文化にも左右するところがあるかと思っておりますので、その辺を専門の立場からお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○参考人(村上清君) お答えいたします。

日本で国民年金ができましたとき、これは違っているかもしれませんが、私の理解でございますけれども、その前にイギリスで国民保険といいますが、定額の年金をやっておったわけですね。バリッジという方が社会保障の神様みたいなことでありまして、バリッジが考えたのは、定額掛金で定額給付、だからから例えば一万円ずつ取ったわけですね。多分その影響を随分受けているんだらうと思うんです。というのは、発足当初の記録を見ますと、イギリスのことを随分調べていらっしゃるわけですね。

ところが、国民年金がいよいよ発足しかけたころに、イギリスでは定額じゃやっていけない、つまり定額方式というのは、当時のイギリスの白書の言葉をかりますと、たくさん船が船団を組んで行く、一緒に行こうと思えば一番遅い人についていかなきゃいけない、つまりみんなから取ろうと思えば低い掛金しか取れないわけです。そうすると、まともな給付ができない、あるいは破綻しかうというところで、もう既に所得比例に切りかえようという話が出ていたんです。

小山進次郎さんは多分それを見ていらしたんで、将来は能力に応じた負担にすべきだと。ただ、それを言ったんじや始まらないから、とにかく始めるんだということでお始めになった。その功績は高く評価していいと思うんですね。もし国

民年金がなかったら、今農村の、過疎のお年寄りは大変なことになっているわけでございまして、私はその意味で、小山さんだけじゃなくて厚生省の方の努力を大変高く評価したいと思うんです。

ただ、そのときにイギリスはもうだめになっちゃったということを目の前にしながら発足したわけです。その後を見てもないわけです。社会保険料というのは能力に応じて徴収するのが当然じゃないんですか。つまり、収入のない人から取れとか、日本では免除があるけれども、免除にしたら三分の一になっちゃいますね。

そういうことを考えますと、これは私の意見というよりも、私は外国の専門家に会うたびに日本の窮状といいますが、困った状態を訴えて、何がいいと聞きます。そうすると、やっぱり一つの御意見は税方式だということです。これはごらんのようにほとんどの国が税方式です。それに対して目的税の国もございまして。例えば、カナダなんかは最初目的税でやって後で一般税収に変えた。だから、それはどっちとも言えないんでございませうけれどもね。

それから、もう一つの御意見は、これはアメリカ人が言うんですけれども、自営業も全部厚生年金に入れちゃえと言っています。アメリカの社会保障は、もう働き手全部、自営業であろうと何だろうと所得をがっちり捕捉して、それから社会保障税です。それから税金と一緒に取っちゃうわけです。それで、基礎年金については居住だけを要件にして払ってやる。そういう意見は私はアメリカの大変偉い専門家二人から聞きました。アメリカ人の発想からすればできるんですけれども、日本はクロヨンというのがございまして、それができるんだしたら最初から自営業も厚生年金に入れちゃえばいいんで、そうすると、今で言うところ、一号、二号、三号のうち一号がなくなると二号と三号になるわけです。三号というのはまさにもう税方式でしょう、働き手が所得に応じて払っている掛金でみんなが基礎年金をもらうわけでござい

ますから。だから、日本も半ば部分的にはもう税方式のような要素が入っているんです。

そういうことを考えますと税方式しかないし、そうすると事務が非常に簡素化になるんです。人手も省けます。そして、その事務費にかかっているお金というのは税金なんですね。これはお調べになれば相当な額でございまして、国民年金は、恐らく、外国人が見たらびっくりするぐらい高い率の負担になっております。これは役所の人が怠慢じゃないんです。大変な苦勞をしいらっしゃるにもかかわらずそうになっているわけですね。

ただ残念ながら、ある時期に消費税は悪い税だ、新税は悪税というイメージを、だれが植えつけたか知りませんが、でも植えつけられた方がたのくさんいるわけですよ。それが浸透しちゃって日本はマスコミというのは要するに役所が言うことをただそのまま書くんですよ。木鐸じゃないですかと言ったら、皆さん皆はそうでしたとお答えになる。——きょうはいないでしょうね。木鐸も少しいると思うんですけれども。そういうことではございませう。

○前島英三郎君 ありがとうございます。保険料であろうと税であろうと負担には変わりないわけでありまして、今後の国庫負担、まあ国庫負担という言葉がいかにどうも含めて御異論もあろうかと思っておりますけれども、そういう方向は衆議院段階でも大変議論になったように思います。

続きまして、河口先生に伺いたいと思うんですが、人生六十一年の雇用制度から人生八十一年の雇用制度へと、いわば移行期でもあるわけですが、年金制度というものがむしろ私はその牽引的な役割を果たしていくし、それがいわばこれから労働行政の中においても雇用という面でも重要な位置づけというふうにも思っています。いわばこの年金制度がこれからの、六十歳から六十五歳への、働きたい人は大いに働いてもらって、生きがいを保持していただくという方向を目指すその牽引的な役割を持っているような気がするんですが、そ

の辺はどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○参考人(河口博行君) 確かにそういう面を持っていると思うんです。八九年改正のときはそれが余りにも露骨であったといいますが、引退と年金支給との結合がほとんどない、先行きも展望できないというような状況で出たので反対せざるを得なかったと思うんです。今回の場合は、年金はあつた面からいって三十年先を見通しての方針なんですから、その面では年金が基本的に先行することと事実であります。それにできるだけ結合するように雇用政策をどこまで追いつけていくかというところが非常に大事になっていくと思っております。

それは法律だけで全部律することは明らかに無理と思いますが、そのところを雇用政策の上からも、あるいは企業における全体系ですね、年寄りが働けるような設備設計になっておりませんか、企業の設備設計から給与体系も含めて、採用を含めて全体の体系にきましても高齢者が働けるような条件になっておりませんか、ある面では先ほど草島さんも御指摘のように六十歳でもって強制退職をさせる制度になっておるわけですから、そういった面では明らかに雇用の方とのギャップがあるわけです。

それを今回の改正で、年金の制度の中では移行年を二〇〇一年から一三年、それから別個の給付というふうなシステム、それから先ほど来の衆議院で修正された点、また私どもが申し上げた点で円滑にそういったものが進んでいくというふうに見えています。

同時にこれから、労使はもとよりであります。国を含めまして全体のシステムをそういうふうに変えていくということに全力を挙げなきゃならぬと思っております。既に高齢給付の点とか在職老齢年金の改正が出ておりますけれども、それは一つの方角づけと見ておりますが、それだけで解決するとは思っておりません。先ほど草島さんも御指摘でしたが、そういう問題点を持っておるこ

とは事実でございまして。したがって、前へ向いて今から雇用制度をそういうふうな切りかえていくということが必要と思っております。

一つだけつけ加えさせていただきますと、労働時間の点で言うところのやりやすさから申し上げておきますが、六十歳から六十五歳までフル年金で働くようにというのは、労働時間に直しますと約一万時間労働時間をふやすことになります。現在、国が目ざしている年間千八百時間を四十年勤めますと七万二千時間ですから、五年分の労働時間を伸ばすことを意味しますが、そういったものは制度的には労働生理からいっても明らかに無理があるわけです。したがって、現役の労働時間のあり方も含めて変えていかなきゃならないというふうな、大きいシステムの改革から個々のシステムまで大きく変えていかなきゃならないものを持っているということをつけ足しておきたいと思っております。

以上です。

○前島英三郎君 ゴルフに例えますと、みんなそれぞれハンディキャップが重くても軽くてもプレーをする。そのハンディキャップはルールがちゃんと支えてくれるわけですから平等にグリーンに出られるわけですね。ところが現状の社会は、あなたは年老いているからゴルフ場でもたされたら困る、あなたは障害があるからこのゴルフ場には入っちゃいけないんだというような社会の仕組みがあるわけですね。

こういうものはおのずと変えていって、そしてみんなが十八ホールプレーをして、そして時間もあるからあとハーフ回ろうよという思いの中にも、どんなハンディキャップが、隔たりがあつても、シングルプレーヤーでも三十でも一緒にプレーができる、いわば国がそのハンディキャップを補てんするというのが本来私は年金の役目であつてほしいという思いがするんです。

そういう意味では、ゼロの人も三十の人もともども一緒にわかりながらグリーンに出られるというふうな、ゴルフを楽しむ人の一つの思いをむし

ろ年金の中に取り入れていくべきではないかという思いがある。その辺は働く皆さん方は、やっぱりプレーが終わるとすぐ風呂に入って帰りたいんだという思いなんですか、いかがなんでしょうか。

○参考人(河川博行君) 考え方は先生の御意見に私は賛成でございます。まさにハンディでもって、特に高齢者の雇用問題はそうでありまして、賛成の意を表しておきたいと思っておりますが、現実の場合は、人生六十年を前提にしてくつられた制度になっておりますからそのようにならないわけですから、先生が御指摘のように、ハンディというものを付けていくという社会のシステムとルールをそのように雇用の面で変えていかなきゃならないということを申し上げておきたいと思っております。

○前島英三郎君 どうもありがとうございます。時間が限られますので、庭田先生にお伺いしたいと思っております。

幸せを先取りして今その帳じり合わせであるというお話を大変興味深く伺って、過去の怠慢は将来への警告である、これは政治にもこの言葉は当てはまるのではないかという思いがするんです。負担というものはやっぱりどうしても避けて通ることはできませんし、そしてまた給付はたくさんがいいにこしたことはないわけでありまして、今後の国庫負担のあり方というものは、私は余り過剰に国庫負担に年金が偏っていくというよりも、今なすべき福祉の全般的な社会資本とでも言いましょうか、今そういう整備の時代だというように思いがする。軽々な国庫負担というようない方というのには私も若干の異論があるんですけれども、その辺はどうお考えになっておられるでしょうか。

○参考人(庭田範秋君) お答えをいたします。

国庫負担の問題は、多々あります。多くが年金に出してくれればよいほど国民は喜び、こういうふうな話に持っていくやうい問題であります。

ます。ただ、先ほど村土先生が国庫負担という言葉をやめてむしろ税負担としようと言われたんですけれども、この辺に問題の本質があるんじゃないかと思っております。

私は、いろいろ経済を、資本主義初期から中期を経て後期になって、今は資本主義なんて余り言わないで福祉国家論とかというふうなもので代弁をいたしますが、必ずしもそれが妥当とは思っておりません。経済関係の思想の中には、よく働く者はよき報酬を得る、よき報酬を得た者はよい生活ができる。ここに年金を入れれば、よき報酬の人はそれなりに比較的高目の負担をいたすでありましょう。それを一つの条件にいたしましてよき老後があると。この原則を完全に否定いたしてしましますと、じゃ何のために働くんだ、何のために努力するんだと、こういうことになりまして、じわじわと国の生産性は落ち労働意欲は低下をいたしてしまふ、こういうような事態になるんじゃないかと思っております。

したがって、いろいろの手段を利用して税をたくさん上げて、そして国庫負担で基礎年金のところをただどんどん厚くしていく。それはそれで福祉国家論というふうな物の見方で見ると大変よろしいんですが、しかし世界的な傾向でいいますと、どうもそれだけではなかなか現代の自由社会というのは持ちこたえられない。

あの福祉国家の先進国で我々の手本としていたスウェーデンでも、今や福祉の後退と、はっきりそういう言葉が書いてありますが、福祉の後退を考えると、それから、何はさておきアメリカでも、医療保険に関しまして、いかにクリントン政権が頑張りましたもこれが国の経済発展にどうも余りいい影響を及ぼさないと、そのような見方から否定をされるような状態にあります。

したがって、我々は当面国庫負担を増額して、そして年金の負担を軽くしたりあるいは年金給付の抑制を少し緩めると、これはまことに結構なことでございますし、私はそれで本当はもうよろしいわけでありまして、後、どういふふうな事態

がなろうと多分私がいけないところですから知ったこっちゃないと、こういうことになるんですが、それを言ったらおしまいだ、こういうことになるわけでありまして。

日本の一つの特徴というのは、社会保障も随分よろしいんですが、やはり国民は貯蓄というところに対して相当な関心を払い努力をいたします。その理由を調査いたしますと、第一位が何と国の政策だけでは不安心だ、安心できない、早く言えば余り信用できない、こういうふうな物の言い方になっております。

したがって、税にしろ何にしろ国庫負担を増すんだからたくさん取る、こう言ってもやはり国民はその割に喜ばないんじゃないか、どうもお金ばかり持っているから、今後の年金のあり方には不安がいずれ残るんじゃないかと。そして、自分はこれだけ出した、したがってこれだけの年金が来ると、給付と反対給付をいつでも突き合わせて考える。この均衡をいつでも頭の中に入れて、その均衡が大幅に破られない限りにおいて国に積極的に参加をする、こういう傾向が日本では強いわけでありまして、この国民の性情を考えましても、給付と負担というものを分断いたしまして、関係を非常に薄くして、そして税方式とかあるいは国庫負担でもって年金財政を賄うといふと、年金に対する各人の責任感も薄れますし、また年金制度の運営における合理化といふような要求もどうも後退しがちになります。

そういう意味で私は、自由社会である限り、基礎年金というものはただ多ければ多いほどよろしいと思っております。同時に、給付と反対給付を分断させて、そして給付が厚くなるんだからよろしいじゃないかと言っても、それではなかなか合理的に納得できないであろう。こういうことを考えますと、私は国庫負担の強化というのは、もう少し時間をかけてもう少し国民の精神構造に変化が出たときに初めて考えるべきではないかと。軽々にこういうことを導入して、一時の人氣につながると言ったら大変申しわけないんです。

が、やや人気がつながるようなそういう政策はこの不況のさなかにおいて余り私は歓迎できない、このように思っております。

○前島英三郎君 あとお一人、草島先生にお聞きしたいところですが、ちょうど私三十五分までで時間になりました、何をお聞きしてもかなり反論が来そう、この辺で私、やめさせていただきます。質問ができませんで申しわけありませんでした。

○日下部徳代子君 社会党の日下部徳代子でございます。

きょうは大変お忙しいお時間を私たちのために使っていただきまして、そして今回の改正だけではございませんで、一九九九年の次期の財政再計算に向けても参考になる御意見を承り、大変に勉強させていただいております。ありがとうございます。

まず最初に、大変失礼でございますが、今回の改正、お話の中で評価をしていただいている部分、そしてそうではない部分というのがございまして、点数を数えたいのでございまして、どの辺の点数をおつけになるのかわかりません。元教師の出なものですからこういう癖が出てしまします。まず四人の方に簡単に、大変に失礼な質問でございますが。

○参考人(村土清君) 点をつけるというのは大変苦しいです。私も大学でしばらく教えておりました。採点が一番苦しいなりました。私の教えた大学では優良可としてそういうふうに分けるといふので、良といたします。

○参考人(河川博行君) 準備するわけじゃないんですが、全体的には優良可と言ったら良だと思ふんです。先ほど来申し上げている税負担方式なり国庫負担なりというものが明確に出ております。これは優ということになるわけでございますが。それと、最後にマル良といふんですか、マルにしていこうということが大事だと思っております。だから、それは最後のこの参議院の審議にかかっていると思っております。

○参考人(庭田範秋君) 私はいろいろの見方でもできると思いますが、余りいい点をつける人というのは学校なんかでも信用できません。九十点だとか九十五点なんていうのを乱発する先生というの、どうも学生の前にいくと厳しい点をつける権威が不足しておりまして、したがって学生に譲歩することでも人気をつなぎとめると、こういうふうな点もございいます。この見地からいいますと、九十点なんていうのは本来あるべきものではないと思います。

では、私自身どう考えるかといいますと、このいろいろの具体的な技法の考案に関しては舌を巻くばかりであります。さすが日本のお役人はこういうことを考えさせると大したものだと。とにかく、賃金が上がると二分の一の年金が来るとか来ないとか、いろいろああいふことはなかなか尋常一様では考えられません。そういう点では、その技法においてはまことに抜群であると、こういうふうな気がいたします。

しかしながら、あちらこちらを見ていると、大分やはり無理のところがありまして、私は七十八点ぐらいの採点です。そのような気持ちでおります。ただし、これは常識的にいきますと随分いい点じゃないかと思えます。このように考えております。

○参考人(草島和幸君) トータルで言うのはなかなか難しいんですが、育児休業の問題であるとか沖縄の問題であるとか個別のところについて言うんだとら満点でやっていただいたいと思うんですけれども、トータルで言うことになれば、先ほど言いましたようにやはり反対という立場からすると、優良可で言えばその下の不可というのが私の考えです。

○日下部博代子君 どうもありがとうございます。四人の方、それぞれの大変に興味ある採点をしていただきましてありがとうございます。

それでは、まず村上参考人にお伺いしたいのですが、基礎年金の国際比較の表をいただきましたが大変参考になりましたが、我が国の基礎

年金の水準というのを生活保護の水準と比較した場合に、そしてまた国際的に比較した場合にどのようなお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

それからもう一つは、今度ネット所得スライドという方式が取り入れられておりますけれども、この場合、指標というのが家計調査を指標としております。家計調査を指標といたしますと、この家計調査というのは単身者を含まないなど指標とするにはいろいろ問題もあるというふうにも思いうわけでございますが、これからこのネット所得スライドの指標というものはどういふものがよろしいのかという先生の御意見を承りたいと思えます。

それから三点目には、女性の年金権でございます。これは言われてから久しいのでございますけれども、第三号被保険者は固有の保険料負担がないという問題、これは共働きの女性あるいは自営業者とかそういう方々からの不公平だということお声も強くなっているところでございますが、その点。

そしてまた、パートの場合でございますが、パート労働者の場合の厚生年金、いわゆる百三十三万未満の収入の方でございます。この百三十三万未満という金額の問題も含めまして、厚生年金加入という点にしましてはどういうふうにお考えになりますかというところでございます。

それからもう一点は、先生は国際的なさまざまな情報を非常に詳しく知識を持っていらっしゃると思いますが、他の国々におきましては、年金制度にしましては育児支援というものはかなり考慮されているわけでございます。女性が育児のために職業を中断した場合には、それを年金制度の中でいろいろと配慮するということもふうな考慮がなされておりますが、今回、日本の場合には育児休業中の保険料の問題ということだけにとどまっているように思えます。

こういう女性の年金権ということを考えてまいりますと、これから年金というのは単身というこ

とになるのかあるいは世帯単位になるのかというその単位の問題にもかかわってくる根幹的な問題でもあるかと存じますが、先生の御意見を承りたいと存じます。

○参考人(村上清君) お答えをする前に、先ほど私、良と申し上げたんですけれども、厚生省の方からすると不満だと思ふんです。私は、今やっという方については優という点を差し上げたいんです。ただし、いかにしてもできないことはあるわけですね。過去からの連続とか、あるいは片方で財源がどうしても伴わない、そういうことのために良という点をつけました。役所の御努力は私は優でございますが、結果的にはいろいろな問題がどうしてもできないんで、仕方がないから良ということでございます。

それから次に、基礎年金の水準なのでございますけれども、資料を差し上げました。そこに何円と入れたのもございいますけれども、日本に比べるとかなり低くなっちゃっているんですね。数年前に調べたら大体日本と同じなんです。聞いてみた本の高のせいだということなんです。ですから、大体日本基礎年金とちよぼちよぼぐらい、購買力でいいたらそのぐらいじゃないかなという感じがいたします。

これは基礎的な部分でございますから、別に生活保護の水準とどうこうという問題じゃないと思ふんです。ある程度努力するのは人間当たり前のことでございまして、それから日本では生活保護を受けていらっしゃる人の割合というのは欧米に比べて極端に低いんですね、それだけ日本人は勤勉に努力していらっしゃる。しかし、何かの事情で落ち込んでしまふ人がいれば、それは当然救済の手を差し伸べなきゃいけないんですけれども、今の水準で諸外国とも似ているし、私はいいんじゃないかと思ひます。

それから次に、ネットスライドのインデックスですけれども、これはいろいろなところがあるので議論が随分あるけれども、長い目で見れば私はどれを使つたって大して違いはないと思ふんです。です

から、ごくごく大まかに考えております。要するに、勤労者が実質的に手にする金ということで

それから、女性の年金権は、これは議論が本当に少なくて残念なんです。どうぞ日下部先生、もう大きく発言をしていただきたいんですけれどもね。

まず三号の問題は、基礎年金を税方式にすれば全部解決するわけでしょう。つまり、みんなが物を買ったに、貧しい人は少し払い、ペンツやダイヤモンドを買う人はうんと払っていただく。そのお金で平等なものを払えば、主婦もそれから働き手もだれも関係ないわけですね。したがって、一階の部分はそれで私は、すぐできるとは思いませんけれども、それがベストの解決だと。

それから、残っているのは二階部分なんです。二階部分は前と同じで、例えば離婚すれば全然ゼロになっちゃうと、そういう投資を随分離婚した御婦人の方から受けます。何十年も我慢したのに全部亭主のところへ行っちゃう、私には一銭もないんですか、何か議員立法というのがあるから、議員の方が法律をつくって直してくださいと大きな声で言ってくれというので、きょうは大きな声で言いますけれども。

それで、私が見ているのは、やっぱり将来の方向というのは所得分割といえますか、つまり夫がいしは夫婦が稼いだ給料を二つに割っちゃうわけですね。仮に私が五十万ならばそれぞれ二十五万稼いだ、あるいは両方六十万ならば三十万ずつと、そういうことで二階部分の所得比例の年金を払えば育児期間も何もないんで、要するに夫婦で稼いだ総報酬の半分ずつになるわけですね。

ただ、そこに若干色をつければ、例えばイギリスやドイツなんかには例はございますが、イギリスのことは先生がお詳しいと思うんですが、イギリスのホーム・レスボンビリティ・プロテクションというのがございまして、これは、やっぱり働くのと同じように社会に貢献したんだということで、働いたと同じような給料があったんだとみな

して加入を認める。その分は国庫負担になるか全
体の負担になるかわかりませんが、そんな
ことも含めてやればいいんじゃないだろうか。

所得分割は、現にカナダで近いことをやっておりますし、それから最近の情報ですと、スウェーデンは再来年に大改正しますが、やはりそれを導入するようでございますので、やっぱり世界の趨勢になっていくだろうと考えております。

○日下部権代子君 あと二、三分ございますが、パートの問題については。

○参考人(村上清憲) アメリカの例を引きますと、アメリカでは所得税を払わないぐらゐの人でも社会保険料は払っているわけです。例えば、基礎年金を間接税にすればだれだって払うわけです。だから、所得税と関係なく、だれだって厚生年金を所得に応じて徴収していいんじゃないですか。

○日下部禮代子君 それにもう一点、年金制度の中における育児支援の問題について。

○参考人(村上清君) それは、育児期間中は働いていたとみなすような方法を入れるというふうな方法はいかなるものでございましょうか。

○日下部禮代子君　それでは、連合の河口さんにお伺いいたしますが、これから人生八十年時代、この年金制度で六十五歳からの支給というふうな方向になってまいりますと、やはり働くということと生活ということの調和が非常に重要になってくると思うんですね。かつて定年後というのは余生と言われてきたのですけれども、定年後というのはもう余生でなくなってくる、そういうふうなライフサイクルの変化というものがライフスタイルの変化ということにながらなきゃならない。そうしますと、働くということと生活の調和ということを定年後に急に言ってもなかなかこれは大変なことでございます。やっぱり働いているときからそういう姿勢をとらなきゃならない。

この年金制度の改正、六十五歳支給というふうなことから、そういう問題というのは生き方というところが大きく変わってこなければならぬと思う

うものでございますが、連合のお立場からどのよう
うにその点とらえていらっしゃるでしょうか。

○参考人(河口博行君) お答えします。

視点は先生の視点と同じでございます。今大事なことは生涯というコンセプトをはっきりと持つことだと思っております。生涯労働時間とかあるいは生涯所得と収支、それから生涯の生活というところで考えることが大事ではないかと思っております。

時間で申し上げるとわかりやすいので時間で申し上げますが、現在の平均余命を生きたとすれば七十万時間になります。労働時間が国の目標の千八百時間ということになりますと、先ほど申し上げたとおり七万二千時間でございます。したがいいまして、おおむね国の目標である七万二千時間を生涯の労働時間として、それを十八歳から二十二、三歳をスタートにして六十から七十にかけてゾーンで就労してゾーンで引退していくという中で、四十五年間の中で七万二千時間をどのように配分するのかということがこれからの大きい課題になっていくと思っております。

さらに、自由時間といいますがその他の時間を
 申上げますと二十一万時間ございます。働いて
 いる時間の約三倍でございますが、そういったもの
 をどのように設計していくのかということがこれ
 から課題になると思います。

あわせて、生活との調和で申し上げますと、現在でいえば、現在の賃金の実態に沿って生涯の所得を出しますと、おおむね賃金、賞与等で平均約二億でございます。年金がはば五千万でございますから、現役が生涯所得の二割の大部分を負担する、こういうことになりましたが、約二億五千万が平均的な現在の労働者の生涯所得でございます。その中でどのように生活のバランスを考えていくかということも当然収支上考えていかなきゃなりません。そのときに、負担はふえていくけれども実質的には下がっていく、実質生活のコストが下がっていくという、ある面からいえば物価ということになってまいります。そういうことを考

えていく状況になるのではないかと思います。

おえてつけ加えさせていたなきますと、首をう
いったドイツと日本の生活を比較したことがござい
ます。ドイツの場合は、勤労者の所得、家計簿
を見ますと、税及び諸保険は明らかに日本よりも
高い内容であります。しかしながら、実質所得が
高いわけでありまして、それは所得再分配が進ん
でいるというところでございます。先ほど育児支援
のことを御指摘でございましたが、例で申し上げ
ますと、児童手当がかなりの額で返ってくる、そ
ういう形になっておりますから、負担と生活とい
うバランスもそういう形でとれていっているとい
うような状況でございますので、生涯という概念
の中でバランスをとっていくことが大事だと思っ
ております。

以上でございます。

○日下部播代子君　ありがとうございました。手持ち時間がなくなりましたので、今井先生に。
○今井澄君　社会党の今井澄でございます。

ないんですが、今の河口参考人の御意見、人生八十年時代、もう五十年時代、六十年時代と違った働き方、生き方、細く長く働くということが私も非常に大事ななんだろうと思います。

さて、そこで最初に、雇用制度がこれまでと今後とは変わっていかねければならないということ
でリストラのお話をしました。しかし一方で、
草島参考人などの先ほどのお話を伺いますと、現
状が変わらないんじゃないかというふうな御認識
もあるようですけれども、河口参考人としては、
支給開始年齢が徐々に延ばされていくという段階
の中でどういうふうな形に変わっていくあるいは
変わる可能性ですね、将来の予測というのは余り
意味がないのかもしれないけれども、雇用情勢
というのは変わっていくだろうと。

例えば、これまでは労働力過剰ということを基
本に考えてもよかったけれども、これからは労働
力不足ということを考えたと高齢者の雇用機会
あり得るというお考えもあるでしょうし、一方

ヨーロッパなどを見ますと、逆に失業率が高くて、しかも若年失業者を何とかするためにむしろ高齢者には早く引退してもらいたいというふうなこともあって、ある国では早期引退賃金という年金とは別の形のもが支給されて引退を迫っているということもあるやに聞きますが、日本の場合には、先ほどの意識の問題とあわせて雇用条件あるいは雇用制度はどんなふうに変わるだろうかと、変えたいか、その辺をできれば簡潔にお願いいたします。

○参考人(河口碑行書) 何といつても、税を払うにしても年金を払うにしても、雇用の保障という前提があつて払えることでございますので、何よりも雇用の安定を図りながら、あえて言えば、これは年金の世界ではございませんで雇用政策の世界でございますけれども、新しい産業、新しい雇用に創出していくということと、一方、情報化が急速に今進んできておりますから、中高年は現在でも厳しい環境に置かれておりますが、高齢化した現状のままでいくとますます厳しい状況に置かれるということになりますので、移行スケジュールに沿つた形で労働能力の再生と人生設計の再生を図るような総合的な雇用政策及び施策が必要と思つておりますし、また労使の最大の課題と思つてこの年金改革を機に取り組んでまいりたいと思ひます。

以上です

○今井澤君　そこで、そうあらねばならないし、私どもも精いっぱい努力してお互いにそうしていくのがこれからの務めだと思いますが、実際にこれは連合の方も言っておられますが、そういうふうな全体の労働条件とか雇用制度が改善したとしても、やっぱりどうしても働きたくても働けないという人がいるということですね。

現在は六十歳からでも四十五年加入者と障害三級相当以上は支給されるわけですけれども、それに該当しないで、どうしても働きたくても働けない、先ほど介護という一つの例を挙げられました、家族が倒れてどうしても自分が介護しなければ

ばならなくて働きたくても働けないという者についてはどうするんだという御意見だったと思いますが、それはそれでまた別の社会保障システムがあり得るかもしれない、介護保険制度とかいろいろあることがあるかもしれないと思うんですが、それ以外に何か具体的なことで、こういう場合には六十歳支給あるべしという御意見がございましたら、お伺いしておきたいと思います。

○参考人(河口博行君) 一つは、今御指摘のように障害者は既に法律に入っておりますが、全体の蓄積疲労で、元氣だけれども事実上蓄積疲労でできない状況にあるとか、あるいは先ほども申し上げましたように介護の問題は相当出ると思っております。

それからもう一つは、こういう時代の変化でございますから、科学者であるとかあるいは文学者であるとか、学者もそうでありますが、人の働き方というのは一時に度外視をしてある一定時期に集中的に働くわけでございますので、そういった方々すべてを年金制度という枠で規定づけるといふのは無理があると思っておりますが、あえて申し上げれば、厚生省の何と申しますか、省是というふうな聞いておりますが、一隅を照らすというふうなものが法律の中にあると皆も納得して安心して移行に取り組んでいけると思っております。

○今井達君 最後に、村上参考人にお聞きしたいと思いますが、私も基礎年金に関しては少なくとも税方式、国庫負担と言ふより税負担と言ふ方がいいという先生の御提言、確かに私も重く受けとめたいと思います。

その方がいいと思うんですが、その場合に、よく厚生省なんかも言いますし、きょうお示しいただいた資料の中にも若干見られますが、税方式にしますとミーンズテストが必ず入ってきますよと。要するに、この人はお金があるから支給しないというものが入ってくるということが言われるんですが、私は税方式にミーンズテストは必須ではないというふうな思っております。それは、特に今、年金課税が緩いわけですが、年金課税を

もっと考え直すとかいろいろな方法で、必ずしも高所得者や資産家には年金を出さないというふうなそういう逆ミーンズテストみたいなものを入れる必要がなくてやっていけると思っているんですが、いかがでしょうか。

○参考人(村上清憲) お答えいたします。

基礎年金というのは、国際的な用語ではユニバーサルベネフィットと申しまして、これは普遍的にだれにでも上げるということなんです。だから、むしろミーンズテストがないのが普通だと思います。ミーンズテストがあるのはオーストラリアとかニュージーランドです。これは所得によつてございましてけれども、これでも大部分の人が受け取っているんですね。したがって、これは要するに制度の立てようだと思えます。

○横尾和伸君 参考人の皆さん、きょうはお忙しいところをありがとうございます。

各参考人の方にお伺いしたいわけなんです、まず、先ほど庭田先生の方から大変示唆に富んだお言葉をいただきました。過去の急激な将来への警告である。私は、この年金問題こそその将来への警告をしっかりと生かさなければいけない、こう思っているんですけれども、年金改正を先送りしてきたというお話もその前段でございまして、私も、急激というだけではなくて結果的な急激ということなのかなと。

それは、実は半年ほど前にNHKで年金問題の特集をした番組がございまして、そこでたまたま厚生省のOBの方が、当時年金を担当された年金局の参事官と言つていらつしたんですが、四十八年の大改正によつて給付額の方が倍増した、その後給付の方ばかりを、年金額の方は倍増を倍加させる、それは選挙対策とつながっている、こんなことばかりやっていったのではない、でもたない、そういうお話の中で、バナナのたき売りのような言葉をお使いになった。

私は、ある意味では政治に対する警告、政治がこの年金の問題をある意味で人気取りのために使ってしまったという面があるのではないかと。

れがすべてとは思いません。いろんな要因が重なったということだと思ふんですけれども、たまたま真摯に政治家としてとらえなさいいけない部分については真摯にとらえることからこれからの改革、まだまだ改革しなければいけない問題というのは今回をクリアしたとしても多いわけございまして、そういう意味で、そういう証言というのか感想とかそういう御指摘に対して、四人のそれぞれの先生方はどのようにお受けとめになられるか。参考になさっていただきたいと思いますので、まず御意見を村上先生から順にお願いたします。

○参考人(村上清憲) 今、バナナのたき売りと言つた言葉を使われたのかもしれないですね。

今、厚生省の方が大変苦慮しているというのは、私率直に言つてやっぱり四十年代の失政だと思ふんです。やり過ぎですね。つまり、あのころのキャッチフレーズは低負担高福祉でしよう、新聞が見出しにそう書いておつたですよ。国会の先生方もそれに対して何も言わなかつたです。低負担高福祉なんというのはいつまでも続くはずないんで、私はならないよと書いた、ある著名な評論家が、あいつの言うことは理屈はあるけれども心が冷たいというので、庭田先生に怒られるんですけれども、今や何か逆みたいになつてしまったわけですね。

これはもう四十年代に日本はもっと早くスライド制を導入して給付率は余り上げないというふうなすればよかったんですけれども、いろんな事情でもって給付率だけどんどん上げて、過去の全く目減りしなかった賃金を使つた。これは給付の面からも非常に不合理なんですね。

それから、早く成熟させるのはいいんですけれども、上げた横ばいにしなきゃいけないのにそういうこともしなかつた。それを前々回の改正以後、今回の改正も含めまして役所が大変努力している、そういうことだと私は理解しております。

それからもう一つは、何か今の風潮で、公的年金だけで全部見なきゃならないんじゃないかというふうな感覚が出ちゃっているんですね。これは困るんです。公的年金というのは生活の基盤の部分でございまして、それにある程度乗つたてそれで生活ができる、それが普通の姿だと思ふので、そこら辺に立ち返つてもう一遍根本的に見直す必要があるんじゃないかと思ふます。

○参考人(河口博行君) お答えします。

結論から申し上げますと、今回の改正などを通じまして適切に軌道修正されつつあると思ひます。

振り返りますと、最も高齢化あるいは就業構造の変化、財政難等を含んで対応した改正が八四年、八五年の改正であつたと思ふんです。八四年の通常国会に出されて、結果、八五年の四月二十三日であつたと思ひますが、今日の年金改正の基礎がつくられたと思つておりますが、以来、いろいろな取り組みを通じて、今回の改正でも適切な軌道修正がされた。

また、衆参両院で現在与野党含めて審議されている中身というのは極めて真剣で、敬意を表したいと思ひますし、また内閣も、今次でいけば細川、羽田そして村山、三代にわたる内閣を通じての決着でございまして、衆参両院の政府含めての御努力に対して敬意を表しながら、適切に軌道修正されていると思ひます。

以上です。

○参考人(庭田範秋君) お答えいたします。

まず、過去のことを大変厳しく、選挙対策とかバナナのたき売りとか、こう申されましたけれども、私はそこまでする必要はないと思ひます。

といいますのは、福祉というののも低い時代はちよつとなりふり構わず引き上げなければ国民生活も安定しませんし、それから国家の政局とか体制も固まらないわけでありまして、ですから、過去においてちよつと乱暴な給付の強化、そして負担の抑制ということがあつたのは大方歴史上の法則

でありまして、これはその割に問題視して余りた
くさんの反省をされちゃうのは逆にまた問題では
ないか、こう思うわけでありまして。

ただ、これからの問題を考えますと、どうして
も我々は日本における成長神話といったようなも
のを捨て切れたいと思ひます。ある先生方の
御本を読みますと、日本の経済成長が今までど
り続いたらばと、こう書いてあるんですね。こ
ういふのは大変乱暴な前提の置き方でありまして、
およそ社会なり国家なりそれから経済なりが成熟
をしていきますと、金利は低くなるのは当然であ
りますし、それから世界全体がややハイペースが
普通のペースになる、それから落ちついたペース
になっていくというのもこれも当然のことなので
あります。

したがいまして、だんだんと成熟化していく、
こういうことを言う反面において、何か成長神話
を通信いたしまして、そしてこちらさえ順調に行
けば年金財政もそんなに心配しないいい、こう
お考えになるかもしれないが、この成長神話に
対して我々はもう少し本気で、果たして持ち続け
ていけるものだろうか、この辺で神話を捨てるべき
じゃないか、このような反省は一度してみることが
あります。その反省をした後で、給付と負担と
かこういふものを考えていきますと、おのずから
収れんするところに収れんしていくのではない
か、こう考えるところでございます。このように
考えますと、過去はどうであれこれからの問題と
して我々は新たに考えよう、こういうことが言え
ると思ひます。

なおまた、村上先生は大変外国の事情に詳しく
ていろいろ外国の例を引かれるわけでありま
すが、私自身の考えといたしますと、外国の年金改
正のいろいろの手法、技法、手段というようなも
のは学んで利用しなければいけないと思ひ
ます。しかし、水準とか金額とかで外国と比べて
日本の年金がどうだこうだというのは、私はその
割に余り意味がないと思ひます。

例えば、外国は年金水準が低いけれども、社会

資本が充実いたしまして結構生活環境はよろし
い。ああいうところでは日本はお金もかかるま
い。物価も、食費、住居費が安ければ年金水準も
ある程度は抑えられてよろしいんじゃないか。
こんなことを考えていきますと、外国の事例を引
いて将来の改正の足かせにしてはいけないであ
ろう。

同時に、成長神話を頼り過ぎていけないであ
ろう。かつまた、過去において、非常にペースを
速めて、俗に言う年金を飛ばしたわけでありま
す。この飛ばしに飛ばした年金というものはあの
時代においてはそれなりの意味があったと、この
ように私は解釈いたしております。すべては今後
のあり方にかかるとは思ひます。このように思っ
ております。

○参事(重島和幸) 年金の個別の制度につい
てだけ考えを絞っていくということは大変困難だ
というふうには思ひます。というのは、日本の
財政、経済全般も含めたところで過去何があつて
今どうなっているのかというところをえ方をしてい
かないといけないんじゃないかというふうには思ひ
ます。

多くを語る時間はありませんが、労働分配率の
国際比較ということがよく使われます。全体とし
ての国民所得の中に占める雇用者所得というふう
に大きくとらえていいと思ひます。これはマクロ
の話ですけれども、西ドイツ、フランスに比べて
日本の労働分配率というものが一〇ポイントほど低
いというのが現実には続いているわけですね。

これは、不況下になって若干変化が、つまり高
まっているという可能性はありますけれども、過
去の分を含めてこの状況がずっと継続してきた、
そこところの問題についてだれも手をつけてこ
なかつた。むしろバブル経済期を通じて拡大こそ
すれ縮小しなかつたというところに根本の問題が
あるんであつて、つまり労働者と国民の暮らしを
よくするための雇用者所得の部分、賃金あるいは
社会保険料負担分も含めてですけれども、どう公
正な再分配のシステムをつくっていくのかという

ところについて過去にも欠落していた、今もその
視点が欠落しているんじゃないだろうかというふ
うに私は考えているところで。

○横尾和伸君 それでは、庭田先生にお伺いした
いんですけれども、今回の年金の改正は来るべき
一元化の前提条件である、そのためにせめてとも
やらなければならぬし、またある程度の痛みも
やむを得ない。私もそう思つておるんですけれど
も、ひとつ先生がこの一元化に関してどのような
イメージなり御構想、お考えを持っておられるの
か。

つまり、一元化のために現在の年金改正がある
ということとは、逆に言うところ一元化そのものさ
もさらに大きな痛みを伴う部分が出てくるのかもし
れない。そういう意味で一元化というものがどう
なるのかということが大変大きな影響を与えるわ
けで、なおかつ、一元化というものの対する考え
方がかなり根っこからの一元化なのか、部分の一
元化なのか、そういうこと一つとらえてみても相
当なイメージの違い、問題の深さの違いがあると
思ふんです。そういう意味で、先生がお考えの一
元化というのは、今の時点で可能な限りで結構で
すけれども、御教示いただけたらと思ひます。

○参事(庭田範秋君) お答えいたします。
年金の一元化というときに必ず並べて言われる
のが一本化と、こう言うんですね。全部年金を集
めてかき回しちゃつて、全国民一本の年金でこれ
は徹底的一元化になるかと思ひますが、そうい
うような発想がございます。しかし、どうもこれ
は自由社会においてとるべき年金の一元化の姿で
はないと思ひます。

といいますと、やはり基礎部分をまず一元化
いたしまして、国民年金とそれから被用者年金を横
につなげる。それから、今度は報酬比例部分で
か、そのうちの一部をまた横につなげていく。そ
してその上に、今度は各年金団体が経済的な余
裕、財政的な力に応じて自分たちで独自の年金を
その上に積み立てていく。これが魅力になりまし
て、先ほど申しましたようによく働く者はいずれ

はよき老後がある、こういうようなことが一つの
刺激になりまして自由社会が活性を失わないよう
になる、こういうふうに見えるべきではないかと
思ひます。

ところで、そうは申しまして、一元化をいた
しますと、やはり損するところと得するところが
出ることはこれは間違いありません。もつと
はっきりと言へば、厚生年金という一番大きな、
そしてまだ財政に何らかの余裕のあるこの大き
な年金団体が、義を見てなすとも言うんでしょ
うか、どうしても身腹を切る以外にないと思ひま
す。そして、今のところもうにっちもさっちもい
かなくなつておるJRとかJTとかという年金を
ある意味では財政的にてこ入れをしてあげる、こ
ういうことになりまして。

ただ、これが永遠に続くのでは大変もう希望が
なくなつてしまいます。だんだんと年金の成熟化
がそろそろくるにつれて、財政調整で厚生年金が
痛みを感じる部分は減退していくということには
なるのであります。約束どおりそんな簡単にい
くかどうかという点では疑問があるんじゃないか
と思ひます。

ただ、どうもこれからはだんだんとあらゆる産
業が一つの形が整つてまいりまして、そして労働
力の企業間移動というふうなものも活発になつて
まいりますと、きょう民間企業にいた人があすは
JRとかJTとかそういうようなところに行かな
いでもありません。

そういうことを考えていきますと、労働条件の
近代化のためにも一元化はやむを得ないであ
ろう。そして、さらに公的な年金全体の信用力を保
持するという点においてもまたのまざるを得ない
であらう。そして、各年金団体の成熟化がそろ
つて、極力早く財政調整というふうな変則的な形
での相互協力ということが修正されたならば、そ
とに初めて我が国の年金が真に一元化をして、
そして負担と給付の公正が達成されて、やや理想
に近い状態になるんではなからうか。
大分時間はかかるであらうしょうが、そのよう

ろへ使うと、それをはっきり明示して言っているわけですね。それから開発途上国、これも資本がないから一種の強制貯蓄ですね、そういうのもございいます。

だから、そういう点をいろいろ配慮して、年金と経済との関係も見ながらどうやったらいいかというふうに考えていくことになるんじゃないかろうかと思ひます。

○参考人(庭田範秋君) お答えをいたします。

賦課方式がそれから積立方式かと、これはもう大変年金学の根源にかかわる論議のところでございますけれども、私は今の日本の状態では積立方式というのを一応の建前とすべきではないかと思ひます。賦課方式に早急に移行していくというのはどういふものかと思ひます。

と申しますのは、徐々に制度が成熟化しながら、そして各制度の財政状態が大体横並びに類似してきて、しかも一元化というのが順調に進む、そういうようなところでは賦課方式というのは大変取り入れやすいと思ひます。しかしながら、とにかく各年金団体の財政の状態が大いに違つておるといふようなところでは、それぞれの年金団体が、ある意味での自助努力的な積立金の形成ということに努めることはこれはやむを得ないであろうと思ひます。

ただ、積立金は確かにインフレで目減りするということになりますけれども、もしインフレで目減りするということ念頭に置いて事を論じますと、じゃ個人の自助努力としての貯金も無意味であろう、一切の貯蓄的、将来に備える金銭的な諸制度はみんな解けてしまひます。ですから、日本の今までの程度のインフレならば、それでも積立式にしておきますと、金利とそれから目減りとおる程度バランスをとると。しかも積み立てたものは社会資本の一種にもなりまして、最も日本でおくれている生活環境の改善というふうなことも役に立ち得るかもしれない、役立てなければならぬ、このように思ひます。

さらにまた、日本は古今東西類例を見ない高齢

化現象が進んでおる、こういうふうには必ず言われるわけですね。古今東西に類例を見ない深刻かつ急速な高齢化が行われるんだと、とにかく積立金ぐらゐり持つてなかったらこれはどうにも対応できないんじゃないかと。しかも、積立金の金利も少しは保険料の引き上げの抑制にも使われるわけでありまして、私はなるべくしてなる賦課方式への移行は賛成でございますが、あえてこの際火中のクリを拾うような早急な、せつかな賦課方式への移行措置、移行努力というものはどうも反対せざるを得ない、このように考えるところでございます。

○参考人(村上清君) 委員長、ちょっと一言、補足よろしくございませうか。

○委員長(種田誠君) では、村上参考人。

○参考人(村上清君) 誤解があるといけないんですが、私も今すぐ賦課方式にしろという意味じゃございませぬ。一昔前に賦課方式論というのがはやりまして、積立金を使つてええ安くてできると、そういう意味じゃなくて、したがって庭田先生と大体同じことだと御理解いただきたいと思ひます。

○萩野浩基君 私も今両先生のお話を聞きまして、そう急いでどうこうするときではない、やっぱりだんだん超高齢化社会に向かつていくわけだから、高齢社会を経験しておる先輩国の社会福祉の方法というふうなことから、この辺ももう今は日本もちょっと考えてみていいときに来ているのではないかと、もう一遍そういうのを学際的に研究するときにいいかと、そのように感じたので、大変貴重な御意見ありがとうございます。

もう時間が来てしまひましたので、草島先生に一分ぐらゐりで、定年の空洞化ということがやっぱりこれは問題にもなると思ひますし、その辺の先生のお考えをどうぞ。

○参考人(草島和幸君) 六十歳定年が事実上六十まで働けないで空洞化しているという意味合いですけれども、これについては最近のリストラ合理化と言われる中高年管理職をねらい撃ちにする退

職というのは最大の問題だろうというふうには思ひます。

もう一つは、先ほど言ったように、八〇年代から始まった定年延長に合わせて高齢者の賃金が右肩上がりというのがある、事実上横に寝てくる、場合によってはダウンするという状態に入っているということであるならば、定年は名目上六十まであるにしても事実上空洞化しているに等しいじゃないか、雇用の場面においても、賃金、賞与においてもそういう状態がかなり広がっているという状態を指摘したわけです。

○萩野浩基君 ありがとうございます。

いづれにしても、年金に関するこの法律は本当に大事な法律なので、先生方の御意見を参考にしながら、またきょうの午後、明日の我々の議論に生かしていきたいと思ひます。また今後ともよろしく御指導のほどをお願いいたして、終わりたいと思ひます。

○西山登紀子君 日本共産党の西山でございますが、きょうは参考人の皆さんに大変貴重な御意見をいただきましたありがとうございます。

私の時間は十三分ですので、お二人の方に絞って質問をさせていただきます。

まず最初に、河口参考人にお聞きしたいわけですが、連合は先ほどおっしゃいましたように、八五年の改正のときに強く反対をされ、八九年のときにも反対をされて、その後五年が経過をしてい

るわけなんですけれども、やはり今度の改正でも最大の問題は六十五歳の支給の問題だろうというふうに思ひます。私は、やはりこういうことを法律で決めますと、一律に労働者すべてに強制をされていくという点で非常に問題が大きいというふうに思っております。

そこで、現場の労働者の皆さんの声は今も六十歳支給の維持が非常に多いというふうに思ひますけれども、連合としてはこの支給開始年齢についてどういふ方針をお持ちでしょうか、重なると思ひますけれども。

○参考人(河口博行君) 八五年のときはまだ連合はできておりませんが、労働界としては御指摘のとりの対応をいたしました。

それで、八九年は先ほど申し上げたとおり、支給年齢と年金の結合の不一致ということで反対をいたしました。以来、今日まで五年の取り組みをしてまいりました。

そこで、あえて申し上げれば、よその国のことも勉強したこともございますが、統一連合ができたと、八九年の十一月二十一日でございますが、その前の十一月九日ベルリンの壁が崩壊した日に、旧西ドイツが九二年年金改正法を与野党一致、緑の党が反対をしていと思ひますが、与野党一致で可決をいたしました。というふうなことをいろいろ有識者から啓発もされました。

五年間かかちまして今日の結論を得たわけでございますが、年金と支給の結合というものを何としても図るということの中から、一応政府としても別個の給付という一つの方向を出され、また衆議院段階におきましてそれを円滑に進めるための幾つかの条件整備が行われてきたということもあって、高齢社会の人口の推移というものを考えていけば非常に厳しいプロセスをたどっていくべきけれども、現状でいけば一応ここが合意点である。最後のところを政府、受給者、そして負担者というものが一致してこれに取り組んで、生活等の安定を期したいということを申し上げておきたいと思ひます。

その面、五年間かかちまして今日に至ってきたというところを経過として申し述べさせていただきます。

○西山登紀子君 次に、草島参考人にもとめて二点お聞きをいたします。

一点は、本改正案のように年金支給開始年齢が六十五歳になりますと、そのことが現役労働者の賃金にも影響すると言われているわけですから、低賃金化に作用する心配はないかどうかというの一点。

それからもう一つは、新設されました雇用保険

の継続雇用給付金制度、これは六十歳以上の高年齢労働者の低賃金化を促進することになりはしないか。

この二点お伺いいたします。

○参考人(重島和幸) 一点目の現役労働者層に対する影響という点について言うならば、日本の労働市場が一つであるという点からすれば、日本の無収入の高齢者が労働市場に流れ込んでくるといふことになる、供給過剰といわば賃金、労働条件の引き下げという事態が伴ってくるのは当然のことだろうというふうには理解して差し支えないのではなからうかというふうには思っております。

もう一つ、その点からするならば、最近の特に合計特殊出生率とされているのが九三年で一・四六ですか、九三年の新生児出生者が百二十万人というふうには言われています。先ほど私、団塊の世代と申し上げましたが、一年に二百七十万人も生まれたというあの時代から比べると半分以上に減っているという点になるとすれば、新規の労働力の供給は、八、九〇年代から約二十年たつて労働力の世代になっていく二十世紀の初めには極端に減ってくるという状況になってくるならば、高齢者の労働市場への滞留という事態との関係で見ると、これはその世代も含めて労働市場における需給関係を狂わせて買い手市場化していくということになっていくことは明らかだといふふうに思います。

ですから、この点については現役労働者層としても、自分の賃金、労働条件と不可分の問題として、支給開始年齢を六十にしておくというところ、食いとめないと大変なことになるといふふうに思います。

二つ目の継続雇用についての給付金の問題ですが、これも、これについては、これを法律でこういう形に言うというのは私はどうにも我慢がならないんです。六十歳で退職した後の再就職について賃金が大幅にダウンするのが当たり前だという前提で、そのダウンしたのについて雇用保険の財

源から一定の給付をするという仕掛けになっているわけですね。このことは、賃金とは一体何なのか、賃金のダウンした部分について保険料財源で埋め合わせていくということが果たして合理的なのかという根本的な疑問を持たざるを得ないと思えます。まして、六十歳定年ということに就いては、きこのうまではベテランの熟練の労働者だった者が、何でその就労の継続の中で賃金の大幅ダウンを我慢しなきゃいけないんでしょうか。やはり私は、そのところに大きな狂いがあるというふうには思います。

逆に言うと、今企業の中では継続雇用制度というのをずっと行ってきたております。これは日経連等の資料等でも継続雇用の紹介の具体的な例を挙げているんですけども、それによると、定年退職した者の継続雇用について時給千円なんていうのがほとんど当たり前だという状況で、これを具例で模範例だといって奨励しているということも考えていくと、在職老齢年金という年金の給付を履かせて安い賃金で高齢者を使う、今度は雇用保険という保険の財源の給付を履かせて安い賃金で働かせる、これはどうも私は納得がいかないというふうには考えます。そういう形で企業の支払う賃金部分を低くするということは、またもろに現役労働者の賃金その他の条件に悪影響を及ぼしていくという点で、やはり根本的に考え直すべき問題を含んでいるのではないかとこのように思っています。

以上です。

○西山登紀子君 御答弁、大変協力をしていただきました。少し時間が残りましたので、私はぜひ村上先生と庭田先生のお二人に、最後に簡単に結構です。

先ほど私、大変ユニークな御意見を伺いました。リタイアする、引退をする自由な選択。アメリカでは定年制は違法だというお話を伺いましたけれども、日本の労働者にとってリタイアをする自由な選択、一体何歳ぐらいからが適当なのかという点と、今回の法案の六十五歳支給というこ

とをその点でどういうふうにお考えになるかという点、簡単に二人の方からお伺いします。

○参考人(村上清喜) わかりませんが、もう日本の生活のパターンとかそういうものはかなり欧米の影響を受けてきていますよね。ほとんどの分野で何年かおきて起きているということも考えると、やっぱり六十から六十五ぐらいの間で自由に選択してリタイアできるんじゃないかならうか。

さつきから六十五歳のお話ばかり出るんですけども、アメリカは原則六十五なんですけれども六十二歳から八割の年金をもらえる。実際には六十五まで待つ人は四人に一人しかいないんです。

そういうことを考えますと、さつき私は、今度の改正は水準を適正化したのか、つまり六十のままであって、現役とバランズで従来はちょっと高過ぎたんじゃないかと考えれば六十でリタイアできる。そうすると、リタイアの自由もあるし、しかし一方、働きたい方がいらっしゃればそれは働ける道をどんどん開いてあげる。だから、就労の自由というんですか、あるいは就労の権利、それから引退の権利、その両方があって、その中で個人が自分の生きたい生活、自分が死ぬときに満足して、仕事もした、それから自分の好きなこと、もした、そういうふうにしてあげたいなと思います。

○参考人(庭田範秋) 先ほどから諸先生やなかのお話を聞いておりますと、働きたくても働けないという言葉はもう何回も出てくるんですね。あたかもみんな働きたいようにおとりになっていますけれども、そういう感覚のあるのは大体高齢者の方の感覚でありまして、若い者は今、就職口を決めるのだから、給料もさることながら週休二日制であるとか有給休暇がとれるとかそういうことを盛んに研究するのを見ますと、皆さんが買いかぶっているほどこれからみんなが働きたがると思えないわけでありまして、そのところをまず一つ修正していただきたいんですね。

そして、リタイアの自由と言いますけれども、みんなが仕事に必死になってぶら下がっているその背景には、恐らく終戦以来日本に悪い形で根づいた拝金主義というんですか、とにかくお金がすべてである、そのためには働かなければお金が入りませんから、何はさておき働いてお金を取って、そしてお金の多寡において自分の人生を括弧で括弧、こういう思想がある以上、これはもう何歳になってもみんなそれこそ馬車馬のごとくになるだろうと思います。

ただ、こういうものは徐々に、時代とともに拝金主義も後退をいたしていきます。そして、若い世代の時代になりますと、恐らく五十七、八から六十二、三ぐらいのところまでみんな一度は会社をやめて自分の人生を持とうなんというのをきくと今後の人は考えるように私はなるんじゃないかと思えます。そういう意味におきまして、この選択というのは意外と早く日本人の間でも広まっていくだろう、こう思うわけでありまして。

○参考人(河川博行) 委員長、一つだけ発言させていだいてよろしくございませうか。

○委員長(種田誠) では、どうぞ、河川参考人。

○参考人(河川博行) 終わりにかけているところを恐縮でございます。

最初に申し上げればよかったんですが、沖縄の厚生年金の格差是正のことにつきまして、既に基金創設が焦点になっておりますけれども、この点につきましても積年の課題でございますので、来年も戦後五十年を迎えるときでございますので、ぜひこの参議院で格差是正についての強い御意思を御表明いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長(種田誠) 以上をもちまして参考人の方々に対する質疑は終了いたしました。

一言参考人の方々に御礼を申し上げます。

参考人の方々に、長時間にわたりまして御出席を願ひ、貴重な御意見をお述べいただきました

まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。
午前の審査はこの程度とし、午後二時まで休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後二時開会

○委員長(種田誠憲) ただいまから厚生委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国民年金法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○堀利和君 昨日そして午前中の審議を聞いておりまして、私の質問を組み立てる上でも重複する内容も出てきますけれども、その点はお許しいただきたいと思ひます。

まず、大臣にお伺いしたいと思ひますが、各国の年金制度、それぞれ歴史を持ち、それぞれの制度があるわけですが、大まかに言ひまして、財源を税による年金制度、そしてまた保険料による年金制度、大まかにこの二つに分けた場合、それぞれの年金制度についての評価、平たく言えばメリット、デメリットというものについてどのようにお考えか、その御所見を伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(井出正一君) 我が国の年金制度は社会保険方式により運営されてきておりまして、そういう意味では既に定着していると考えておるのでございますが、この社会保険方式というのは、一つには給付と拠出の結びつきが明確でございまして、その意味では公平であると思ひます。また、長期的な収支計算に基づく財政運営が行われることが可能であります。そういったメリットがあるかと思ひます。

これに對し税方式は、給付に必要な財源を税金、一般租税でございまして、で賄う仕組みでございますから、この税方式につきましてもは使途の面でほかのものとの競合が生じまして、安定性に

は欠けるところが出てくるんじゃないでしょうか。また、給付と負担の關係が間接的となりますから、一律定額の給付とされるのが多くなり、一般的には年金額が低い水準となざるを得ないということも言えると思ひます。こういった問題があるほか、税方式をとる場合は何よりも、急速に増大していく巨額な財源を賄えるのかどうかという問題があるわけでございます。

税方式、社会保険方式のそれぞれのメリット、デメリットについて申し上げます。

○堀利和君 私は個人としては、やはり我が国の年金制度はそれなりに三十年の歴史も持つての年金制度でありますから、急にその枠組みを、また柱立てを要するというわけにはいかないと思ひますけれども、保険方式と税方式を見れば、確かにそれぞれのよさ、それぞれの欠点、欠点というのがあるかと思ひます。私個人としてはやはり税方式という考えを持ってゐるわけですが、

そこで、今般の改正の中で大きなところは、段階を経て最終的には六十五歳、何といつても支給年齢の引き上げということだろうと思ひます。

実は、前回八九九年の財政再計算のときの当初の政府案でも、九八年から段階的に支給年齢を引き上げて、二〇一〇年で六十五歳という案もあったわけですが、今般が二〇一三年に六十五歳ということを考えて、仮にというのもおかしいわけですが、

けれども、今般こういう形にならずに、仮に次期再計算期の九九年にこの問題を法案として手直しするとすると、九九年から始めたにしても、二〇一〇年代前半ぐらいにやっぱ六十五歳ということになるんだらうかなということも考えられると思ひます。

そういう点では、何ゆえ二〇一〇年代前半に六十五歳というところにこだわるのか、その辺の理由についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(近藤純五郎君) 年金制度の改正、特に先生御指摘の支給開始年齢の問題でございましてけれども、これは国民の生活設計にかかわるもの

でございまして、制度改正は十分な準備期間を見込んで計画的に進める必要があるというふうに考へてゐるわけでございます。一方、戦後のベビーブームの世代が二十一世紀の初頭になりまして六十歳に到達をいたすわけでございまして、今のままだいいますと年金受給世代になるわけでございまして、このことを考えますと、できるだけ速やかに制度改正に着手する必要があるわけでございます。

それで、今回の改正案でございますが、先生御指摘のとおり、平成元年の案に比へまして三年スケジュールをおくらせてゐるわけでございまして、平成元年から今回の改正までにちょうど五年を過ぎたに過ぎないわけでございまして、五年をおくらすべきである、こういう意見もあったわけでございますけれども、後代の保険料の負担というのを過重なものにしない、こういうことで、ぎりぎりの措置ということで三年おくらにとどめまして二十一世紀になってから施行に着手をする、こういうことになつたわけでございます。

なお、この制度改正のときから別個の給付への移行が二〇一一年から十二年間かけて二〇一三年に完了するわけでございまして、現在の時点から考えますと十九年ぐらゐかかるわけでございまして、厚生年金の支給開始年齢はかつては五十五歳であつたわけでございまして、これは昭和二十九年の改正で、十九年かへまして四十八年に六十歳への引き上げが完了したわけでございまして、

これとちょうど同じ時間でスケジュールが完了するということでございますので、妥当なものではないのかなというふうに考へてゐる次第でございまして。

○堀利和君 人口構成の観点からいつても、戦後のベビーブームに生まれたといふやうな団塊の世代が年金を受給する年代に入ることによって二〇一〇年代前半というふうにも理解できるわけですが、

でも、ただ、六十五歳になるときは生まれた方がちょうど一九四九年であるわけですね。私は五〇年です、もうほとんど同じ世代なんですけれども、

でも、そういう我々の世代からいふと、年金が満額もらえるのが六十五歳になつてしまふんだというふうにも思ひます。昨日からいろいろ審議されておりますけれども、果たしてその際の雇用の方は大丈夫なのかというのが大変不安になるわけですね。

今日でさえ金融の空洞化とか産業、製造業の空洞化というふうにも言われて雇用に対する不安がある。十年、二十年先ですら一体どうなるかと非常に心配する。その直撃を受ける団塊の世代としてはそこら辺が心配なんですけれども、何度かきのうから取り上げられてもおりますけれども、改めてその辺のところについての政府の見解をお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(太田俊明君) ただいま先生からお話のありました金融あるいは産業の空洞化の見通しにつきましては、今後の円高あるいは景気の動向、さらには経済成長率の推移とか産業構造の変化によつて大分異なつてくるものと考えておりますけれども、いずれにいたしましても、今お話のございました団塊の世代の動きもございまして、二十一世紀初頭には労働力人口の四人に一人が五十五歳以上の高齢者となる、そういう超高齢社会が到来することが見込まれてゐるわけでございまして、また一方で、我が国の高齢者の方々の就業意欲が極めて高いという特徴もあるわけでござい

す。したがつて、これに對して我が国経済社会の活力を維持していくためには、今までも御議論ございましたように、二十一世紀初頭までに希望すれば六十五歳まで現役として働ける社会を実現していくことが極めて重要な課題となつてゐるわけでございまして。

このため労働省といたしましては、さきの通常国会で改正いただきました高齢者雇用安定法に基づきまして、六十歳定年制を基盤とした六十五歳までの継続雇用を推進するとともに、高齢者のニーズも多様化してきておりますので、高齢者の就業ニーズに應じた多様な形態によりまして六十

五歳までの雇用機会を確保するための施策を積極的に講じていくこととしております。

またこれとあわせて、改正雇用保険法によります高年齢雇用継続給付制度の実施によりまして高齢者の雇用継続を奨励、促進することとしており、またこれとあわせて、こういって施策によりまして高齢者の雇用の推進に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○堀利和君 私ども団塊の世代にとつては六十歳が引退なんだという意識から、いや、六十五歳までが現役であるといういわば意識変革をしなきゃいかぬだろうなというふうにも思つております。ただ、そのために、政府としてはこれからの金融政策なり経済政策をして雇用対策ということについてはやはり万全な努力をしていただきたいし、また我々もそうしていかなくならぬだろうというふうにも思つております。

次に、申しわけございませんけれども、少し年金とは離れたことについて、二問伺いたいと思つております。

精神障害者の問題でございますけれども、昨年は障害者基本法が改正され、精神保健法も改正されたわけですが、明確に精神障害者も障害者という定義になつたわけです。今、厚生省の方では身障手帳と並んで精神障害者に対しても手帳の交付について検討されておられると思いますが、それはどのような状況になりそうなのか伺いたいと思つております。同時に、社会復帰対策についてもどんなふうに進めているのか、あわせてお伺いしたいと思つております。

○政府委員(谷修一君) 精神障害者の問題についてお尋ねいただきましたけれども、一つは手帳の問題でございますが、これは先生もお触れになりましたように、身体障害者には身体障害者手帳、あるいは精神障害者には精神障害者手帳というものがあつたわけですが、精神障害者には同様の制度がないということで、かねてから関係者の中からもそういう要望があつたわけでございます。

ことしの八月に、公衆衛生審議会で「当面の精神保健対策について」という御意見をまとめたもので、いただいたわけですが、その中でもそういったような対策を考へてみたかどうかというように御指摘もございまして、現在要求をしております来年度の概算要求の中で精神障害者に対する手帳の交付事業ということを盛り込んでいただくこととしております。

ただ、この内容につきましては、現在関係者の御意見を聞きながら具体的な詰めを行っている段階でございますし、また先ほどもちょっと触れましたように、いづれにしても来年度の概算要求との関係もございまして、内容について現在いろいろ検討しているという段階でございます。

それから、精神障害者の社会復帰対策全体につきましては、先生もお触れになりましたように、昨年の改正によりましてグループホームの法定化あるいは精神障害者の社会復帰促進センターというものについてもことしの四月から指定をいたしたところでございまして、社会復帰施設あるいはグループホーム、そういったものの整備につきまして今後とも充実に図れますよう進めてまいりたいと考えております。

○堀利和君 精神障害者の施策については、他の障害と比較しますと大変おくられているというふうにも思ふので、ぜひ全力を挙げていただきたいと思います。

同時に、手帳についても、身体障害者手帳が交付されることもそうだったんですが、今では精神障害者に対する偏見、差別というのがやはりそこにはまだまだ根強くありますので、写真を張るか張らないかという問題も関係者で議論になっているようです。人権という観点ですばらしい手帳をぜひ何とか交付していただければということをお願いしたいと思つております。

ついでに、運輸省の方からいふところでは、いまは、これも大変問題が難しいんですけれども、身体障害者、あるいは法律に基づいて言えば精神障害者なんですから、この精神障害者も

含めて運賃割引が導入されているわけです。私が議員になつてから、内部障害者の方がなり、その後、精神障害者に対しても運賃割引が導入されたわけです。

その議論の中でも、もうそれは福祉的な観点から対策でやるべきだ、JR初め民間鉄道事業者に負担をかけるのは難しいというふうな議論もあつたわけですが、しかし障害者基本法では、身体障害、精神薄弱、精神障害ということでは明確に障害者として仲間に入つたわけですので、やはりその公平性からいっても、精神障害者に対しても運賃割引の導入というのを考えていただきたいと思つております。

手帳が来年度の概算要求にあるように、これからの検討ではありますけれども、それに合わせてあるいはそれに何とか間に合うような形で検討を進めていただければと思つておりますけれども、いかがでしょうか。

○説明員(淡路均君) 今、先生のお話の中にもございましてけれども、私も先生も障害者の方々に対する鉄道などの公共交通機関の運賃割引を始めた趣旨というのは、常時介護者の同行がなければ移動が困難な重度の障害者の方々に、負担軽減を図るということを基本理念として出発してきたと。

その後、今御指摘のように順次対象は拡大しておりますけれども、この制度の問題点として、一般的に言いますと、この割引に伴う鉄道事業者等の減収部分を他の利用者の負担によって賄うということにございまして、言いかえしますと、公共政策の遂行のための費用を他の利用者に負担させる、こういうことになるわけでございます。運賃割引の拡大につきましてもおのずから一定の限界もあるというふうなことでございまして、御理解得られればありがたいと思つております。

○堀利和君 この問題は今後の課題ということにさせていただきますと思つております。精神障害者の施策についてはどうしても他の障害者の施策に比べておくられているし、いろいろやはり複雑な特徴

を備えた問題でもあると思ふんですね。

次に、無年金の障害者の問題について伺いたいと思つておりますけれども、やはり精神障害者の場合にも、精神病と精神障害というその辺のぎりぎりの判断のところで初診日をめぐって結局無年金になつてしまつたという精神障害者の方々の問題もあるわけで、そういう観点から無年金である障害者の問題について伺います。

衆議院では附帯決議として院の意思を明確にしたわけですが、附帯決議の二項、これについてお伺いしたいと思います。

附帯決議では、「無年金である障害者の所得保障については、福祉的措置による対応を含め検討すること」というふうになっております。昨日、この問題の中で、無年金の障害者はどれくらいかという推計では十万人強というふうな言われどおりかもしれませんが、こういう十万人強の無年金の障害者の方々がどういふような事情で無年金になつておられるのか、そういう事例、分類というのをちょっとお聞かせください。

○政府委員(近藤純五郎君) 障害者であつて年金を受給されていない方でございますけれども、類型別に申し上げますと、保険料を滞納いたしておりまして支給要件に該当しないということで支給をされない方、それから学生とかサラリーマンの妻が任意の加入の時代に加入しなくて障害者となつたケース、それから在日の外国人の関係でございますけれども、昭和五十六年度までは国民年金の加入の対象外でございましたので、その前に障害者になられた、こういう方々が挙げられるわけでございます。

類型別に見まして人数を推計することは極めて困難でございますけれども、大部分の方が滞納または任意のときに未加入であつた、こういう理由であつたというふうな推定いたしております。

○堀利和君 特に在日の朝鮮人、韓国人あるいは中国人の障害者について無年金の方々は、多くの自治体が無年金であるということで手当を創設している、こういう現状があるわけ

です。手当てですから額からいってもそう高いものではないわけですね。

この衆議院の附帯決議の中では、「所得保障については」というふうに文言を明確にしているわけですが、所得保障と言う限りは、私の頭に浮かぶのは今論議しているこの年金がまさにそうですし、あるいは生活保護がそうなんですけれども、所得保障と言う限りはそういう一定の水準の類になるんだらうと思うんです。この辺の所得保障ということについてどんなふうに理解されるか、政府としての御見解を伺いたいと思います。

○政府委員(近藤純五郎君) 無年金の障害者の問題につきましては、これからどのような対応が可能かということ幅広い観点から今後慎重に検討していく必要があるというわけでございますが、その際、所得保障という面からの水準はどの程度が適当かということも議論の対象になるというところでございまして、所得保障ということでございますので、確かにある程度の額ということとは当然前提になるかと存じます。

○堀利和君 次に、大臣にお伺いしますけれども、この無年金の問題を取り上げておりますと、いつも戻ってくる答えが社会保険方式である、加入していない者が年金を受けることはできないんだということでもう答えはわかってしまっているんですが、しかし私は、それはそれとして百歩譲って、言ってみれば滞納、加入していなかったということでの無年金であるということをもつて、だから年金を受けられない障害者に対して所得保障も何もなくていいのかということとは別な論理として考えなきゃいけないと思うんです。確かに年金は、政府の言い分としてはそうでしょうけれども、そのまま放置していいのかというふうに思うわけですが、その辺、大臣としてはどのような考えになるでしょうか。

○国務大臣(井出正一君) 障害者を有する方に対する福祉の問題は厚生行政にとって重要な課題であると認識しております、各般の分野における施策の推進に努めているところでございます。

今、先生御指摘の無年金障害者の問題については、年金制度の中で対応するか、それ以外の施策で対応するかを含め幅広い観点からの検討が必要でございまして、去る九月二十二日に厚生省内に設置いたしました障害者保健福祉施策推進本部の場を活用しながら、附帯決議の御意向も踏まえまして検討を行ってまいりたい、こう考えております。

○堀利和君 ぜひそこは前向きに、そして無年金の障害者たちが期待を持って迎えられるような内容を含め検討されて実現していただきたいと思っております。

次に、無年金の障害基礎年金受給者に対しての子の加算について伺いたいと思います。

昭和六十一年の改正で、障害基礎年金を受ける方についてはそのときまでに子供がおれば子の加算がつくと。今度一万八千七百円というんですから、月にこれだけいただくというのは大変助かることなんです、子の加算が創設された経緯と目的について伺いたいと思います。

○政府委員(近藤純五郎君) 障害年金に関しましては、先生御指摘の昭和六十一年の改正前でございまして、先生御指摘の昭和六十一年の改正前は、加算があつたわけではございますが、国民年金には子の加算という制度はなかったわけでございます。

その六十一年の改正のときに基礎年金制度が導入されたわけでございます、その際に、障害という保障事故の性格からすれば、未成年の子の生計を維持している場合が十分予想されるわけでございます。子の養育費は基礎的な事情、こういうふううに考えられたわけでございます、その際には障害基礎年金に新たに加給を設けたというふううに承知いたしております。

対象の数というのは、残念ですが私も把握いたしておりません。

○堀利和君 把握していないということですから数字をもって論議することはできないわけですが、二十のときに無年金の障害基礎年金を受給するわけ、この受給権発生時の要件をもってはかるわけですね。したがって、二十前に子供がおれば子の加算がつくけれども、年金を受け取った二十以後に子供ができてはもうこれは要件をなさないということでの子の加算がつかない。私はこれ前回の改正のときにも、理屈は理屈で理解できないわけではないけれども、余りにも実態からかけ離れたものではないかということで指摘させていただいたわけですね。

そうしますと、昭和六十一年の改正のときに子の加算を受けたら一歳の子供がおれば、今度で高卒までということになるんでしょうけれども、十八歳で考えると、二〇〇四年ごろになるとほとんどの子の加算というのにはなくなるんじゃないだろうか。もちろん、二十前に子供を産めば子の加算がつかますけれども、今や晩婚と言われ、もちろん結婚してなくても子供をつくるというののもあって、婚外子もあって当然なんですけれども、やはり子供をつくる年齢が高くなり、それで障害者の場合は特になかなか結婚する人はまた子供を産むというのも大変なんです、やっぱり二十歳前に子供を産むというのは現実的には非常に難しい、ほとんどないに等しいかもしれないわけですね。

そういうことからいうと、昭和六十一年の改正時から考えると、結局十八歳になって終わりというものが二〇〇四年のころになりますね。そうすると、事実上子の加算の制度というものが全く空洞化する、制度としてはあるけれども子供の加算を受ける者がいない、こういう事態が理論的にあるいは実態的に考えられると思うんですね。その点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(近藤純五郎君) 確かに、障害基礎年金をもらわれている中で、二十歳前障害で障害基礎年金をもらわれる方の子の加算というのは先生の御指摘のとおりだと思います。

○堀利和君 そこで大臣、これは年金受給権発生時の要件というのは本当にわかるんですが、今申し上げたように、せっかく子供を養育するためにつくられた子の加算が二〇〇四年になればおおよそ事実上実態としてはなくなってくるということ非常に残念なんです。

そういう点で、何とか次期改正時の九九年までにこの辺のところは検討していただいて、これだけの特例というのでも難しいかもしれないけれども、しかし何とか特例で、二十歳に限らずもつと年齢を上げて、子供を産み育てることを考えた子供の加算という制度を改善すべきであると思えますけれども、大臣の前向きの御答弁をいただきましたと思うんです。

○国務大臣(井出正一君) 年金制度におきましては、老齢、障害、死亡といった保障事故の生じた時点で権利関係が発生するのが基本原則でございまして、その時点の生活実態に着目して、その実態に応じた給付を行うこととしているわけでございます。

このような考え方から、障害基礎年金の子の加算については、保障事故発生時に生計を維持されていた子についてのみ加算を行うこととしているものでございまして、保障事故発生後に産まれた子供さんについて加算を行うというのは実は大変困難だと考えられるわけでございます。

六十一年改正では、障害福祉年金受給者に対して新たに子供さんの加算がつく障害基礎年金の受給権を創設したものであり、その際の子供の有無に応じて加算が行われたものとご理解しております。したがって、六十一年改正のような加算つきの障害基礎年金の創設や、それに伴う新規の受給権発生という事態はない今回の改正においては、受給権発生後産まれた子供さんすべてに対して加算を行うことは大変困難でございます。

ただ、先生それは十分御承知の上、次回の改正にひとつ前向きに検討せい、こういう御指摘でございますが、大変難しいことは確かなのでございませうが、慎重に検討してまいりたいというふうと考えております。

○堀利和君 大臣が言われるように理屈の上では難しいんですね。難しいんですが、先ほど言いましたように、二〇〇四年になったら制度は残ったけれどもほとんどそれを受ける者がいないという非常に奇妙な話になりますので、ぜひ前向きにお願いしたいと思っております。

次に、障害者の雇用と年金、あるいは障害者の寿命ということについて関連して伺いますけれども、まず労働省の方に、障害者の雇用者数で二十歳代から三十歳代、それから現役の五十歳代、どんなふうな雇用者数になるか、推移をお聞かせください。

○説明員(太田俊明君) 障害者を持つ方々で雇用されている方の年齢別の構成比でございませうけれども、私ども平成五年度に身体障害者等の雇用実態調査というのをやっておりますので、それで常用労働者の身体障害者を年齢階層別に構成比で見ますと、二十歳代で九・八％、三十歳代で一五・九％、四十歳代で二七・九％、五十歳代で三二・八％と、四十歳代、五十歳代の雇用が多くなっているという状況にございます。

○堀利和君 そうしますと、四十歳代、五十歳代になって障害者で雇用されている人が多くなるといふのは、途中で障害を負った方々が継続されて雇用になっているというふうな理解できるのかと思ふんですけども、その点はどんなふうにお考えでしょうか。

○説明員(太田俊明君) 今申し上げましたように、身体障害者の場合には一般の常用労働者に比べますと中高年齢の雇用の割合が高くなっているわけでございますけれども、それは先生御指摘のとおり、採用後に何らかの理由で身体障害になるということが多いためでございます。常用の身体障害者のうちの約四六％、半分近くがいわゆる

採用後の中途障害者でございます。

中途障害となる原因としては、疾病、交通事故、労働災害、いろんな理由が考えられるわけでございますけれども、特に中途障害者の場合につきましては疾病がその原因となっていることが多いわけでございます。特に中高年齢時に発症する脳血管障害でございますとかあるいは心臓疾患等、いわゆる成人病に起因する障害の影響も大変大きいものと考えられます。

○堀利和君 そこで、年金局長にお伺いしますけれども、これはちょっと難しいかと思いますが、雇用されている障害者の年金状態の分類といいますか、この辺はわかるでしょうか。

○政府委員(近藤純五郎君) 残念ながら、今どういう状況になっているのかわかりませんが、現在、障害厚生年金の受給者につきまして実態調査を行おうと考えておりました。その中で就労状況についても調査したいということでございます。現段階では十分な把握ができていない実情でございます。

○堀利和君 昨日の審議の中で前議員が、障害者で障害によってかなり老化が進む場合もあるんだと。私たちの周辺でも、目いっぱい働くことが非常に困難だといって途中で退職されるとか、年金に入っていないだけどもいわゆる掛け捨てになってしまったとかいろいろ聞くこともあるんですが、今回、四十五年加入した方や障害者には六十歳から満額が出るわけですね。私の理解が間違っておれば指摘していただきたいんですが、二〇一〇年からは六十五歳ということ考えれば、障害者の場合六十歳で満額もらうとなると、六十歳から六十五歳までの間は他の部分的な年金をもらう方に比べると四百万かそれ以上ぐらいその時点で余計にもらうことになると思うんですね。

そういう点でも大変有利だといえますが、非常にありがたい話なんです。平たく言えば、人生八十年というときに、平均寿命からいって果たして障害者が健康者と同じように人生八十年ということがあるだろうか。これは私の全くの推測なんです。

ですが、果たしてそういうことがあるだろうか。

六十から六十五歳までの間の四百万何がしの額を年金額で考えれば大体二年ぐらいの額になるのかと思ふんですね。そうしますと、健康者がいわゆる人生八十年というのと、二年分というのと、障害者が七十八歳ぐらいで同じ年金総額をもらうということになるんですね。全く私にはわかりませんが、これは推測なんですけれども、障害者が平均寿命七十八歳で年金総額は損をしないというのか、健康者と同じ額を結局人生においてもらうことができるんですが、仮にこれが七十歳前半ぐらいが障害者にとつて平均寿命とすれば、年金の総額とこの健康者と比べて低くなるわけですね。

そういうことからいいますと、雇用されている障害者の年金の状況を見ても、基礎年金をいただながら保険料を納めている方もいるでしょうし、もちろん基礎年金だけいただいている方も無年金の方もいると思うんですが、ぜひ障害者の雇用の実態と年金の状況、さらには今申し上げたように、果たして一人の年金給付を受ける総額が健康者と比べてどうなるかという意味での障害者の寿命といえますか、障害者によってかなり違ってもきますけれども、そういうものを考えて今後研究といえますか、調査といえますか、というようなことをぜひお願いしたいと思ふんです。

私もはっきりしたことが言えませんがこの程度しか言えないんですが、ぜひそういうようなことが課題になるのかどうかも含めてお考えいただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○今井澄君 それでは、年金改正問題について質疑をさせていただきます。思います。

私は、現在の年金改正法案、確かにいろいろな問題がないわけでは無い。特に、雇用と給付の継続という重大な問題が確たる見通しがまだ十分ない中で、六十五歳への支給年齢の繰り下げをするというところはまだ問題が残っていると思ふんですが、しかし今、私たちにとつて一番大事なのは、国民

の現在の公的年金制度に対する信頼、これを確固たるものにするということが一番大事だと思っております。

そういう意味では、やはりこの急速な高齢化あるいは超高齢社会の到来ということとを踏まえて年金財政を安定させるということ、今の現役世代あるいはこれから若い人たちが年金をもらえなくなるんじゃないか、掛けてもらえなくなるんじゃないかという、不安を生ずるようではいけないということから、まず何と云っても財政の安定化が必要だと思ふので、いろいろな問題があるにしても、私は今回の年金法改正案については早期に成立させ、一日も早く安定化に向けてスタートしていくべきだというふうに思っております。

そういう意味では、私はきょうは、今の年金法の改正案そのものについて問題があるとか、そういうことについてどうかという議論は余りしたくないんですね。むしろ、この法案を早期に成立させて次のスタートを切る中で、今後どういふようにして、またいろいろの問題点をどう解決するかというところでの若干の議論といえますか、質疑を行わせていただきたいと思ふんです。

ところで、公的年金制度に対する国民の信頼と云うときに、その信頼が揺らいできているということの一つの証左として、国民年金、基礎年金についての未加入者の増大ということが挙げられ、その国民年金、基礎年金の空洞化ということが問題になっていると思ふんです。そのことを私は取り上げて、三時十五分までの質疑をさせていただきます。と思ひます。

まず第一に、きのうから幾つか質疑の中でも出ていたことですが、改めてここで数字的なこと、人数を確認させていただきたいと思ふんですが、去る八月、厚生省と申しますか社会保険庁です。新聞に大きく取り上げられて、基礎年金の未加入者百九十三万人というふうな数だったと思ひますが、それでよろしいのかどうかということ

と、その未加入の理由、そのことを出していただき
きたいと思います。

それとさらにもう一つお願いしたいのは、未加入者はこの百九十三万人だけではないはずなんです。それ以外の数字についても一応ここを出していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○政府委員(横田吉男君) 国民年金の未加入者の現状態でございますけれども、平成四年の公的年金加入状況等調査におきます結果といたしましては、明らかに国民年金の第一号被保険者になるべき者で未加入となっている者が百九十万人でございます。またこのほかに、第三号被保険者となるべき者であつて届け出がないために未加入となっている者が約四十万人、その他の未加入者が百一十万人というふうになっております。

その他の未加入者百十一万人でございますけれども、大きく分けると三つございまして、一つは住民票の登録がされていない者、あるいは登録はされておりましたがその者の実在が確認できないというようなことで、行政的には捕捉することが大変困難な者であります。

もう一つは、その年に給与所得者として分類されている人でございますが、ちょうど調査時点におきましてどの制度にも加入されていなかったというところでございます。この者は恐らく失業あるいはその時点における退職というようなことで、短期的な失業者というふうにと考えられるところでございます。

それから三番目が、老齡年金の受給權を既に得ているということで加入する必要がない方であり
ます。

私どもといたしましては、加入対策といたしまして、一号被保険者に当然加入すべき方で加入していないということが明確な百九十万人を対象にいたしましてさまざまな対策を講じているところでございます。

こういった未加入者の出てくる理由でございまして、先生のお指摘の中にもありましたよ

うに、一つは年金制度の将来に対する不安という
ようなものもあるかと思いますが。あるいは手続
とか制度についての理解が不足しているというよ
うな場合があるかと思います。また、忙しくてな
かなか届け出する暇がなかった、あるいは本人が
加入する意思がないというようなさまざまなケ
ースがあるというふうに考えております。

いずれにしても、未加入者の問題は私どもにとりまして最大の問題でございまして、この解消に向けて鋭意取り組んでまいりたいというふうと考えております。

○今井澄君　今のお答えですが、転職したり短期に失業したりして厚生年金等から脱落した人、これは第一号被保険者たるべき人ですね。それだと思ふんですね。それから住民票の未登録者というの、これはどうなんでしょうか、やっぱり大部

分は第一号被保険者たるべき者と考えていいんでしょうか。それから、老齢年金の受給権者はどんどん減っているわけですね。これは数としては数十万人以下でしょうか。そうすると、大部分は住民票の未登録者ということになるんですか、百十一万三千人ですか、そのうちの。それはどうでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 住民票の未登録の者というの、行政的にその人が確認できないということ、一、号被保険者たるべきなかあるいはどこかよその住所におきまして就業されているのかという実態も含めまして、行政的には大変捕捉することができない者というふうに考えております。

それからもう一つは、給与所得者として分類される者で、たまたまその時点におきましては厚生年金あるいは国民年金いづれにも入っていないかった方ではありますが、確かに失業した場合等におきましては、その期間、本来一号被保険者たるべき人でありますけれども、恐らくこの方たちはそのうちに二号被保険者となっていく人であろうというふうに考えられるわけであります。私どもとして未加入対策の重点というふうに置いております。

のは、明らかにこの一号被保険者になるべき人であるという方を対象にしているわけであり
ます。

なお、こういった短期的な期間、失業で漏れてしまふというような方に付きましても迅速に捕捉し、これを届け出勧奨していくためには、より根本的に、各制度に共通する基礎年金番号のようなものを設定いたしましたして、保険者としてもそういった制度間の移動が速やかに把握できるようにシステムをつくっていく必要があるのではないかと、というふうに考えております。

○今井澄君　ところで、第一号被保険者の未加入者百九十三万人ぐらいの人ですけれども、これはきのうからの質疑の中でも大都市に住んでいる人で若い人というお話がありまして、そうなりますと、学生とかあるいは卒業したばかりの無職とかあるいは今はやりのフリーターみたいな人、そういう人たちが多いというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) この未加入者百九十三万人について見ますと、二十代の方が約半数を占めております。また、都市別に見ますと人口二十万人以上の市に居住する者が約六割を占めるというようなことでございまして、先生御指摘のとおり、若くて都市に居住している者が大部分であるというふうに考えております。

○今井清君　ところで、今は未加入者の話でしたが、そのほかに未納者それから免除者というのがあるわけですね。未納者の数及びその未納の理由、それから免除者の数、それから免除者には法定免除と申請免除とあると思いますが、その区分についてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(横田吉男君) 未納者につきまして私の方からお答えさせていただきたいと存じます。未納者でございますけれども、私どもの統計といたしまして、国民年金保険料を納付すべき総月数に対する納付された月数の比、いわゆる検認率というもので納付率を把握いたしております。これによりますと、平成四年度におきまして八五・

分だけでございますが、それが過ぎますと、過年度の保険料ということでもた別途督促等によりまして徴収する分がございますが、これも加えますと約九割の方が保険料を納めている。納付率としては九割程度というふうになっております。したがいまして、未納率で言って約一割というふうな考えております。

○政府委員(近藤純五郎君) 免除者の数でございますが、御指摘のとおり免除には法定免除とそれから申請免除がございます。法定免除は、障害年金を受給されている方とか、あるいは生活保護法による生活扶助でございますとか、らい予防法によります生活援助を受けている方、あるいはらい療養所等に入所されている方でございますが、この法定免除を受けている方は平成四年度で八十六万人でございます。

それから申請免除ということでは、所得がない方でございますとか、それから生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けられているような方とか、それから地方税法で定めます障害者と寡婦でございまして年間の所得が百二十五万円以下の方、その他保険料を納付することが著しく困難である、こういうふうな方々でございますが、こういう方々は平成四年度で百八十一万人でございまして、法定免除と申請免除を合計いたしますと、平成四年度で二百六十七万人ということになっております。

○今井澤君　そうしますと、さっきの未納者の件ですけれども、検認率が八五・七という数字が出ていまして、計算しますと、その人が十二月丸々納めてないとすると、大体二百二十二万人という数字が出てくるわけです。ちょっとだけ納めている人もいれば、前年度、過年度の納付者もいるということ差し引きすれば、やっぱり二百万人ぐらいは未納者がいるだろうというふうに考えられるんじゃないかと思えます。

そうすると、先ほどの未加入者をいろいろ入れると、百九十三万人だけではなくて合計三百五十

万人ぐらゐ、それから今の免除者が二百六十七万人、それから未納者が二百二十万人ぐらゐとしますと、八百万人以上の人が何らかの形で未加入か未納か免除ということになるわけです。

こういう人たちがこれからどうなっていくかというところが一番心配なわけです。無年金者あるいは低年金者になるのではないか。今度の改正で月六万五千円ということになるわけですが、例えばずっと免除者のままでいきますと、国庫負担率は三分の一ですから、その三分の一しかもらえない。二万四千円ちょっとしかもらえないということになるわけです。六万五千円で十分かどうかは別としても、二万四千円ちょっとではこれは生活ができません。しかも、そう言うことは何ですけれども、そういう免除者とはもと生活していく上で経済的に力のない方であるとなれば当然預金したりするにたがでできないわけですから、いざいただくことになったときの保険料というのが幾らいたただけるか、大変これは心配なところなんです。

そこでお尋ねしたいわけですが、今こういう八百万人を超えるような人が、少なくともこのままほっておくとフル年金をもらえないかもしれない。これは受給資格が二十五年以上ですね、掛けているのが。そして、フル年金をもらうには四十年掛けなければならないわけです。そうすると、先ほど未加入者が二十代に多いということだったんですが、そういう人たちが捕捉できて督促できたとして、今の状況では何歳までに掛け始めればフル年金はもらえることになるわけですか。

○政府委員(近藤純五郎君) 二十五歳からでございます。

○今井澄君 そうすると、まだ余裕がないわけでは、まだ打つ手もあると思ひます。

ところで、こういうことがもしおわかりならばぜひお答えいただきたいと思ひますけれども、今八百万人を超えるという加入してない人や何かがある中で、将来無年金者はどのくらい発生するだろうか。あるいは低年金者は将来どのくらい発生するだろうか。例えば、今免除者が二百六十七

万人いるうち、一生ずっと免除者のままでいく割合は一体どのくらいになるだろうかというふうなことです。

これは責任のある数字じゃなくてもいいんですけれども、例えば推測で、厚生省内で議論されている中でこんな数字が挙がっているということがあったら教えていただきたい。それがわからないまでも、現在、無年金あるいは低年金の人がどんなぐらゐに存在しているのか、そういう数字があったらそれも教えていただきたい。

○政府委員(近藤純五郎君) 保険料の免除を受けるのは一時的に所得が乏しいという方が多いわけでございます。その間も、所得が低いときでも滞納しないで免除という形で資格を確保するということで、状況が回復すれば十年間は回復可能と、こういうことになっているわけでございます。一生ずっと免除対象者に該当するケースというのは私もまだ調査しておりませんのでわかりませんが、余りないんじゃないかと、この数字につきましてもはちょっと把握いたしておりません。極めて少数ということではないかというふうに考えております。

○今井澄君 今少数と言われましたけれども、私は必ずしも少数ではないと思ひます。少なくとも百万人規模で、あるいは多い場合には二百万人ぐらゐ無年金者が出るんじゃないだろうかという推計値もあります。

現状から見れば、現在はまだ年金制度が成熟していないわけですから現状の数字がそのまま言えないと思ひますが、今、国民年金、この基礎年金の平均の受給額は幾らになりますか。

○政府委員(近藤純五郎君) 老齢基礎年金の平均年金額は、平成四年度末で三万七千三百円でございます。

それから、先ほど先生、どのくらいもらっていないかということでございますけれども、六十五歳以上の人口の中で約九十万人が年金あるいは恩給をもられていないということでございますので、現段階でございますのでこれからどうなるかわかりませんが、六十五歳以上の人口で全然そういう年金とか恩給が出ていないという方は約九十万というふうな推計されます。

○今井澄君 そうしますと、これから対策を立てて減らしていくということが大事なんです、現在九十万というところだとすると、そう何百万人も生じないかもしれないということも一つ見通しが立ちますが、もう一つ、平均受給額が三万七千円というところは、三年度末という満額では六万四千円ぐらいですね、ちやうど。そうしますと、やっぱりかなり低年金者なんかが多い結果こうなっているというところがあると思うので、やはりゆゆしき問題だと思ひます。

そこで、こういう無年金者をなくす方策、これについてどういうふうにお考えになっているのか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(横田吉男君) 先生が最初に御指摘になりましたように、年金制度に対する未加入者を解消していくためには、年金制度に対する信頼を高めていくということが一番大事な点ではないかと私も考えております。

こうした点につきましては、社会保険庁といったしましても、年金制度に対する広報ということでも、学校教育と連携した年金教育あるいは年金週間の実施、テレビスポットの活用等、各種の広報活動をやってきておりますが、こういった点につきましてもさらに一層強化してまいりたいというふうな考えております。

また、具体的な対策といたしましては、若年者に未加入者が多いという実態も踏まえまして、二十歳になったところから重点的に考えまして、市町村における住民基本台帳等を活用いたしまして二十歳到達者を把握し、この者に対する文書、電話、戸別訪問等による勧奨を小まめにやりまして未加入対策を徹底してまいりたいというふうな考えております。

また、未加入者の七割が国民健康保険の方に入っておりますというふうな実態もございますので、国民健康保険との連携を強化いたしまして、届け出書を一体化するとかそういうことで、片方だけ届け出が抜けてしまうようなことのないようにしてまいりたいというふうな考えております。

今後の基本的な対策といたしましては、各制度に共通いたします基礎年金番号を設定いたしまして、それによって届け出者を保険者としても把握いたしまして勧奨を行ってまいりたいというふうな考えております。

○今井澄君 今幾つかお答えをいただいたわけですが、その中で、二十歳になった人入るように説得をするというお話なんです、二十歳以上の学生というものが二百万人弱、百六、七十万人いると思ひます。この学生に払わせるというところに今の制度は一つ無理があるんじゃないかという気がするんです。

私ごとですが、私も皆様と一律の高給をいただいているわけですが、学生を二人持っておりまして、やっぱり月々四人分払うというのは非常に大変なことなんです。まして通常では非常に大変だと思ひます。

きのうの清水委員のいわゆる第三号被保険者の問題の質問に対するお答えで、年金局長はこういうことを答へられたんです。要するに第三号被保険者、サラリーマンの妻は自分でお金を払うということが困難だと、払うお金がないというふうなことで、個人に負担を求めることは非常に困難であつて、第三号被保険者に負担を求めることになると無年金、低年金を生じやすい、徴収も困難であるからそれは無理だというふうな趣旨のお答えがあつたんですね。

だとすると、そもそも二十になった学生に一万一千幾ら払えということ言うこと自身、やっぱりこの制度自身ちやうど無理があるんじゃないんですか。どうでしょう。

○政府委員(近藤純五郎君) かつて学生が任意加入であるということにつきましては、先生御指摘のような同じような議論があつて任意加入になっていたわけでございますが、学生の場合、障害年

金が出なくなる、こういったような問題も生じてまいりまして、それと先ほど先生のお話でございました、四十年加入をできないと将来の老齢年金にも影響を来すと、こういうことでございます。

確かに学生は所得がないわけでございますけれども、二十以降でございますので、二、三年すれば職業について稼働能力ができる。それから主婦の場合には、必ず数年後にはなるとかそういう未確定の要素が多いわけでございます。学生の場合にはそういう要素が非常に少ないということで、免除にしますれば、職業についた後これは追納というのが可能でございますので、そういう意味で学生の関係は強制適用に前回の改正で踏み切った、こういう事情でございます。昨日も御説明いたしました、この学生の関係につきましましてはかなり緩やかな免除基準を設けて、今井先生は対象には絶対なりませけれども、かなりの中堅層まで免除の対象にする、こういうふうなことで。

それから、今度の法律に入れてありますけれども、教育資金の貸し付けを還元融資で行う。この中で、年金の保険料についても融資をする、こういう対策を講じているというところでござい

す。

○今井 任意加入にすれば、稼働所得が出てくるまで待っているということになると障害年金なんかの問題が出てくることはもうよく承知しているわけですが、この矛盾を解決する方法は一つあるわけで、税方式ということなんです、そのことはちょっと後に譲ります。

今、年金番号の一元化のお話が出ましたが、これは確かに未加入者やなんかをなくするいは説得をする、勧める上で対象者の把握のために非常に有効な方法だと思えます。きのうも答えがありました、これはもう早速手がつくということでしたが、いつごろからやるかということをお聞きしたいのと、もう一つ、この年金番号の一元化をやった場合、先ほどの数字の中にありました住民票未登録者、これがどのぐらいいるのかわかり

ませんが、これまで把握できるのかどうかということ、この辺ちょっとお尋ねしたい。

それからもう一つは、やはりこの年金番号一元化というときも、これは社会保険庁の方でただ一方的にやってもなかなかうまくいかないと思うんですね。これは市町村の協力がないとだめだと思ふんですけれども、今その辺の連携はうまくいっているのかどうか。これは非常に大事な問題だと思ひます。年金は国の仕事であります、福祉は市町村ということで、市町村も住民の福祉のために頑張っているわけで、その辺の連携を十分にとるように努力すべきだと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(橋田吉男) 基礎年金番号についてでございますけれども、現在各制度ごとに年金番号がつけられているわけでありまして、これを各制度に共通するものにしうというところでござい

ます。これにつきましましては本年度からシステムの開発に着手いたしております、私どもといたしましては、関係省庁等との調整を図りながら、八年度中には振りかえ作業も含めまして設定をいたしたいというふうにお考えであるところでござい

ます。

それから、基礎年金番号のつけ方でございますが、二十に到達した時点、あるいは被用者年金でございまして二十前に入られる方もありますけれども、それはその制度に入った時点において番号をつけるというふうなことを考えておりまして、この場合、住民登録がされていないという方、どこにも届け出がないような方についてはその時点では番号がつけられないわけでありまして、ただ、どこかで動められるとかあるいは住民登録をされますと、その時点で番号がつけられるというふう

になりますと考えております。

それから、市町村との連携についてでございますが、国民年金事業を実施する上におきましては、市町村は適用でございますとかそれから保険料の徴収などの面で極めて重要な役割を担っていただいております、未加入対策等を進めていく

上におきましても大変重要な役割を果たしていただくべきものであるというふうにお考えしております。

現在におきましても、社会保険事務所と市町村が協力いたしまして、年金相談あるいは保険料の過年度分の徴収それから口座振替の利用等さまざまな事務を行っておりますけれども、今後とも市町村との連携をさらに緊密なものにいたしまして、この事業の円滑な推進に努めてまいりたいというふうにお考えしております。

○今井 最後、大臣にお尋ねしたいと思ひますが、現在の制度の中にいろいろ矛盾がある、いろいろやってみても、例えば今の年金番号を導入してみても、案外やっぱ捕捉できない人が出てきたり、それからどんなに広報しても、うっかりといえ、本人の責任といえ、それまでですけれども、やっぱりいろいろなことがあって、期間が足りない納付額が足りないのという問題が出てくるわけですね。

この基礎年金の理念というのは、やはりみんなが年老いていく、そして収入を失っていく中で最低限のところを社会的に保障しようというものでしょうと思ふんですね。そうしますと、そういう資格者が出ないよう、低年金、無年金が出ないようにするためには、日本国民全員が基礎年金をも

らえるためにはやはり賦課方式、保険料方式、積立方式ではなくて税方式にしていくのが理想だろうというふうにお思ひます。

その点で、先ほど委員からの質問に対して、メリット、デメリットの中で税方式は一律の定額にならざるを得ないというふうなことがありまして、たけれども、この基礎年金に限っては、二階建て以上は別として、この基礎年金の理念からすれば、まさに税方式がかなうということが先ほどの大臣のお答えの中からも導き出せるのではないかと私は思ひます。

それから、巨大な財源ということでありまして、けれども、確かにすべての二階建て、三階建てに入れば巨大ですが、基礎年金だけだったら一定の限

られた財源だと思ひます。計算ができる。それでも確かに巨大だと思ひますね。だけれども、この巨大な財源は結局国民が担っているわけですね。その三分の一の国庫負担は税で担っているわけですし、ほかの掛金は一人一人、毎月毎月一万幾ら掛けたりして担っているわけですね。そちらの保険料の方が今負担にたえなくなってきたという現実もあって、それが空洞化の原因にも一つなってきたというわけですね。

そうしますと、広く浅くその巨大な財源をうまく負担するという方法もあるわけですが、その税方式の方向へ向けて今後検討を進めるべきだと思いますが、大臣の御所見を伺って私の質問を終わります。

○国務大臣(井出正一) 我が国の公的年金制度は、国民の負担と給付の関係を明確にいわゆる社会保険方式で基本的には運営されてきておりまして、全国民の参加と連帯感を基盤とするものとして我が国の社会に定着しているものと考えております。もちろん、先ほど先生御指摘あるいは御心配なさっている未納、未加入問題の解決により一層努力していかなくちゃならぬことは当然でございます。

そこで、先生從來ずっとその税方式を主張してこられておられることを私も承知しておる者の一人でございますが、基礎年金を税方式として全額国庫負担とすることでございまして、確かに税方式のメリットとして、いわゆる無年金者、低年金者を生じさせないこととか、あるいは所得の再配分効果が高いといった面もあることもわかりますけれども、それはそれとして、先ほど申し上げております保険料の拠出に見合った給付を行う社会保険方式が非常に国民の間に定着をしております、より公平な仕組みととられているんじゃないかなと思ふこと。

それから、これも先ほど委員の御質問にもお答えしましたが、使途についてはほかの政策、大変これもまたいろんな面で費用、金額を要する政策との競合が生ずるわけでございます、税収の景

気の変動によって左右されやすいといった意味で長期的な安定性に欠ける嫌いがあるんじゃないかということ。

さらにまた、諸外国の例を見ると、一般に税方式をとる国では年金の給付水準がどうしても低くあるいは所得制限がある場合などもありまして、果たしてこのような年金でいいのかどうかといった問題もあらうかと思ひます。

全額国庫負担とすることにより必要となります巨額な財源をどう確保するか。また、高齢化に伴い年金の給付に要する費用はこれも急速にふえていくわけですが、税方式とした場合そのテンポに見合う対応が果たして可能かどうかといったような慎重な検討を要する問題が多々あらうかと考えております。

○大浜方策 今回の年金改正は五年に一回の制度の見直しであります。目指すところは、これから高齢化社会に向かって年金制度を中長期的にどういうぐあいに安定させるか、こういうことが大眼目であると思ひます。

ところが、最近の年金改正の議論を見ていると、私は年金の国庫負担の引き上げのみに議論が集中している感じがしてならないのであります。したがって、私の本日の質問は、年金制度の根幹にかかわる部分、原理原則、そういうようないわゆる総論的なものに絞って質問をさせていただきます。

それから、私はまた後半で沖繩の年金問題に絞って質問もさせていただきますので、前半の部分はできるだけ近藤局長、大臣、簡潔明瞭に答弁をお願いいたします。

まず、この国庫負担の議論を行う前に、私は社会保障のあり方について基本的なコンセンサスを形成しておく必要があると思ひます。しかしながら、国庫負担率がいわゆる高福祉高負担の北歐型がいいのか、自立自助のアメリカ型がいいのか、あるいはそれと関連をして社会保障の給付と負担をどの程度に設定していくか、こういうようなものに対する視点を踏まえにいかぬ。ま

ず第一に、何といつても、いわゆる臨時行政改革推進審議会の答申では、国民負担率を五〇プロの手前にとめる、五〇プロを下回る、こういうことがうたわれて、ずっとそれにのっとって政策を進められてきたと、私はこう思っております。

しかるに、各党の間でコンセンサスが得られていない、さらにまた各党の中でも意見が分かれていて、こういうようなことは非常に私は社会保障を論ずる場合に困った問題だ、こう思っております。それはとりもなおさず、いわゆる大きい政府を目指すのか小さい政府を目指すのかという問題にかかってくると思ひますけれども、まず冒頭、その点に関して、私はどうも国庫負担ありきという点でやっているといるものに対してどうかと、こういうふうにして思えてならないので、こういう社会保障の負担の問題について、まず第一にその見直し等を簡単に御説明願ひたい、こう思ひます。

○政府委員(山口剛彦) 御指摘の問題について私どもは基本的にこんなふうな考えをしております。今後の少子・高齢化社会の進展に伴ひまして、年金も医療も福祉もその費用は増大をしていかざるを得ない。したがひまして、今国民負担率三八％程度でございまして、これも相当程度増加をしていかざるを得ないというふうに見えております。ただそうであっても、経済社会の活力を維持しながら福祉社会を実現していくということが重大であるというふうな考えをしております。

そういう中で、先生御指摘の今後の国民負担のあり方をどう考えるかという点につきましまして、基本的には国民の皆さんの選択にゆだねられるところが多いと思ひますけれども、そういうことを御判断いただく素材として、二十一世紀福祉ビジョンということであるようなケースを想定して提出させていただいたということでございます。

しかし、いずれにいたしましても、経済の活力を維持しながら必要な給付を実現していく、しかも将来に過重な負担を残さないということだと思ひますし、また御指摘の行革審の答申でも五〇％

以下に抑えるというような目標も掲げておるわけでございますので、私どもとしてはこういった基本方針を十分踏まえながら今後の政策を展開していきたい、基本的にはそう考えております。

○大浜方策 今年の年金の国庫負担の問題につきましては、昨年の十月八日、十二日の第百二十八回国会の参議院の予算委員会でも私はその問題を取り上げました。そしてそのときに、社会党の党首であられる山花国務大臣、公明党の党首である石田総務庁長官と藤井大蔵大臣との間に意見の不一致を見て委員会が紛糾しました。それは、私がこの財源問題、政党の公約問題に引っかけた質問をしましたところ、答へに窮して紛糾した例がございまして私はあえてこの問題を申し上げるわけでございます。

それと関連をいたしまして、今度の衆議院での修正、附帯決議について井出厚生大臣はどういうぐあいに考えてございませうか、簡潔にお願いいたします。

○国務大臣(井出正一) 年金の国庫負担のあり方につきましては、受益と負担の関係が最も明確な社会保障負担中心の枠組みを維持していく中で、税と保険料負担のあり方をどのように考えるか、さらに、巨額の財源を要する問題であることからそれが年金財政や国家財政にどのような影響を及ぼしていくか、また社会保障政策の中での位置づけをどのように考えるかなど、さまざまな要素を総合的に勘案しながら検討していく必要があるかと思ひます。

その意味で、今回衆議院の修正で付された検討規定も、まさにこうした諸問題を一つ一つ吟味しながら、国庫負担を引き上げることについて総合的に検討した上で結論を出すべきものであるとの趣旨であると受けとめております。

○大浜方策 医療、介護、社会福祉等の充実や、さらにまたゴールドプラン、エンゼルプラン等の財源の確保もままならない状態にあります。これはもう大臣御承知のとおりと思ひますけれども、年金の費用は社会保障給付費の半分以上を超

えておる、さらにこれから人口の高齢化を迎えている、こういうような中で安易に国庫負担を引き上げるとこれは財政面でつじつまが合わなくなるのではないかと。

もうだれでもわかつていることですけれども、現在の国庫負担率のままで三・九兆円、それから二〇二五年には八兆一千億円で二分の一に引き上げた場合には今年度で五兆六千億円で、さらに一兆七千億円の財源が必要であります。二〇二五年には十二兆一千億円の財源があるならば、私は、今年度の一兆七千億円の財源があるならば、この財源でもほかにやるべきことがあるんじゃないかと、こういうぐあいに率直に考えております。

国民全体が参加して支える年金でございまして、拠出と給付とが結びついていく、こういうことが私は原則じゃないかと。そのためには本当に費用の支出が必要であると言われて、特に今国民が大きい関心を寄せ、厚生省において問題になっている介護等の問題に優先して金を使うべきじゃないかとも考えているんですが、厚生省の社会保障政策の金の使い方の優先順位について御意見を拝聴したい、こう思ひます。

○政府委員(山口剛彦) 先生御指摘のように、本格的な少子・高齢化社会に対応した社会保障制度をつくり上げていくためには、年金とか医療、これを長期的に安定させるということは大変重要でございましてけれども、それとあわせて、御指摘のありました高齢者介護の問題あるいは子育ての問題などの需要に対応した対策がぜひとも必要で、年金、医療、福祉のバランスのとれた対策を講じていくということが大変大事だと思っております。

したがって、私どももいたしましては、当面これに対応するために、高齢者介護対策としての新ゴールドプラン、あるいは子育て対策としてのエンゼルプランを構想しております。今度の税制改革でも一定の配慮がなされておりますので、これを足がかりにいたしまして、これだけでは財源が足りませんので、引き続き財源の確保を図りな

がらできるだけ早くこの対策の具体化と充実を図りたい、関係省庁とも鋭意協議をしてまいりたいと思っております。

年金の国庫負担の問題については、今度の検討規定にございますように、次期財政再計算期を目指して総合的な検討を加えながら国民の皆さんのコンセンサスを獲得していくべき課題であるというふうに認識をいたしております。

○大浜方衆 先ごろ厚生省が発表しました二十一世紀福祉ビジョンによりますと、社会保障給付費の構成比を、年金、医療、福祉ですか、従来の五対四対一を五対三対二に変えていく、こういうことを言っておられるようでございますけれども、私はこの問題に関しましては、年金、医療、福祉の構成比を論ずるだけじゃなくて、額そのものを論ずるだけじゃなくて、政策的な横のつながり、有機的な面からの国民への説明が厚生省は十分だという感じがいたします。

例えば、福祉の財源として年金を充てるということも先進諸国の中では既に実行されつつあります。私自身が実際に体験したのも、アメリカでは年金受給者がナッシングホームに入るときには、年金はもう差し上げます、要りませんと言っていて提出をさせてやっています。ただし、ナッシングホームのランクによって違っていて、全く自費でやっているところもありますけれども、それから、スカンディナビアあたりでも年金額の八割はそういう福祉施設に入るときに差し出している、そしてあとの二割はポケットマネーでお年寄りが自分で使っている、そういうようなことであります。

特に、昨今は社会保障の財源をどういうぐあいに効率的に使うべきかということが今議論的になっておいて、特に医療界あたりでも福祉部門あるいは年金部門の財源を有効に医療方面にも使っているかどうかというような声が多いんですね。

これはちょっと余談になりますが、せんだって長野県に行きましたら、長野県の医療界の

方々が胸を張って、我が長野県からは厚生大臣がこの一、二年の間に二人も出た、一人は下条進一郎であり、一人は井出厚生大臣であると。しかしながら、どうも医療の面では余り見るべきものがないと、それはいい意味です。その関係者の方が言っているのは、効率の面でもって考えてもらいたいと言わなければならないことを言っておられたんですね。この問題は大変からひとつ御見解を拝聴します。

○国務大臣(井出正一君) 高齢化の進展等に伴い、今後、社会保障給付に対する需要の増大が見込まれる中で、限られた財源をできるだけ効率的に活用することが重要な課題であると認識をしておるところでございます。

高齢者介護問題は、今日、早急に対応すべき国民的課題となっておりますが、厚生省におきましても本年四月、新たな介護システムを検討するため高齢者介護対策本部を設置するとともに、七月からは学識経験者による研究会を開催し、介護問題をめぐる基本的な論点や考え方について整理、検討を行っているところでございます。

先生御指摘の年金の高齢者介護への活用については、高齢者の介護問題は年金のみならず医療、福祉など社会保障制度全般にわたる問題であることとございまして、総合的な観点から新しい介護システムの検討を進めてまいりたい、こう考えるものでございます。介護と医療の安心を保障することが、実はまた年金制度の安定にもつながることだと考えるものでございます。

○大浜方衆 次に、沖繩の年金問題について伺いをいたします。

沖繩の本土復帰がおくれたために、今、沖繩の厚生年金の加入期間が全国平均の二十七年余に比べて沖繩は十四年余りとなっております。そのために、日本本土復帰時と平成二年の二回にわたってその是正措置がとられてきましたけれども、それでもなおまだ全国平均の七割弱という格差が残っておりますので、この問題に関して関係省庁検討会、すなわち沖繩開発庁、厚生省、内政審議室で

すか、三者一体になって検討が進められて、沖繩の最終的な提案も受け入れて本年一月にそういう結果を得ております。

それで、私はこの機会に、今まで格差があったのを関係省庁、関係各位の多大なる御尽力によってこれが是正されつつあることを県民に代わって厚く御礼を申し上げる次第でございます。ただし、まだまだいらないような未解決の問題が残っているようにございまして、本日はその問題について質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、これもまたひとつ簡潔に、短い答弁で結構でございますから要点だけをお聞かせ願いたい。

まず第一に、今度の沖繩県の年金の是正に当たっても、平均年金額がまだ全国並みにはなっていない、まだ格差が残るんじゃないだろうかといった不安が県民の間にはありますけれども、これはどうでございましょうか。

○政府委員(近藤純五郎君) 沖繩の厚生年金の受給者につきましては、今度の新たな措置の対象者およそ九万人と見込んでおりますが、この全員の方が加入した場合として試算させていただきますと、加算後の額は平均値で全国対比八二%ぐらいになるといふふうに一応試算をいたしております。これは、沖繩の平均標準報酬月額が全国の平均標準報酬月額に対する比が約八〇%でございまして、現役世代の標準報酬との対比で考えますと妥当な水準に上がってくるのではないかとこのように考えております。

ちなみに、徳島県がちょうど平均標準報酬が全国の八〇%でございまして、この徳島県の年金水準が八二%ということでございますので、全員加入していただければこういう水準に相当するというふうに考えております。

○大浜方衆 次に、今回の措置の対象者は昭和四十五年二十五歳以上の者とされて、当時二十歳から二十五歳の間の方々は対象になっていない、そのために対象者が圧縮されているという指摘がありますけれども、この対象者の範囲を厚生省ではどのように考えておられますか。

○政府委員(近藤純五郎君) 今回の特例措置では、昭和四十五年前に厚生年金に加入できなかった、そのことによりまして甚大な影響が出た、こういう人たちだけを特例の対象にしたい、こういうふうな考え方であったわけでございまして、具体的に申し上げますと、これまで二回の特例措置では昭和四十五年四月に四十一歳以上の方だけを対象にしたわけでございまして、これを二十五歳以上ということで十六年間縮めたわけでございまして、それから、これまでの特例措置では昭和四十五年一月一日の時点で被保険者であることが必要であったわけでございまして、昭和四十七年五月十四日、この復帰時までのいずれかにおいて沖繩の厚生年金に加入した方には対象者として拡大することとございまして、昭和四十五年の四月に二十五歳以上の方といたしましたのは、二十五歳未満の方は六十歳までに三十五年間は加入できるわけでございまして、六十五歳まで動めますと四十年加入できるわけでございまして、従前から本土にいらっしゃる方と同等の期間保険に加入できるということでございまして、二十五歳未満の方は対象にしないというわけでございまして。

○大浜方衆 今回の措置は報酬比例部分に焦点を当てている。それで、定額部分の方はどういふぐあいになされるおつもりか、その点をお伺いしたいと思っております。

○政府委員(近藤純五郎君) 今回の措置では、救済の対象は二階の部分の報酬比例部分だけということにいたしております。沖繩の厚生年金の基礎年金の相当部分につきましては、復帰時とそれから昭和六十一年の改正時の特例措置によりまして、新法の厚生年金の対象者につきましては基礎年金のフルペンションが受給できるだけの期間を加入できるようにいたしたわけでございまして、それから、旧法の厚生年金の対象者につきましては、復帰時の特例措置におきまして四年から十四年の加入期間で二十年分の定額部分の保障をい

たしたわけでございまして、現在の基礎年金のフルペンション程度の金額は既に受給可能になったわけでございまして。

それから、基礎年金部分も対象にいたしまして特例措置を講じますと、保険料の負担というものが、今回は本来納めるべきものの二分の一にいたしておられますけれども、やっぱり十分の十にならざるを得ないということでございまして、その点も考慮いたしまして報酬比例部分については正措置を図る、これによって先ほど申し上げましたような水準に復帰できるということで、ほぼ格差は正は達成できるという判断のもとにこういうことにいたしましたわけでございまして。

○大浜方榮君 次の二つの質問は、今御答弁になったのと重複するところがあるかもしれないんですが、追納する保険料について質問をさせていただきますと、昭和四十五年から四十七年までの標準報酬の平均ではなくて、加入時から退職時までは特例措置の施行時までの平均としていたために保険料負担が大きくなる、そういう指摘もあるんですが、それはどうでございましょうか。

○政府委員(近藤純五郎君) 今回の特例措置は、過去にさかのぼるいわゆる遡及という考え方はとらなかったわけでございまして、これは、現に厚生年金に入っている方々の被保険者とのバランス上遡及という考え方はなかなか難しい、したがってまして考え方をいたしましては、過去に入れたなかった部分にこれから入っていただく、こういうふうな考え方のもとに制度を仕組んだわけでございまして。

したがって、その趣旨をこのまやりますと、退職時の標準報酬があるいはこれからの自分の標準報酬をもとに保険料を納めていただくというところに相なるわけでございましてけれども、過去の自分たちが今まで納めていた標準報酬の平均値というによりまして納めていただくというのと、年金制度上としてはざりざりの配慮をいたしたわけでございまして。

この方式によりまして、昭和四十五年に近い期

間を持ちます高齢者ほど過去の低い時点での標準報酬をもとに保険料を納めるということになりますので、比較的低い保険料で済むわけですし、比較的高い方でまだ現役の方もいらっしゃると思います、こういう人たちは新しい標準報酬になりますので比較的高い。こういう人たちは負担能力もあるということで、こういうやり方が合理的ではないかということでこういう方式を採用させていただいたわけでございまして。

○大浜方榮君 次に、保険料率の問題でございまして、厚生年金の保険料率の二分の一となつていますが、今回の改正によって厚生年金の保険料率が上げられると追納額もまたふえていく、こういうことになるんですが、その方面のことを簡単にひとつ。

○政府委員(近藤純五郎君) 保険料率につきましては、本来納めるべき厚生年金の保険料率の二分の一にいたしたわけでございまして、今回の法改正が施行されますと一四・五%から一六・五%に上がるわけでございまして、これは将来に向かって入っていただくという趣旨からすれば新しい料率を使わせてもらわざるを得ない。ただし、五年以内に納めていただくという形にいたしておりますので、この期間につきましては一六・五%で固定いたしまして、この一六・五%の二分の一でございまして八・二五%を適用させていただきます、こういうことにしたいというふうに考えている次第でございまして。

○大浜方榮君 その追納額の平均が百三十万円になるだろうと。お年寄りによつては二百万円にもなる、少ない方々で三十万円だ。しかもそれが高齢者である。そういうことで、沖繩は高齢者の方が働く職場も少ないものですから、こういう多額の追納額を納めるぐらいなら辞退した方がよい、そういう声も向こうの新聞には大きく出ているんですが、この問題に対して厚生省はどうか考えてございまして、簡単にようございましてから。

○政府委員(近藤純五郎君) 今回の保険料の負担額につきましては、先ほど申し上げましたように本来の保険料率の二分の一にしましたと、それから対象者の全期間の標準報酬の平均でいいとか、こういうふうな申し上げましたけれども、もう一つ加入期間につきましても、本人の負担能力に応じて任意に決定できるということにいたしましたし、分割納付も認めまして、今のところ私も検討しておりますのは三回の分割納付を認めよう。その分割の都度に年金額も負担しよう、こういうことでございまして、これについて融資を受ければ、年金額が上がった額で借りまして元利をお返しするのにはほとんどの人が数年でお返しできるんじゃないか、こんなようなことも考えております。

沖繩県におきましては、県の独自の事業といたしまして、保険料負担の融資を受けた場合には基金によりまして利子補給を行いまして負担軽減を図る、こういう事業を検討しているということでございます。私どももこの支援をしたいというふうに考えているわけでございまして。ただし、財政的な面から見るとこれは非常に難しいわけでございまして、いろいろな助言をしている、こういう段階でございまして。

○大浜方榮君 今、近藤局長が最後に触れられた追納金の個人負担を軽減するためにいろいろ県の方では四苦八苦しているようでございますけれども、その基金が五十億だと、今考えているのは、そのうちで沖繩県の方で二十億、それから事業主の方々が二十億、その対象者のうちの二割を占めていると言われている米軍基地従業員の雇用主である防衛施設に十億、これは五年かかってですから、十億というのは、二十、二十、十億が防衛施設、そういう考え方を今持っているようでございますけれども、正直申し上げて、沖繩県の方から厚生省、開発庁、防衛施設庁に沖繩の知事、役所の方々、それからお年寄りの受給者団体の方々がいろいろ足を運んでお願いをしているけれども、ちがいが明かない。こういうことはもう御承

知だと思つたので、この問題に關して私は厚生大臣にお伺いをしたいわけでございまして。

それはこの追納金の基金の問題で、今、厚生省、防衛施設庁、開発庁がみんなへっぴり腰でさわらぬ神にたたりなしとて逃げ回っている。かわいそうに、沖繩からあの方々は高い飛行機賃を払って何回も何回も来ても逃げ回っているというの、私はこれはおかしいことだと思つた。

沖繩のこの年金制度は正の措置がとられても、あとの基金の問題がきつと解決できないと、せっかく制度をつくつてもこれは円滑な運営ができないので、そのためにも厚生省、開発庁、防衛施設庁の三者は一体になって、どうしたらこの基金の問題が解決できるかという協議をすべきだと、私はこう思つておりますので、その点を厚生大臣と、場合によつては近藤局長が知恵者だからあなたの方にちょっと聞きたい。

その前に、私はこういうことは余り言いたくない。言いたくないというのは、先ほども申し上げたように、これからの社会保障というのは自立自助の精神が非常に大事だから、沖繩が戦争で犠牲になったからといってせひひとつ援助してくれと、いつまでもそういうことは言いたくないんだけれども、実際この問題は、沖繩の方々がお願いに来るといふのはおかしいと思つた。これは憲法二十五条に保障されている生存権の問題なんです。国民の権利の問題であり、県民の権利の問題であると思つた。

私は、こういうことを申し上げるのは非常に恐縮ですけれども、せんだつてNHKスペシャルです、あれを見ておたら、アメリカの第六海兵隊、これは沖繩戦に参加した方々ですけれども、この方々が戦後五十年で沖繩のことを触れておられた。その中でアメリカの兵隊の方々が、参加した人たちが、いや沖繩には行きたくない。なぜ行きたくないかという、アメリカと日本のはざまに入つて一番困つたのは沖繩の住民であるというのを第六海兵隊の方々が言つておられた。私はこれを見て、ああ、まさに沖繩の方々がこ

でございます。

○大浜方衆君 十分話し合いをさせてもらおうというの、話し合いはしたけれどもだめだったというの、はだめであって、解決に向けて話し合いをするという前提で私は先ほどから何回も合意に向けて、解決に向けてということをお願いしているの、この点もう一遍ひとつ。

○政府委員(渡辺明君) 先生が御指摘ございましたように、県の基金造成の事業といいますが、田沼に進められるように私も沖繩開発庁としても十分な努力をさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。

○大浜方衆君 どうもありがとうございます。

(委員長退席、理事官野澤君着席)

次に、防衛施設庁にお願いをします。

本日は防衛施設庁宝珠山長官がおいでになる予定でしたけれども、防衛庁は創立四十周年でどうしても放せないと、国会優先ということも十分承知しておられるようでしたけれども、それで、本日は浦田防務部長さんにおいでいただいたおの、防務部長さんに御質問また御要望をしたい、こう思います。

今、問題は、防衛施設庁に大きくかかっている問題でございます。私が沖繩県庁並びにマスコミの方々から調査したところによると、復帰前のことについては防衛施設庁は法的な責任はないんだ、こういうことを言っておられる。それからもう一つは、財政的にかなり厳しくて今すぐできるとかできないとかは言えない、関係省庁とも相談をしたい。これは今御出席の浦田防務部長みずから七月二十一日におっしゃっておられる。さらにまた宝珠山長官は、改正年金法がまだ成立していない段階では概算要求にのせることは難しいというような発言をしておられるんですね。

それで私は、今も防衛施設庁はこの段階でもこの時期に来てそういう考え方を持っておられるのか、それをお聞かせ願いたい。時間の都合で簡潔にお願いします。

○政府委員(浦田作次郎君) 御答弁申し上げます。

いわゆる沖繩の格差は正問題につきましては、在日米軍従業員の生活の安定にかかわることでもありまして、施設庁といたしましても関心を持っていますところでございます。

今、先生いろいろおっしゃいました。奥からの副知事さんと知事さん等々からの御要望がございします。我々として、沖繩県が創設される基金の拠出についてはそういう御要請を受けましていろいろ検討してきているところでございますが、現段階と申しますか、今のところいわれる法的な根拠をまだ見出すことには至っていないというような状況でございます。

ただいま厚生大臣それから沖繩開発庁の局長の方から御答弁ありました。御意向を一応踏まえまして、我々としても、今後その法的な根拠等を含め、厚生省あるいは沖繩開発庁の御意見を聞きながら検討することといたしております。しかしながら、先生も御案内のとおり、その法的な根拠を見出すのは極めて困難であるということとは御理解いただきたい、かように考えております。

○大浜方衆君 今、浦田部長がおっしゃったように、法的には根拠がないということでございます。すけれども、沖繩がアメリカ軍の施設権下にあったから駐留軍従業員は米軍との間に雇用関係があった、防衛施設庁との間にはそういう関係はなかったんだと。しかしながら、当時本土では、駐留軍の従業員は防衛施設庁との間に雇用関係があったわけですね。それで、厚生年金保険料について事業主負担を行ってきまして。

それで、沖繩がもし米軍の施設権下になければ、沖繩の基地従業員も本土従業員との間の雇用関係に合っとういう保険料の事業主負担を行ってきたと思うんです。しかしながら、沖繩が米軍の施設権下にあった。米軍の施設権下にあったというの日本国家の責任です。あなたうなずいておられるから。だから、この問題は国が責任を負っているんだから、防衛施設庁もこういう問

題からすると、契約上の関係がないからといってこれに無関心ではおられないと私は思いますけれども、それはどうですか。

○政府委員(浦田作次郎君) 先生がいろいろおっしゃっている内容につきましては私たちがよく理解するところでございます。しかしながら、沖繩が米国の施設権下にあったことがなければということでございますが、それは当然本土並みの、いわゆる基地従業員と同様のそういう厚生年金の関係の施策は講じてきたところである、かように考えます。

そういうことでございますが、いろいろな経過がございまして、我々としてはこの問題につきまして先ほど申しましたようにいろいろ検討してきましたんですが、何せこういう点につきまして、いわゆる厚生年金の所管省庁といいますが、あるいはそのほかの関係省庁の御意見をいろいろ伺いながら、どのような知恵が出るか、そのところを今後詰めていかなきゃいかぬ、検討してまいりたい、このように考えております。

ただ、繰り返すようにございしますが……

○大浜方衆君 時間がありませんが……私は、法的な根拠はないという、公共的な責任がないということをおあなたに聞いていただかないとあの話がでないから、今ちょっと少し強引に質問させていただいてるんですがね。

それからもう一つは、これは追納する、遡及するということが問題ではないんで、あくまでも沖繩と本土との厚生年金の格差を是正するということがこの法律の大きな根幹なんです。

そうすると、今、本土の基地従業員と沖繩の基地従業員との間に格差があります。事業主負担の問題もそうだし、格差があります。この問題をどう思われますか。簡単に、もう時間がありません。

○政府委員(浦田作次郎君) お答え申し上げます。

先生、先ほどからいろいろお考えを示していただいているわけでございますが、先生のおっ

しゃっておられる御趣旨はよくわかるわけでございますが、格差があるということにつきまして私どももいたしましては、このようなことを申し上げていかかと思うんですが、やはり基地従業員の雇用主である時代の前の事柄でございますから、そういう面をフォローする上にはやっぱりいろいろな隘路があるということでございます。そのところを何か打開策がないかということ、今いろいろ検討させていただいておる、かような状況でございます。

○大浜方衆君 それからもう一つは、御存じのとおり歴代内閣、現村山内閣は安保堅持をうたっているわけですが、日米安全保障を堅持していくと。そうすると、基地従業員というのは日米安全保障の一翼を担っているわけです。沖繩の基地従業員も本土の基地従業員も同じように一翼を担っている。そういう担っている人たちの働く条件の間に社会保障の面で格差があつていいかどうかということもお考えいただきたい。

時間がありませんが、まだたくさんいろいろなことを調べてありますけれども、そういうようなことを踏まえて先ほど厚生大臣も三者が同じテーブルに着いて協議をしたい、すると。また沖繩開発庁も同じテーブルに着いて知恵を出し合つてこの問題の解決に当たりたい。

(理事官野澤君退席、委員長着席)

それで今、浦田部長も同じようにいろいろ考えて検討したいと、こうおっしゃっておられますが、問題は、ばらばらに検討しておつたんです。今までと同じようにみんな逃げ回つて、沖繩県の基金に取り組んでおる方々はどうにもしようがない。だから、関係省庁検討会というのがありましたから、皆さんがまとまってその検討会を利用するなり、あるいは衣がえをするなり、あるいは公式にせよ非公式にせよ、ぜひひとつ知恵を出してこの問題の解決に当たつるために同じテーブルに着いていただきたいと、私は改めてもう一遍これをお願いしたいと思います。

○政府委員(浦田次郎君) 先生の御趣旨を踏まえまして対応してまいりたい、かように考えます。

○大浜芳雄君 どうもありがとうございます。くだいようですけれども、今までの厚生年金格差問題、特にこの基金問題に関しては今までそういうようなみんなが知恵を出し合ってやる、同じテーブルに着くということがかつてなかったんで、私はこの問題は大きな前進であると思っておりますから、せっかく沖繩の年金格差是正のいい法律、制度が盛り込まれたんだから、盛り込まれたけれどもこれが円滑に運用されないと、私はつくっても魂が入らないということになりますので、今三省庁にお願いしたことをぜひ実現させていただきたい、最後にこのことを申し上げて私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(種田誠君) 速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(種田誠君) 速記を起こして。

○萩野浩基君 大変皆さんお疲れだと思います。今度のこの法案は大変重要な法案でございますので、あと一時間ちょっとと思いますが、ひとつよろしく願います。

よく高齢化社会、高齢化社会と言っておりますけれども、私は十年前からもう高齢化ではなくて高齢社会だと。これは人口構成で見たら明白なことなんで、この辺も言葉を少しみんな統一した方がいいんじゃないか、そのように思っております。

例えば、二十歳で国民年金に加入しようとしてる人に政府は四十五年後の福祉を今どう約束できるかという、これは大変な問題だろうと思えます。こういうような重要な問題でありますので、責任を持ってどのような写真を見せるかというのがやはり政治の重要な点ではないか、そのように考えております。

今度のこの改正におきましては、六十五歳現役社会、こういうものを目指しての国民のライフサイクルのギアチェンジといえますか、そういう意

味でそれなりにいろんな面での苦心が見られたと思います。先ほど大浜先生が言っておられましたけれども、私も沖繩復帰のときに講演に行きましたが、もう本当にシーイング・イズ・ビリービングで、本当に皆さんに会ってみるといろんな問題がわかるんです。だから、先ほどのようなディテールに当たっても福祉の心といいますか、やっぱりそういうものを十分生かしていただきたい。そういう意味におきまして、我々厚生委員もこの問題については真剣に考えなければならぬ、そう思っております。

高齢社会になりますと年金財政というものはどうもこのままでは破綻するんじゃないか、そういうので先ほど来同僚委員の方たちからも指摘がありましたけれども、これに入っている本当に大丈夫なのかどうかというふうなものもあります。だから、ここで何とかして痛みを伴う改革も受け入れざるを得ないという、少しずつではあります国民の共通理解となっているんじゃないかと思えます。くだいようですけれども、問題はそうした国民の覚悟に政治がきちんとこたえるかどうか、この辺のところが大事な点ではないかと考えております。

今のこの日本におきまして、国民の大多数が国民年金、厚生年金、それから共済年金、これらの公的年金をみんな当てにしております。つまり、老後の不安の最大の理由というのはやはり年金問題であります。また、最も当てにしているのが生活資金としての年金、これは言うまでもありません。

そこで、税制調査会の中期答申でも指摘しておりましたけれども、税制改革と社会保障の支出とは大変密接な関係がある、このように言っております。実際の問題として、長期的な観点から国民負担率はほとんど社会保障の動向で決まっております、こう言ってもいいです。ところが、厚生省の高齢社会福祉ビジョン懇談会の推計が増税の根拠としてとするとそのまま使われているんじゃないかと、そういう声がいرونなところから出てく

るんですが、この点についてまずお聞きいたしたいと思います。

○政府委員(山口剛彦君) 先生御指摘の高齢社会に向けて将来の社会保障のあり方をどういうふうに描いていくかということで、私もこの三月に、将来の社会保障の給付と負担のあり方について国民の皆さんに全体的な議論をしていただくのを素材として二十一世紀の福祉ビジョンというものを提出させていただきました。これは一定の前提を置いておりますけれども、給付と負担の規模についてもマクロ的な試算を行っております。

私もとしては、御指摘の高齢社会に社会保障がどういうふうに対応していくか、そのために現在の社会保障制度をどういうふうにも再構築していかなければならないか、そのビジョンを国民の皆さんに大いに議論をしていただきたいということを出させていたいただいて、決して税の議論をするためだけに示したものでございませぬし、その後の税制の議論の中でこのビジョンについてもいろいろ検討がされて最終的な結論が出されたと考えますけれども、その点は、私どものこのビジョンは税のための資料として提出したものでないということについては御理解をいただきたいと思います。

○萩野浩基君 そのように答弁されると、私まだだんだん突っ込んでいかざるを得なくなってくるんですが、今回の税制改革案に私はある程度あいまいさというものが、まあこれはどんなものでもつきまとうことは私も承知しております。でも、その最大の理由は焦点の高齢社会政策との関連というか、そういうもので考えるときにどうも明確でないところが見えるのであります。

それは、厚生省が来年から老人福祉強化策として打ち出しました新ゴールドプランというのがございまして、これを賄うには消費税の、アバウトでいいですが、大体何％ぐらいのアップ分が必要と試算されておられますか。

○政府委員(山口剛彦君) 私ども新ゴールドプランということで構想を発表させていただいており

ますけれども、その構想を実現いたしますためには、現在のプランに加えて新たに国費として三千数百億の資金が必要であらうということでございします。国費ベースで消費税一％が一・三兆円ということでございますので、その分を換算いたしますと〇・三％程度だということでございます。

○萩野浩基君 私の計算でも〇・三％アップが必要とされるんじゃないか、そう思われます。しかし、今度の消費税アップの五％とそれとの関連というのが明白にされなければこれは納得されないというふうな問題が起こってくるんじゃないか、そのように思っております。この関連性について明白な説明をお願いいたします。

○政府委員(山口剛彦君) 今回の税制改革におきましては、消費税率は五％にする、それから増減税を一体処理する、それから平成九年度に増税を実施する、その間先行的に減税を実施するということでございます。

そういう枠組みの中で、大変これは御議論があったわけですが、少子・高齢社会に向けて、当面緊急を要する施策について一定の福祉財源を措置するというところで、九年度の消費税率引き上げの時点で四千億円をそれに充てるということが決められたわけでございしますし、あわせて、今後の社会保障等に要する費用の確保等々を勘案いたしまして、消費税率につきましては、それらを検討した上必要があれば所要の財源措置を講ずるというふうな決まっております。今回の税制改正法案の中に盛り込まれておるといふふうに理解をいたしております。

したがって、今御指摘のございました新ゴールドプランそのものを前提にして今回の措置が講じられているということではないわけでございしますけれども、私どもは先ほど来申し上げておりますように、新ゴールドプランあるいはエンゼルプランは緊急を要する福祉の大きな課題だとい

う認識を持っておりますので、これについても今回の税制改正の措置を一つの足がかりにして早急に見直しをし、また詰めを行いまして施策の展開

を因っていきたいというふうに考えております。
○萩野浩基君　そういうフアジーな答え方では、消費税の〇・三％アップで新ゴールドプランがある程度できるという、一応そういう数値的なものは少し福祉関係を知っていただければわかることなのであります。だからこういう疑問が出てくるんです。消費税を引き上げてもそれはもしかしら減税財源に充てたりつなぎ財源にするんではないか、こういうところにみんな疑問を持ち始めるんですよ。

私は消費税を上げていいと思っております、はっきり申し上げてもいいです。それは何らかの形で明確に福祉に還元するんだという考えを持たなければいけないんじゃないかと思う。だから、今回のこの五％の引き上げというのが一体何にどうなるのかということがフアジーであるところに私は問題があるんじゃないかと思いますが、大臣、この点いかがでございますか。

○国務大臣(井出正一君)　今般の税制改革に当たりましては、与党における議論の結果、少子・高齢社会に向けて当面緊急を要する施策について四千億円、年金等の物価スライドについて一千億円の財源措置が講じられたところでございます。あわせて、社会保障等に要する費用の財源の確保等の関連で、消費税率については検討し、必要があれば所要の措置を講ずる旨の規定が今回の法案に盛り込まれていくわけでございます。

したがって、その検討過程において新ゴールドプラン、エンゼルプラン等の内容についてできるだけ早く詰めを行うとともに、直近の経済動向等も勘案するなどしながら年金や医療等の自然増の推計も行わなくちゃならぬわけでございします。そういった将来の社会保障の具体的な施策と必要経費について、見直し期限である平成八年九月末日までにきちっとした姿を明らかにしてまいりたいと思ひます。

先生御指摘のように、ことしの九月末の税制改革時点におきましては、福祉関係のいろんなあれがきちっとした姿に整っておらなかったというこ

とは御指摘のとおりだと思ひます。

○萩野浩基君　大臣、そのとおりにお認めになりますから、私はもうこれ以上この問題突っ込みませんけれども、本場に福祉に必要なものは、これは例えばスイスなんかでも、高齢社会を支えるのにはこれだけ必要だということでレファレンダムを、国民投票をやつて、ただ感情的に消費税はいけないというのではなくて、やはりそれが福祉の向上につながっていくんだというように、特に厚生省が中心になってその辺は税の上においてもはつきりとした姿勢を将来示していただきたいと思ひます。

次に移ります。
一般的には、高齢社会における負担の増加はいずれにしても先ほど申し上げたとおりに不可欠であると考えられます。つまり、高齢者がふえれば社会保障給付費がふえるというのはこれは当たり前のことであります。当然のことながら負担も引き上げなければならぬ。これはもう単純な論理だろうと思ひます。

しかし、厚生省の先ほどの懇談会のビジョンを見ましても、全然とは申し上げませんが、年金については根本的な問題について検討が十分でなかったんじゃないか、そのように私思ひてならぬんです。ところが、先ほど申し上げました論理をここに使っておる、そのように思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(山口剛彦君)　先生御指摘のように、これからの高齢社会に向けて社会保障の費用が増大していく、それをそのまま前提にして物事を考えていくのはおかしいじゃないかという御指摘でございますけれども、今後の社会保障制度を考える場合に、社会保障制度自体を効率的で安定的なものにしていくという改革の努力が確かに必要だと思ひます。今回の年金改正も、御批判はございましたけれども、まさにその一環として将来長期的、安定的なものにしようということを取り組んできたつもりでございます。

そういう年金制度の姿を前提にして、なおかつ

医療、福祉等の将来のビジョンを描いてみようというところで二十一世紀の福祉ビジョンを描かせていただいたわけで、その中でもいろんなケースを御提言いたしておりますけれども、私どもの基本的な方向としては、適正給付、そしてそれに見合う適正負担という考え方をベースにして、できるだけ過重な負担にならないように配慮しながら将来の福祉社会を考えていく必要があるということと提言をさせていただいてるところで、すし、基本方向としては、まさに先生御指摘の公平、公正そして効率的な社会保障制度をどう構築していくかということと御提言をさせていただいてるところでございますので、御理解を賜りたいと思ひます。

○萩野浩基君　今回の年金改正というものが実現したと仮定いたしました、厚生年金の最終保険料率というのは二九・六％になると思ひます。これだけになりますと、これはどう見ても大増税、こういうぐあいに見えます。税制調査会の中期答申は、所得税の負担が勤労世代に偏るから消費税の増税が必要と、このように主張しています。この論理でいきますと、当然消費税と保険料の分担ということが問題となるはずですが、当局の皆さんとしては具体的にどのような検討をしているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(近藤純五郎君)　消費税との比較におきまして、保険料と所得税がともに勤労世代の負担に偏る、こういう点で共通だという御意見のようでございますが、保険料の場合には負担に見合いました給付が伴うわけでございまして税とは同一には論じられないんじゃないか、こういうふうな考えでいるわけでございします。

年金給付に要します費用につきましてどのよう国庫負担を入れるべきかにつきましては、これまでさまざまな議論があつたわけでございします。衆議院の方で附則の二条というのが設けられたわけでございしますので、そこで示されました点にも考慮しながらこれからさらに検討を深めていく、こういうことであらうかと思ひております。

し、先生御指摘のような問題もこの中の検討の一課題というふうな考えております。

○萩野浩基君　大変重要な問題ですから、ひとつよろしく願ひいたします。

だんだん時間がたつてきましたので、通告しておりましたのは一つ飛ばしてまいります。
高齢社会のビジョンの選択というものは、私は冷戦後の最も重要な政治課題であらうと思ひます。二十一世紀は、やはりそういう一番の大きな課題といえは高齢社会ということにこれは自然となつてくるだろうと思ひます。これまではともするとイデオロギー論争の陰に隠れていたこの問題というものが将来への基本的な理念の選択となると私は考えております。

社会保障や税制はますます著しく複雑になつていく。今やこの基本ビジョンというものは行政レベルの技術論ではどうも解決できないんじゃないか。もっと独自の政策オプションを示すことのできる政治が今必要とされているのではないかと私は思ひておりますが、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(井出正一君)　先生おっしゃるよう、まさに二十一世紀の最大のテーマがこの高齢社会への対応だというふうにも私も考えるものでございします。特に、我が国は世界でもいまだ経験のないスピードで本格的な少子・高齢社会を迎えるわけでございまして、その中において、国民が一生を送る中で心豊かに安心して暮らせる社会を実現することこそ最重要な課題であると考えているわけでございします。

二十一世紀を目前にした今、我が国が直面する活力ある豊かな福祉社会の建設という最重要課題に適切に対処するためには、幅広く国民の英知を集めて、国民のコンセンサスを得ながら解決をしていくことが必要でございまして、そういう面で政治に携わる私どもの責任の大変重大であることを認識しております。そしてまた、いわゆる行政レベルにとすれば引張られがちな点もないことではないわけでございまして、そういう意味では、政治家が行政の皆さんをも上回るような

努力とまた見識を持たなくちゃならぬことも先生おっしゃったとおりだと思います。

そういう意味では、まさに政治家が努力をしていかなくちゃならぬことだと思いますし、行政レベルのみでなくて積極的な政策論を政治家サイドで重ねることによって、福祉社会の実現に向かって努力していくことが政治に課せられた大きな使命であると考えらるものでございます。

○萩野浩基君 どうぞひとつよろしくお願いいたします。

またちょっと細部に入っていきますが、今後、自営業者などが加入している国民年金をいかに健全に運営していくかという面において行政上の課題があると思います。つまり、先ほども申し上げましたが、若い世代を中心に年金制度への無関心というものが目立つこと。この点につきましては同僚委員の方からも質問がありましたから重複いたしますけれども、やはりこれはよく認識しておかなきゃならぬだろうと思います。自営業者の所得把握はなかなか難しいというのは先ほどの御答弁の中からも察せられます。

特に、定額保険料になっているために低所得者には負担が重いんじゃないかというような感じにとられるだろうと思います。そのためか、この加入者は千八百万人ですが、免除者は二百六十万人で、滞納も、一回だけ怠っているというような人までも含めると、これは推定でございますけれども二百数十万人おるのではないとも言われております。またその上に、年金手帳さえ持たない未加入者も百九十三万人に上っているとも言われております。

こういうような状況を見ますと、やっぱりこれは正常ではなくて異常な事態ではないか、そのように思えてなりません。政府や行政にとりましてこれは重要な問題であろうと思いますが、こういうような現実に対してどのような対応ということを考えていらっしゃいますでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 先生御指摘のように、未加入者なり未納者が多数おりますことは大きな

問題でございます。私どもとしてはできる限りこの解消を図ってまいりたいというふうに考えております。

一番基本的な解決策といたしましては、先ほども申し上げましたように、各制度に共通いたします基礎年金番号というものを導入いたしまして、届け出漏れがあった場合にも保険者としてこれを的確に把握できて、保険者の方から届け出の勧奨ができるような仕組みにすることが必要ではないかというふうに考えております。

現在の施策といたしましては、二十歳になった時点におきまして、市町村で大変御苦労していただながら対象になりそうの方のリストをつくっていただきまして、これらの者に対して文書あるいは電話、戸別訪問等を含めまして一次、二次、三次というような勧奨を現在行っておりますが、これを一層徹底してまいりたいというふうに考えております。

それから、国民健康保険に未加入者の七割の方が加入しているという状況がございますので、届け出書の一体化を図る等によりまして、片方だけ届け出が漏れるというふうなことがないようにしてまいりたいというふうに考えております。あとは、あらゆる機会を通じてPRを図ってまいりたいと思っております。

○萩野浩基君 先ほど申し上げましたけれども、今のこの事態というのは決して正常ではない。こういう状態だと将来に不安を持つというのもこれは当然だろうと思えます。今、番号制なりアピールをしていくということなんですが、これは今井委員からも質問がありましてその辺は重複するんですが、根本的な問題の解決ということを考えるときに、きょう午前中参考人の方々にいらしていただきまして、そこで我々議論を重ねたわけでありまして、私もそこでも申し上げたんですけれども、先ほど今井委員もその点についておられました。

私は、世界を見ますときに、きょうも資料をいただいたんですけれども、特に先進国、福祉先進

国と言った方がいかもしませんが、また日本よりももっとずっと早い段階に高齢社会を支えてきたそういうところのを見てきますと、社会保険をベースにしておるのはイギリスと日本だけなんですね。私は何も外国のいいとかそういうようなことは言いません。イギリスの場合はピバリッジという人の理論というのか、そういうのを使った社会保険というものがベースになったと聞いておりますけれども、日本は日本なりに社会保険、まあ積立方式で言ってもいいと思えますけれども、そういう方式でやってきて今日の日本の繁栄というもののもとになって、それはそれなりの一つの働きをしたということは認めます。

今、厚生年金だけでも九十兆を超える積立金があることは国民は知っております。ところが、現在その大半をとすると大蔵省の資金運用部に回す運用の仕方をしておるんじゃないか、果たしてこれでいいのか、ばちばち考え直すときではないかと思えます。また、経済状況が激変する中で五年ごとの機械的な保険料のアップということでは、経済全体の成長を促進するのにもこれは余り効力はないんじゃないか。

だから、ここで私が言いたいのは、社会保険方式の積立方式はそれなりの価値を持っておりまして、大臣がきょう冒頭におっしゃったようにそれなりのメリットを持っております。それは私は十分認めます。しかし、これから二十一世紀に向かって超高齢社会というふうなことを考えるときに、いわゆる先達の諸国、ニュージーランドなり、ノルウェーなりオランダなりスウェーデンなり、いろんな国でいろんな工夫をやっておるわけですから、日本の社会保険方式が正しいんだという最初から決めてかかるんではなくて、賦課方式、税方式と言ってもいいかもしれませんが、そういうものややはりもうばちばち研究ぐらいはしてみたらどうか、そのように考えております。

大臣、最後にひとつ感想でいいですから、先ほどの答弁と同じじゃなくて、こういう自由な討論の場ですから、本当にもしそういうぐあいによれ

ば無年金者なんかも出なくなってきましたし、そして消費税の問題とかいろんな問題でも国民が理解できるようにするんですね。その辺のこともっと広いグローバルな意味から、ひとつ大臣の前向きな答弁をお願いしたいと思えます。

○国務大臣(井出正一君) 社会保険方式が我が国で定着しておるということにつきましては、萩野先生、それなりの意味もあつたまた評価もしてくださるわけでございますが、いわゆる税方式、今後いよいよ超高齢社会がやってくるときに少し研究をする必要があるんじゃないかと、こういう御指摘でございますが、やっぱりこれは中長期的には取り組むべき課題だと私は考えております。かつて前政権時代、福祉プロジェクトチームで今井先生と御一緒に勉強したときもそんなお話をしたことはございまして、そんなことは私も考えております。

○萩野浩基君 終わります。

○横尾和伸君 公明党・国民会議の横尾和伸でございます。

きょうは、衆議院からお忙しい中を法案の修正部分に関しての御質問をさせていただいたためにわざわざお越しいただきまして、大変ありがとうございます。

私は、自分自身が団塊の世代でございます。昨日、団塊の世代という言葉が随分出てきております。それはある意味で、雇用の問題で今大変厳しいリストラの対象に一番なっている世代でもあるし、また私自身がそうであるように、ちょうど私は六十五歳支給開始になる第一号なんです。昭和二十四年の生まれなんです。だからといって自分のことを言いたいわけではなくて、こういう世代のことを代表しているんだなと考えると、ますます今回の改正というのは厳しいものだということに感じるといことを申し上げたかったんです。

今回の改正に絡んでは、内外ともに厳しい情勢にあるということも言うまでもありません。保険料率が五年ごとに二・五％ずつ上がっていくと

か、あるいは六十歳、六十五歳の問題。そのほかの外的な要因としては、サラリーマンの実質収入がことしに入って事実上横ばいしないしは低下をしている。また、公共料金の値上げ問題について、凍結解除をする方針を出されている。また、消費税の税率アップが議論になっている。

こんな非常に国民の負担ばかりが担保される世相になってきているという中で、今まで改正の話がずっと十年來あったにもかかわらず今回にならざるを得なかった。しかし、今回はやらなきゃいけないと思っておりますけれども、こういう中で何とか現役もOBも頑張るんだから、それに見合うとまではいかないまでも、それにある程度こたえるような形で国でも国庫負担率について頑張れないかというようなことで、各方面で意見表明がなされているのはゆえなきことではないと思えます。

例えば、連合では大変な御苦労を終始一貫されておられます、これ言うまでもありませんけれども、二分の一から三分の一という要望、要求の中から、現実を踏まえながら、今日では国庫負担率を引き上げる方向づけだけでもはつきりさせるべきだと、ここまで柔軟になっているわけでございます。

しかし、それさえも大変厳しい状況ではあるんですが、そういう状況の中で国庫負担率の問題は大変重要な問題であり、また去る十月二十八日に私は本会議でこの修正部分について簡単な質問を総理、厚生大臣にさせていただいたんですけれども、この修正部分はこれは衆議院の意思である、私は知らないということで、衆議院が決めたことだから衆議院に聞いてくれと言わんばかりの冷たい御答弁をいただきました。

私は、そういう意味で、衆議院の意見を聞く前に、衆議院で決めたそのことに対して大臣及びそれぞれ責任あるお立場の観点からどう思うかというのを聞きたかったわけなんです、それを誤解されて、自分が決めたことじゃないから知らないよ、答えないよということが事実答えなかった

んです。

そんな経緯がありまして、実はきょう衆議院からわざわざお越しいただいたのは、ごく短時間で済むと思うんですけれども、ぜひ大事な部分の確認をさせていただきたい、こういう趣旨でございますので、このところをどうか御理解をいただきたいと思います。

まずお聞きしたいのは、法の修正案の附則第二条の意味するところがどうなのか。というのは、大変難しい文章でして、端的に言いますと、総合的に検討するものになっているんですけれども、具体的に将来その総合的な検討をした結果、結果として引き上げを行わないということになるという可能性はあるのかないのか、この附則第二条の示すところはどうかというそのボーダーラインについて、明確なお答えをいただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○衆議院議員(戸井田三郎君) 今、先生の御質問は、引き上げを行わないことが検討の結果あり得るのかということのようでございますが、この問題に直接私が答えをするというのはちょっと難しいんじゃないかなと思えます。

それは、将来の問題として年金の安定というものを考えるという、どうしても給付と負担の関係が問題になってくるので、今先生がお話しになりましたように、既にこの国庫負担の引き上げの問題は、六十年改正のときもそうだったし、それから平成元年の改正のときもそうだったし、そういう意味で常に高い問題でございました。

今度の場合でもそのとおりでございますまして、御承知のとおり、この法案が国会に提案されたときはちょうど私たちは野党の立場でございました。そして、大内大臣の趣旨説明があつて今日まで来たわけでありまして。そこで私たちの立場は、この法案を作成する段階で自民党が入っていないか、それが今度は与党になってこの法案に責任を持っていかねばならない立場になりました。

そこで、冒頭に私は、審議に入られる最初の理事会で、そういう関係であるから私たち与党でありながら修正をするということはちょっとおかしいんだけれども、そういう経過を考えると、私たちが考えていることもこの中に入れていただきたいというお話もいたしました。

それで、私たちその他の理事さん、関係者の方々、ここに先生もその話し合いをするお一人に入っておられたと思うんですけれども、そういうところで合意をしたものについて修正をさせていただきたい、こういうお話でありました。

特に、八項目を私たちは出しましたが、八項目の一番は国庫負担の問題でございます。そのほかの二番から八番まではほとんど合意をいたしました。一番については合意をなかなか得られなかった。与党案とそれから野党案が同時に委員会に提出をされて、そして採決で決まったわけでありまして、特に基礎年金の国庫負担のあり方につきましては、非常に巨額な財源を要しますのでその財源確保をどうするのか、財源問題一つをとってみてもまた非常に難しい問題であります。

そこで、この二条には、年金事業の財政の将来の見通しとか、国民負担の推移とか、基礎年金の給付水準とか、費用負担のあり方等を勘案して、財源を確保しつつ国庫負担の割合を引き上げることについてと書いてありますが、この引き上げるといふ問題についていろいろな意見がございまして、最終的には、野党の改革の御意見を私も拝見して、これでじゃ合意しようかということになったわけですが、結局は採決というように形になってしまったわけでありまして。

でありますから、このこと自体非常に将来の年金の安定のために重要なこと、それから国民の期待にこたえていけるかどうか、特に国民の皆さんの御同意というものは私は非常に重要な問題だと思っております。

それはなぜかという、例えば今、厚生年金で申しますと平均で二十万円の給付を受けている。そういうようなことをもし一般の考え方で見るといふと、大体一億数千万円の定期預金をしてい

のに今の年金受給者がいただいている二十万円というのは相当するものだ。そういうことで、国民自体が年金というものにもっともつとそういう観点から理解をしていくようになると負担というものもあるいは可能なかもしれないけれども、そういうようなことを十分に検討していくほど重要な問題であるということでの案を検討してつくり上げたということでございます。

○横尾和伸君 大変御丁寧な御説明をいただいたんですが、お聞きしたいことは非常に単純でございます。御説明によりまして、若干変則的ではあるけれども、与党の考えを入れたということでのこの修正部分を出されたということなんです、お聞きしたいのは、実はその中で与党の考えを入れたということですし、また繰り返しますけれども、本会議で各大臣にお聞きしたときに、衆議院の提案者についてくれと言わんばかりの答えをいただいたのであえてまた聞くんです。

この文章、状況ではなくて、この第二条の言っている「総合的に検討を加え、その結果に基づいて」ということなんです、その結果がいろいろ可能性があると思うんです。その中で、やっぱり検討したけれども引き上げを行うべきでないという結論になるということもこの第二条の中で読めるのかどうか、そういう観点からイエスかノーかでお答えいただきたいと思うんです。大変大事な問題でございます。

○衆議院議員(戸井田三郎君) 結果、今言ったように、私は五項目ぐらいあるように思うんですが、非常に一つ一つみんな重要な問題ですが、五項目を総合的に勘案して、そして、「引き上げることについて総合的に検討を加え」という文章のとおりには私は解釈いたしております。

○横尾和伸君 どうも時間の問題もあって、押し問答をしていると時間が過ぎてしまいますし、また先生の意図するところはお答えとは別に私なりに感じさせていただきましたので、次に移ります。もう一つ、きょうは提案者を代表してというこ

とで、自民、社会、さきがけという観点もお踏まえになってお答えいただけるというように聞いているんですが、つまり聞きたいことは、自民党も社会党もさきがけも、いわゆる与党のそれぞれの党が半年前にはこの国庫負担率について、財源の確保を図りつつという趣旨のことは当然入っていたと思いますけれども、基本的に引き上げるということを明示されていたと思います。それが今回変わったというのは、私は変わってはいけないうと申し上げているんじゃないんですけれども、変わったことは確かだと思ふんですが、その変わったのはなぜなのか、状況の変化によるものなのか、お立場の変化によるものなのか、そのところをお伺いしたいと思います。

○衆議院議員（戸井田三郎君） 状況の変化とか立場の変化とかいうことはどういふことなのか私はよくわかりませんが、この問題については非常に真剣な論議を各党間でいたしました。

特に国庫負担の問題につきましては、先ほど申しましたように、最初に私どもは八項目の第一項目に掲げたんですが、改革の方から最終的に、ほかはいけれども、この一項目については私はこういう意見を持っておるといって三項目の提案がありました。その三項目を私どもは見まして、三番目に書いてあることが私たちが乗れる案だと思ひまして、そしてその案に基づいて修正を相互で書いて、そして合意を得たんですが、この案も最終的には完全合意を見るに至らなかったんです。

それは、「財源を確保しつつ」、「国庫負担の割合を引き上げることについて」というところですが、この部分について改革さんの方では、段階的に引き上げる方向、こういう意見が出ました。そして、それに対してまた与党側からも、そのことに賛意というふうなものが出て、最終的にこの案については、改革さんの方から「引き上げることについて」ということがあって私たちは合意をいたしました。ところが、それはしばらくしてからだめだったと、やっぱり上層の方でこれには

うんと言わないということだったんです。それじゃ、もう時間も来ているので私たちの方は私たちの案で出します、あなたの方の方はあなたの方で出していたらいい。そうしたら、もう既にそのときには修正案として出しておりました。そこで、それだったらうちの方も早く出さなきゃいかぬということで、現在の最終的に一度合意した案で附則案として提案をして、その結果採決で決定したわけでありまして、これがこの案の決定するに至る経過であります。

私たちとしては、そういう意味でぎりぎりの線までその合意を得る努力をいたしました。国庫負担の引き上げ問題というのはそれだけ重要な問題でもありますし、その裏づけがなければ絵にかいたもちになってしまいますし、そういう意味できちっと検討をする課題を示して、その課題に基づいて結果を出すということを私たちは願っていたからであります。

また同時に、先ほど言ったように、国民が理解し合意ができるような努力もしていかなきゃいけませんし、また今、年金というものに対する国民の高い理解が、期待が込められるような時代をつくり上げるためにも努力していかなきゃいけないし、そしてまた同時に、財源問題をちゃんとクリアできるかどうかということが特に重要な問題だと思ひます。また、新ゴールドプランやエンゼルプランなどの福祉問題もたくさんありますので、そういうようなものを総合的に勘案した結果であります。

○横尾和伸君 今、交渉の過程を大変詳しく御説明いただいたんですが、それを求めたわけではなくて、一部改革側の対応について誤りの部分がありました。今そのことを申し上げていると時間もなくなりますが、誤りがあったということだけ申し上げておきたいと思ひます。

また、最大限の努力をされたことは大変私もある意味で認めておりますけれども、努力の限界というものが初めから見えておりました、それは国庫

負担率を引き上げることについて、引き上げるといふベクトルを与えるということをしなさい、方向性を与えるということをしなさいというのが与党側の対応だったかと思ひます。それが第一番目にお聞きした中で明確にお答えいただけなかったことの理由であらうと思ひます。

これから先は水かけ論になりますので、私は御提案された趣旨は一応今の段階で確認できるところはこまめでだと思ひますので、先生お忙しいと思ひますので、先生に対する質問はこまめでさせていたいただきたいと思ひます。ありがとうございます。

続きまして、今の御提案者の御答弁にありましたけれども、本法律は厚生大臣の所管でございまして、所管する大臣として、今申し上げた引き上げることが、この附則第二条の意味合いが、今の答えをされたことに對して大臣はどう思われますでしょうか。

○國務大臣（井出正一君） その前に、先生は先ほど、私が参議院の本会議で、これは院の方で修正あるいは附則がつけられたからということでお答えをしないかという御指摘がございまして、特に国庫負担のあり方につきましてはいろいろ議論がかねてよりあったことはもちろん承知しておりますが、これは大変な財源も要することですし、税と社会保険方式のバランスの問題もこれありますから中長期的に考えるべき課題でありまして、今回の改正案にはむしろこれは取り入れないという形がベストだろうと思つて法案を提出した経緯がございまして。

しかし、御審議の結果、ああいう形の附則あるいはまた附帯決議がついたわけでございますから、これは内閣として大変重く考えて尊重しなくちゃならぬ、こういう姿勢でおります。

それともう一つ、この改正法案は三月の半ばに国会に提出された法案でございまして、当時の与党だったほとんどの党が今や野党でいらつしやいます。それから、当時の最大野党であられた自民

党が与党でいらつしやる。また、社会党も三月時点では与党でいらつしやったんですが、その後いろいろ経緯がございまして、またいろいろ修正のお考えも持つという大変入り組んだ今回の御審議でありまして、従来にない構図といひましようか、そういう中で議論された法案であつたということをおまじ申し上げておきたいと思ひます。

ただいま戸井田先生が衆議院の修正者としてのお立場から、附則の検討規定が設けられた経緯や、今後検討していくべき視点等につきましてはお話をいただいたところでございまして。

私は、基礎年金の国民負担の問題につきましては、先ほどちょっと触れましたが、社会保険方式のもとで税と社会保険料のバランスをどうとっていくか、また今後の年金給付費の急激な増大に伴い、現行制度のままでも急増していく国庫負担の財源をどう確保していくかなどの問題があり、附則第二条の趣旨を踏まえ、幅広い観点から国民的な議論が必要であると考えておるものでござい

ます。そういう立場からこれまでお答弁してきたつもりでございまして、ただいまの戸井田先生の御発言により一層その意を強くしたといひましようか、ただいま申し上げましたようなものもろの点を十分検討しながら結論を出していくべき問題だと考えております。

○横尾和伸君 次に、やはりこれは十月二十八日の本会議において総理がお答えになった部分があるんです。基礎年金の国庫負担を段階的に上げることを検討していくことは重大なことだと思つておりますが、ただ財源の裏づけがないと単に絵にかいたもちに終わる、こういう趣旨のお話をされております。

問いは、財源を確保しつつということをお前提として、それに引き上げるといふ方向性を示さないのはなぜかということに対して、いわゆる絵にかいたもち発言が出たわけですが、この絵にかいたもちについて、厚生大臣やはり同じよう

にお考えでしょうか。たしかお答えになるときに、総理と同じですがという前段が入ったので恐らく同じ御意見だと思ふんですけれども、念のためにお聞きしておきます。

○国務大臣(井出正一君) 基礎年金の国庫負担のあり方を検討するに当たりましては、先ほど申し上げましたように極めて巨額の財源を必要といたしますから、その財源確保の方策をどのように考へるかが大きな問題でございまして、その具体的方策についてもさまざまな議論が必要であると考へております。

こうした財源確保の見通しがないうままに国庫負担引き上げの方向性のみが明示されたとしても、それは実現可能性は極めて低いものと考えるところでございします。

○横尾和伸君 趣旨は絵にかいたもちということによろしいんですね。

そこで、次にちょっと角度を変えてお伺いしたいんですけれども、国庫負担の割合が三分の一ということと仮に今のまま推移した場合、それでも将来相当な国庫負担の増になるわけですね。厚生省の試算によると、現在三・九兆円、五年後には五・三兆円、十五年後には七兆円、三十年後には八・一兆円、したがって兆円単位で財源が必要である。しかもこれは、その前提は平成六年価格でございまして、将来へいけば何とかなるというそんなものではなくて、将来へいけばもっと膨らむとイメージした方がよいと思うんですが、何兆円単位で今のままでもふえるわけですか。これは財源をどうされるのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(井出正一君) 今、横尾先生が御指摘のとおり、今年度の価格で推計してもまさに何兆円単位でどんどんふえていくことは事実であります。そして、これは既に法定化されている国庫負担率に基づく必要な負担額でございしますから、これはぜひとも確保していく必要がある金でございします。

○横尾和伸君 確保するという目標だけで方策が示されていないですね。大臣は先ほどの問いでは、財源を確保しつつつという言葉だけじゃなく、方策が明示されていないと絵にかいたもちだということふうに言われたんです。そうしますと、今厚生大臣が改正しようとしているものは絵にかいたもちなんですか。念のためにもう一度お伺ひします。

○国務大臣(井出正一君) これはもう法定化されているという意味では絵にかいたもちとは言えないと思ひます。もちろん、そのときどきに必要ない負担額を捻出するための財政当局との協議をしながらやらぬことは当然であります、その努力は講じているつもりであります。

○横尾和伸君 絵にかいたもちではない、ちゃんと法定化されている、こういうことなんです、大蔵省、このことについてはどのように受けとめられますか。

○説明員(丹良泰健君) 先生御指摘のとおり、基礎年金の国庫負担率が現行の三分の一のままで、今後人口の高齢化のため将来の国庫負担額が相当増加すると見込まれております。これだけの財源を確保していくことは容易なことではございせんが、私どもといたしましては、必要な財源を確保できるよう毎年度の予算編成におきまして歳入歳出面にわたりますして最大限の努力を続けていく所存であります。

○横尾和伸君 兆という単位のお金になりますけれども、これはスクラップ・アンド・ビルドで厚生省の予算から削るんですとか、それともほかの予算をとってくるのか、その財源はどうされるのか。これは二分の一にするための問題じゃなく三分の一のままで必要な部分でございします。

○説明員(丹良泰健君) 繰り返になります、私どもといたしましては、毎年度の予算編成におきまして歳入歳出面にわたる見直しを行ひまして、必要な財源を確保できるよう最大限の努力を続けていく所存であります。

○横尾和伸君 必要な財源はどこから出てくるんですか。税を上げるんですか。その辺のところはわかっていないと絵にかいたもちになりますよ。その点、大蔵省、また厚生大臣、もう一度御意見があったら発言をしていただきたいと思ひます。

○説明員(丹良泰健君) 大変恐縮でございします。繰り返になりますけれども、現在、国庫負担率が三分の一に法定化されているというところは先ほど大臣の方からお話ございましたとおりでございします。したがしまして、私どもといたしましてはそれを前提に、歳入歳出面にわたる見直しによりまして必要な財源を確保できるように努力を続けてまいりたいと思っております。

○横尾和伸君 要するに、何とか工面するという意味ですか。そういうふうな受けとめです、同じことを何回も繰り返されてもちょっと時間が貴重なものですか。

そうしますと、大臣、今大蔵省が言われているのは、何とか工面する、具体的な策はない、方策は今答えられません、こういうことで今改正されようとしているんですが、そうすると、大臣が先ほど言いました財源を確保しつつつという言葉だけではだめなんだ、方策がなければ絵にかいたもちなんだということと総理大臣と一緒にそう認識されているということなんです、そんな無責任な態度で今の年金法の改正をされようとしているのか、そこを明確にお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(井出正一君) 法定化されておるわけでございますから、財源措置は当然伴つておる、こう信じております。

○横尾和伸君 厚生省は当然大蔵省がやってくれらるものという御認識だと思ひます。大蔵省も、将来忘れたころに財源のために増税するぞなんて言わないでいただきたいと思ふんです。こういうことは前もって先を見込んでしっかり対応していくことが責任ある行政であり、また責任ある政治家だと思いますので、あえてここで強く要望しておきたいと思ひます。

次に、そういう意味でちょっとこだわって申しわけないんですが、大事な問題なので絵にかいたもち論をもうちょっと続けさせていたいただきたいんですが、社会党の半年前のお考えでは、具体的に言いますと五月二十六日の時点ではやはり中間報告をしておりまして、「国庫負担率を三分の一から二分の一に引き上げ、二十一世紀初頭に三分の二に引き上げるなど国庫負担率を段階的に引き上げる」、こう言い切っているんです。もっともそのための財源云々というところは後に書いてありますけれども、しかし書いてあることは具体的な方策ではないのでこれは絵にかいたもちになると思ふんですけれども、大臣は、この社会党の半年前の考え方、これはやはり絵にかいたもちなんですか、どう認識されるでしょうか。

○国務大臣(井出正一君) 他の方の御提言について私がコメントをすることは果たしていかかと思ひますが、今先生お触れになりました社会党の高齢社会福祉プログラム特別調査会の中間報告に示されておりますように、国庫負担率の段階的引き上げのためには、「安定的な租税財源策を講じる」、こう最後に述べられておるわけですが、安定的な租税財源策を講ずることが必要であり、その点についての確たる見通しが、ない段階においては、その実現はなかなか容易ではないことと考へるものでございします。

○横尾和伸君 よく聞き取れなかったんですけれども、次がありますので。

同じように自民党が半年前、具体的には六月一日に年金制度調査会年金改革検討小委員会の中間報告で、「国庫負担を現行の基礎年金部分の三分の一から二分の一まで段階的に引き上げる。政府案では、部分年金の創設ということもあって保険料率が三〇%近くまで上がったという。自民党政権下では、当初、サラリーマンの負担の限界というところから将来にわたって西独並みの二六%程度に留めるべきと主張してきた」、こういうことで引き上げることが明示されているんです。財源についてはやはり確保するという趣旨のこと

はうたわれておりますけれども、しかし具体的方策がありません。これもやはり絵にかいたもちなんでしょうか。

○国務大臣(井出正一君) 基本的には、ただいま社会党の提言に対し申し上げたことと同様でございます。財源確保の見通しがない段階ではなかなかその実現は困難なものと考えております。

○横尾和伸君 財源確保の見通しがないということとを盛んに強調されるんですが、当然だと思ふんです。それが無いということ自体私は間違っていると思ひますし、財源確保の見通しは一番大切なことのひとつだと思います。それだけに先ほどの話にこだわりますけれども、現在の三分の一のままで財源の確保については大蔵省はそう何と何と、ちょっと乱暴な言い方かもしれませんが、厚生省はやってくれるはずだと。これがもしうまくいかなかった場合には、最終保険料率はそのしわ寄せを受けて将来上がる可能性はないのかどうか、大変不安に思ふんです。

厚生大臣としては今回の改正に大変な自信を持っておられると思ひますけれども、自信を持つべきものはその財源の確保の部分なんです。そのところをしっかりと将来的に担保するという御決意を伺って、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(井出正一君) 今回の御審議いただいております改正案は、二十一世紀において到来する高齢社会に安定して機能が發揮できるような制度にすることがまさにその目的であり、眼目でございます。

したがいまして、先ほど申し上げましたような保険料のアップもそれに応じて御負担をいただくことになっております。それがまた全然予想違いの形にならないように、きちんとした対策をとっていかなくちゃならないことは当然だと思ひますし、その方向で頑張っていく決意であります。

○横尾和伸君 何か語尾が弱くなつてしまったので大変心配なんですけれども、財源の確保ができなかった分はもししたら将来の三〇%という目標をそのために超えてしまう可能性を、あるいは

その心配をますます私は深めたんですけれども、しかしそれは危惧でありまして、これからそんなことのないように、大臣、今回の法改正施行の部分、それから財源の確保をしっかり頑張つていただくことをお願いしまして、今度こそ私の質問を終わります。

○西山登紀子君 私は、昨日、実際の労働者の声は六十歳支給が多数であることを明らかにしてまいりました。

そこできょうは、本日に雇用は確保できるのか、与えられた時間が二十六分ですので、この点に限って質問をいたします。

年金と雇用が中断すれば大変なことになるわけですね。午前中の参考人質疑のときにも問題になりましたけれども、病弱な人、健康上働くことが無理な人、あるいは配偶者や年老いた両親を介護しなければならぬ、こういう人などが現実にはいるわけなんです。本会議でも問題になりましたけれども、現実には中断が起るのではないのでしょうか。大臣のお考えをお伺いいたします。

○国務大臣(井出正一君) 今回の年金改正は、二十一世紀の本格的な高齢社会に向けて、高齢者の雇用の促進と連携をとって年金制度を人生八十年時代にあわらしい仕組みとするということ、もう一つは、将来の現役世代の負担を適度なものとしないよう給付と負担の均衡を図る、こういう大きな二つの観点から、六十歳代前半は年金と年金を合わせて生活設計を行う期間と位置づけ、六十歳代前半の年金は六十五歳以降とは別個の給付とすることにいたしましたのでございます。

六十歳代前半の時期は、働く意欲と能力のある方については、高齢者雇用を進めることにより賃金と別個の給付により生活を支えていただき、自己の都合により早期に引退したいという方については、預貯金や個人年金などの自助努力に加え別個の給付を支給し、さらに基礎年金の繰上げ支給の道を開くことにより生活が支えられるようにしてまいりまして、個々人の多様なニーズに弾力的に対応できる仕組みとしたところであります。

なお、別個の給付への切りかえは二〇〇一年から二〇一三年にかけて行うものでございまして、若年労働力が減っていく二十一世紀においても社会の活力を維持するためには、年金制度と連携をとって高齢者の雇用を進めていく必要があると考えております。政府は産業界あるいは労働界ともどもその方向に努力をしていかなければならぬと考えておるところでございます。

○西山登紀子君 重ねてお伺いをいたしますけれども、健康上の理由などで働けない人は減額年金で生活しなくてはなりません。十分な蓄えがあればいいですよ、なければ医療費は余分にかかりますし、減額年金では本当に大変なことになるのではないのでしょうか。本法案というのは、頑健で十分な労働能力がある高齢者、健康な高齢者のみを前提にして成り立っているのではないのでしょうか。弱者に厳しい六十五歳支給ではありませんか。再度、大臣にお伺いいたします。

○政府委員(近藤純五郎君) 御指摘のとおり、健康で意欲ある方につきましては、高齢者雇用を促進いたしまして雇用収入と別個の給付で生活をしていただく、こういう想定をいたしているわけでございます。六十五歳まで働くことが困難な障害者につきましては、これは現役世代では障害年金が出ていたというこのバランスにおきまして、こういう六十五歳まで働くことが困難な障害者につきましては六十五歳以前においても満額の年金を支給することにいたしているわけでございまして、弱者に厳しい改正案とは考えておりません。

○西山登紀子君 もう一度、大臣にお答えをお願いいたします。

○国務大臣(井出正一君) ただいま局長からお答えいたしましたように、健康な人は高齢者雇用を促進して雇用収入と別個の給付で生活することを想定しております。六十五歳まで働くことが困難な障害者等の方については六十五歳前においても満額の年金を支給することとしておりまして、先生おっしゃるような弱者に厳しい改正案とは考えておりません。

○西山登紀子君 それでは話を先に進めます。端的にお聞きいたしますけれども、六十歳代前半雇用の雇用を確保すると言われますけれども、これは六十五歳定年制を法制化するというところでございますか。

○政府委員(近藤純五郎君) 六十五歳定年の法制化につきましては働きかけることではございません。

定年につきましては、これは六十五歳までの間には個人によってかなり個人差もございまして、定年という形ではなくて雇用延長ということとか転職とか、こういうものも含めまして六十五歳まで意欲のある能力がある方については働いていただく、こういうことで労働省におきまして雇用対策を立てている六十五歳まで現役で働けるような社会を築いてまいりたい、こういうふうなのが政府の方針でございます。

○西山登紀子君 意欲もあり能力もある方には働いていただく、こういうわけなんです。政府は、本当に年金と雇用の継続を希望するすべての労働者に雇用を保障する責任が生じてくるわけですから、年金支給開始年齢六十五歳というのは法律で決めるわけですから、これは全国一律に無条件で実施がされます。しかし、雇用状況には地域差もございまして、また、企業や産業間にもいろいろな差があります。

六十五歳支給は法定化したけれども、雇用は民間任せ、企業任せになっては大変だと思ふんです。この継続を保つ整合性のある体制は必ずできますか。

○政府委員(近藤純五郎君) 年金制度におきましては、別個の給付という形で六十歳から出るわけでございます。雇用政策におきましては、高齢者の雇用機会を確保するための施策を積極的にやっていく。しかも、二十一世紀初頭におきましては若年労働力が減つてまいりますので、ここにおいては、高齢者の方も希望する者が六十五歳まで働くことができる社会の実現を目指していかなくては

ばいけないというふうな考えているわけでございます。

自由主義経済下ではございますが、官民挙げまして高齢者雇用の促進に努力いたしまして、これに個人の創意、努力を加えますと、雇用と年金の連携というのをおおむね達成できるものというふうに確信している次第でございます。

○西山登紀子君 部分年金で暮らせというわけですけれども、通産省の委託調査でも、今の給付水準でも少ないと答えている方が約六割、五十五歳以上の方は七割の方が今でも少ないと言っているんです。それを部分年金、およそ半分ですね、これで暮らせと言われる。しかも、先ほど上積み効果のお金のことを言われましたけれども、これは働く場所がある人、それから働く個体の条件がそろっている人、こういう人には上積みの効果があるわけですから、それでは本当に働く場所があるのかどうかということなんです。政府は六十歳定年制は定着したというふうにおっしゃいますけれども、その実態は少し違うのではないかと思います。

例えば、政府が肝いりで民営化をいたしましたJR各社の六十歳定年制、これを実際に私は調べてみて驚いたわけですね。六十歳定年制、確かに言葉はそういうふうになっております。しかし、例えば採算性のいいというJR東海、これを基本に見てみますと、五十五歳以上の賃金の扱いというのは基本給の八五％になってしまっています。北海道だと基本給の六〇％に五十五歳以上の賃金の扱いはなってしまうわけですね。

それ以上にJR北海道ですね、昇給は五十五歳以上はありません。昇格もありません。五十五歳以降は行わないというふうになっております。さらに、五十五歳以上の在職条件というののどうかといえますと、原則として関連会社に出向させる。これはほかのJRも同じでございます。五十五歳になればもうほかの関連会社に行かせてしまおうということですね。

さらに言えば、早期選択制の定年制度の新設、

こういうことになりました。五十五歳からさかのぼって早くおやめになる方には少し上積みをしたましよう。例えばJR東海の場合だと、五十歳では二〇％の上積み、五十一歳では一八％の上積み、五十二歳では一六％の上積み、五十三歳では一四％の上積み、五十四、五十五歳は一三％の上積みで、それぞれ何の上積みかというところ、五十五歳の退職金の算定基礎給、これを上積みしていくということであるわけですね。これは皆さんどういうふうにお考えになりますか。

今、私が申し上げましたように、政府が肝いりで民営化をいたしましたJRで六十歳定年制という名前で行われている実態は、まさにこれは五十五歳で早くやめてほしい、あるいはそれよりももっと早目にやめていただきたいと言わなければならぬものでございます。これが実態なわけですね。六十歳定年制が定着しているといっても、このように実は六十歳以前に、もう五十五歳までに早く出向もさせていくし、やめさせていくというものが今実際にやられていることではないかと思えます。私は労働者にとって非常に過酷な状況だといふふうに思います。乱暴な措置だと思えます。また、人として非常にいたたまれないような状況に追い込まれる、こういう実態が進んでいるのではないかと、六十歳定年制が定着したといっても、実際はおおむねこのように五十五歳から雇用条件が一段と悪くなる、これが実態ではないかと思えます。雇用情勢は非常に厳しいのではないでしようか、大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(井出正一君) 現状といいましうか、外の雇用状況は先生おっしゃるよう到大変厳しいものがあると私も認識しておりますが、我が国の人口構造の変化を見ますれば、二十一世紀の初頭以降、特にベビーブーム世代が六十五歳となる二〇一〇年以降は、我が国の若年、中年層人口の減少に伴い労働力供給の制約が強まること予想されるわけでございます。他方、我が国の高齢者の高い就業意欲にたいえ、二十一世紀を活力あ

る長寿社会としていくためには、増大する六十歳代前半雇用の促進は我が国の社会経済にとって重要と認識しておるものでございます。

このような基本的認識のもとで、我が国の年金制度においても六十歳代前半の年金のあり方を見直すものでございますが、六十歳代前半の年金は極力弾力化し、またこの時期の雇用が必ずしも十分でないことにも配慮して別個の給付を支給することとしたものであります。

○西山登紀子君 先ほどから非常に議論がかみ合わないんです。同じことを繰り返されるわけですけれども、実際もう五十五歳から高齢者の皆さんは職がない、職がある場合でも非常に悪い条件のもとに追いやられていく、こういうのが今の実態だということで、私は六十歳定年制が既に空中空洞化しているということを申し上げたわけですね。さらに言えば、資本の海外進出が大いに進んでいるのは御存じのとおりです。

労働省が九月三十日に発表した「企業の海外進出・生産が雇用に及ぼす影響について」を見てみますと、このように述べております。海外進出それから生産を実施、計画している企業からヒアリングをしたわけですが、海外進出に伴って、国内従業員数については減少を見込む企業が四割超。但し、減少の方法としては、「新規卒の採用抑制」や「中途採用の停止、削減」、「臨時・季節、パートの削減」が中心。だと。さらに、親企業が海外に進出し生産をしたということによって影響を受けた企業のヒアリングは、「親企業の海外進出により影響を受けている企業では、従業員数が減少する」とする企業が約七割。減少の方法も、今後「希望退職者の募集」が増加する見込み。である。このように、親企業の海外進出によって影響を受ける企業の七割が従業員が今後減っていく、このように見えているわけですね。

私は地元が京都ですけども、京都でもこういうような企業が海外進出することによる雇用、仕事事事が奪われるという状況、影響は既に起きているわけですね。九三年度ですけども、京セラは海外に

六十一の工場を持っておりまして、一万六百三十五名が現地雇用ということになっているわけですね。

大臣、このようにリストラとか海外への進出の広がりというものは、景気が多少回復したといいたしましても今後も拡大するのではないでしようか。したがって、雇用情勢は決して楽観を許さないというふうな思ふのですけれども、いかがでしようか。

○国務大臣(井出正一君) 二十一世紀の活力ある長寿社会を築いていくためには、雇用と年金の連携を図りつつ、高齢者が安心して生活できるような環境づくりが必要でございます。

また、年金制度は国民や事業者の保険料負担により成り立っているものでございまして、年金制度を維持発展させていくためには今後とも日本経済が継続的に成長していくことが必要であり、年金制度に携わる者としては日本経済の動向に重大な関心を持っておるところでございます。

一方、先生の御指摘のとおり、製造業の急速な海外移転等産業の空洞化により、今後、経済の停滞、雇用情勢の悪化等が生じるのではないかと、懸念があることもこれまで事実であります。しかし、今後我が国においては、高齢・少子化の進展、快適性への欲求の拡大等がこれまでにも増して進むことによりまして、住宅関連分野とか医療、福祉関連分野あるいは生活関連分野等の社会ニーズに対応した分野の成長が望まれておるわけでございます。

厚生省といいたしましては、これらの産業の成長により引き続き日本経済が維持発展していくことを期待しておるものでございまして、政府としてもその方向で経済運営をしていくことは当然だと思っております。

○西山登紀子君 私は、大臣の御認識は非常に甘いと思えます。海外進出を計画しているのは製造業だけではなくでございまして、今も労働省の報告を御紹介いたしましたように、既に海外進出に伴って国内従業員数の減少を見込む企業は四割を超え

ている、こういうことでございますので、非常にそういう点の大臣の認識は甘い、雇用情勢は決して楽観は許さないというふうには私は指摘をしたいと思ひます。

労働省もバブルの時期の産物であります第七次雇用対策基本計画の見直しに入っているわけですが、労働省が六月六日に発表いたしました中期雇用ビジョンによれば、実質経済成長率三％未満であれば二〇〇年には労働力過剰としています。失業者が増加するという事です。このように厳しい雇用情勢の中で本当に六十歳代前半層の雇用は確保されるのでしょうか。年金の支給は六十五歳になるわ、全体として雇用保障は高齢労働者の自助努力で行いなさいでは無責任過ぎるのではないのでしょうか。

この点で、財界にも要請をして雇用の確保を体制として確立します、こういうふうには政府として確約ができるかどうか、お伺いをいたします。

○国務大臣(井出正一) 二十一世紀の活力ある長寿社会を築いていくためには、高齢者の高い就業意欲や知識、経験を生かして高齢者の雇用を促進するとともに、年金制度もこれと連携のとれた仕組みとすることが必要であります。

このため、政府においては雇用政策において、二十一世紀初頭までに、希望する高齢者が少なくとも六十五歳まで働ける社会の実現を目指して高齢者雇用安定法等の改正を行うなど、高齢者の雇用対策を拡充していくこととしております。

今回の改正に際しても、労働省との連携について協議、調整してきたところでございまして、今後とも労働行政と連携を図りつつ、厚生省といしましては産業界への雇用促進の働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○西山登紀子君 私は大臣の見通しが非常に甘いということも再三指摘を申し上げているわけですが、企業家の態度というものはそんなに甘いものではないですね。

労働省が委託をいたしました「高齢者の雇用政策に関する労使の取り組みについての調査研究報告書」、こういうのがございすけれども、そこでは「高齢者雇用の将来展望と今後の課題」というところで端的に率直に調査をしているわけですよ、この前の総理府の調査とは違つて。

公的年金の支給開始年齢六十五歳への引き上げと六十歳代の雇用政策はどうか、こういうことで調査をやっているわけですが、その結論はどうなっているかといふと、調査をいたしました企業の総計では、公的年金の支給開始年齢の六十五歳へ段階的引き上げにおける六十代の雇用政策は「非常に難しく対処は困難である」、これが実に三八・五％を占めているわけなんです。製造業に限って見ますとそのパーセンテージというのは、つまり「非常に難しく対処は困難である」と答えている企業は実に三九・二％もあります。

さらに、興味深いといひますか注意を喚起したいのは、調査している企業、一万人以上の大企業ですね、これがその「非常に難しく対処は困難である」というパーセンテージは実に四〇％という事でございす。中小企業、例えば二百九十九人以下の小さな企業ではそのパーセンテージは三四・八％であるのに比べて、大きい規模の企業の方がより困難だといふパーセンテージを上げているというところに注目をしなければならぬと思ひます。

簡単に企業が雇用努力をするのかというところではない。そういう現実について再度お伺いをいたします。

○国務大臣(井出正一) 長い不況の過程で企業がスリム化に走り、あるいは中高年社員には出向とか転籍あるいは早期退職の勧告等が行われていることも事実だと私も思ひます。それだけ現在のこの深刻さは重視しなくちゃいけません、しかし、私もこの年金法改正で描いているのは二十一世紀初頭の時期を考へておられるわけではございすから、今とはまた全く違つた状況が生まれますであらうし、また高齢労働者の雇用が今よりはすつと進むような社会体制をみんなできつて

いかなくちやならぬ、こう考へるのであります。○西山登紀子君 大臣、二十一世紀の初頭というのはもう目の前でございす。希望的な観測だけで年金を六十歳支給を六十五歳に繰り延べされる、この国民の側の痛みをどうぞよく直視していただきたいと思います。

それで、財界の態度も決して甘いものではないですね。その高齢者の雇用につきましても例えば東京商工会議所はどう言っているか。「労働政策に関する要望」というのがありますけれども、そこでは「六十五才までの雇用問題は労働者個人の自助努力とそれを補完する職業能力開発等の公的支援体制の整備が重要であり、現行の高年齢者雇用安定法の改正強化をもつて、企業の方に受け皿づくりを求めることは適当ではない」、このように言っております。「また、同法における六十才以上定年制の導入に関する努力義務規定を、普及状況を理由として完全義務化に改正強化すべきではない」、このようにも意見を述べているわけでございます。

さらに、日経連はどういうふう言っているか。これはさらに厳しいことを言っているわけなんです。定年到達者について、「再雇用あるいは勤務延長は、企業が定年到達者の事情に応じて個別的に決定しているものであり、定年到達者の多くが再雇用あるいは勤務延長されていても、これを直ちに、労使慣行化しているものとみなすことは妥当でない。再雇用あるいは勤務延長を行うか否かについては、企業の裁量に委ねられているというべきであらう」と。さらにこういうことまで言っています。「高年齢になるほど精神的身体的機能の低下により作業能率の低下がみられ、健康により多くの不安を残すこと等からすると、高年齢者を一般の臨時労働者と同等に考へることは妥当でなく、更新するか否かについては、企業の裁量に委ねるべきであらう」、このように言っているわけ、これが日経連の高齢化問題研究委員会中間報告が述べているところでございます。

法律で雇用が義務づけられております障害者雇

用でも、現に大企業の八〇％近くが雇用率未達成なわけですから、こういう年金と雇用の継続、絶対に中断することをしないと政府として約束できるかどうか、最後にお伺いをいたします。

○国務大臣(井出正一) 今後、我が国の若年人口の減少に伴つて労働力供給の制約が強まることと予想されるというところはさきに申し上げましたとおりでございますが、活力ある長寿社会を築く上で高齢者雇用の推進は重要でございます。現在、政府全体で、二十一世紀初頭までに、希望する者全員が六十五歳まで働ける社会を目指し各般の施策を講じていくこととしておられるところでございますが、個人の創意、努力とも相まって、雇用と年金の連携をおおむね達成できるものと確信するものであります。

○委員長(種田誠) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後六時二分散会

平成六年十一月十六日印刷

平成六年十一月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局